



東北大学

法科大学院

シラバス

2026年度  
(令和8年度)

東北大学法科大学院  
(法学研究科総合法制専攻)

二〇二六年度(令和八年度)

シ  
ラ  
バ  
ス

東北大学法科大学院

# 目 次

・ 東北大学法科大学院履修案内	1
・ 2026 年度法科大学院開設授業科目について 【令和 8 年度未修・既修入学者】	7
・ 2026 年度法科大学院開設授業科目について 【令和 7 年度未修・既修入学者】	9
・ 2026 年度法科大学院開設授業科目について 【令和 4・5・6 年度未修・既修入学者】	13
・ 英文科目名一覧	17
・ 2026 年度法科大学院授業科目	19
・ 2026 年度法科大学院授業日程	179
・ 2026 年度法科大学院前期・後期時間割表	181



法 科 大 学 院  
履 修 案 内

# 東北大学法科大学院履修案内 (2026年度入学者用)

## 1 東北大学法科大学院の教育理念

東北大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）では、現行法体系の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した「優れた法曹」を育成することを教育の目的としています。

## 2 法科大学院の課程の教育

法科大学院では、理論的基礎の体得を目指した科目（「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」）、法律実務について、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ、将来の仕事への関心を育む科目（「実務基礎科目」）及び先端的・学際的・現代的・国際的な科目（「基礎法・隣接科目」、「展開・先端科目」）を開講しています。

第1年次（L1）	第2年次（L2）	第3年次（L3）
第1年次基本科目 「リーガル・リサーチ」 (実務基礎科目)	第2年次基本科目 基幹科目 応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目	応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目

### (1) 第1年次（L1）

- ・第1年次基本科目（28単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・「リーガル・リサーチ」（実務基礎科目・2単位）を履修することができます。

### (2) 第2年次（L2）

- ・第2年次基本科目（2単位）及び基幹科目（28単位）を履修しなければなりません（必修）。
- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうち、L2に配当されている科目から6単位を履修することができます。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）であって、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を、本学と締結した本学若しくは他の大学の同条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程又は本学以外の法科大学院のみと締結した大学の同条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程を修了した者（以下、「法曹基礎課程修了者」という。）は、16単位（第2年次基本科目の履修免除を受けなかった者は14単位）を履修することができます。
- ・応用基幹科目については、第2年次と第3年次で通算10科目・10単位まで履修す

ることができます（ただし、応用基幹科目のうち科目名の末尾に「Ⅱ」が付されている科目（「応用●●法Ⅱ」）は、第3年次配当科目ですので、第2年次では履修できません）。

### (3) 第3年次（L3）

- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を履修します。
- ・応用基幹科目については、第2年次と第3年次で通算10科目・10単位まで履修することができます。

## 3 授業科目の履修

- ・法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当、履修方法及び進級は、東北大学法科大学院履修内規によります。
- ・同一名称の授業科目を重複して履修することはできません。ただし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが付されている授業科目は、「民事法発展演習」を除いて、同一名称の授業科目とはみなされません。

## 4 履修登録

- ・各年次の授業科目を履修するためには、各年度当初に、所定の手続により、履修科目として登録をしなければなりません（履修登録）。ただし、応用基幹科目のうち科目名の末尾に「Ⅰ」が付されている科目（「応用●●法Ⅰ」）については、11月中旬に履修登録期間が設けられます。また、必修科目については、自動的に履修登録が行われます。
- ・各年次に履修登録をすることができる単位数の上限は、第1年次（L1）が30単位、第2年次（L2）が36単位、第3年次（L3）が44単位です。ただし、法曹基礎課程修了者は、第2年次に44単位まで履修登録をすることができます（東北大学法科大学院規程第6条）。また、前期の授業科目が不合格となった場合、この履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算します。
- ・履修登録をする際には、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・実務基礎科目のうちの必修科目及び必要があると認められる授業科目については、クラスが指定されます。
- ・演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、教務委員会の承認を得て、履修希望者に対し履修が制限され、又は履修者の選抜が実施されることがあります。この履修制限又は履修者選抜のために当該授業科目を履修することができなくなった場合は、教務委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができます。
- ・第2年次（L2）における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含みません。
- ・前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更が認められることがあります。この期間については、別途、学生に通知されます。上限を超えた登録が行われ、指定された期間内に任意の修正が行われない場合には、当該年次の必修科目のうち、教務委員会

が判断できるもののみが履修登録されます。なお、履修登録の変更については、教務委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがあります。

- ・前期の授業科目についての履修登録を変更する場合は、その科目を後期の授業科目（通年の授業科目は除く。）に変更することもできます。
- ・一度履修登録をすると、履修登録の変更を経た場合を除いて、履修登録を取り消すことはできません。試験を棄権あるいは放棄しても、履修登録は取り消されません（したがって、GPA の算定に際しては、当該科目も計算の基礎に含まれます）。
- ・履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途、学生に通知されます。

## 5 試験

- ・定期試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限られます。
- ・授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められません。ただし、正に3割を超える回の欠席事由が、新型インフルエンザその他の「感染症」（学校保健安全法〔昭和33年法律第56号〕19条）罹患である場合には、この限りではありません。
- ・定期試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間に行います。（ただし、集中講義等は、この限りではありません。）定期試験は、筆記試験のほか、レポート方式による試験によって行われます。各科目の試験の実施方法は、シラバスに記載されます。筆記試験をパソコンを用いたCBT方式によって実施する場合は、別途、通知します。
- ・授業科目により、試験（再度の試験を含む。）の実施上、融合問題による出題を行うなど格別の必要があるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、試験を行うことがあります。
- ・病気その他のやむをえない理由により試験等を受けることができなかった者に対しては、当該試験等の開始前までに願い出た場合に限り、追試験等を行うことがあります。試験等を受けることができない「病気その他のやむを得ない理由」とは、学校保健安全法第19条及び学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症、法科大学院の責めに帰すべき事由によって学生が試験等を受けることが社会通念上困難と認められるもの、配偶者及び2親等内の親族の死亡による忌引き、公共交通機関の障害により学生が筆記試験に遅刻又は欠席した場合であって、当該学生が所定の遅刻限度時刻までに試験場に到着することができなかったことにつきやむを得ないと認められる特段の事情がある場合、その他これに準じる場合をいいます。
- ・再度の試験を実施する科目については、第1年次基本科目のうち前期配当の授業科目とします。これらの科目のすべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われます。

## 6 成績

- ・試験の成績は、60点（100満点）以上が合格となります。成績は本人以外には公表されません。
- ・成績は、定期試験（筆記試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価されます。

- ・定期試験については、たとえば、以下のような能力等が総合的に評価されます。
  - ・事案分析解決能力
  - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
  - ・法的な議論を説得的に表現する能力、論理的表現能力
  - ・創造的・批判的思考能力
- ・成績は、以下の基準によります。

成績	基準	人数比の目安
90 点以上	きわめて優秀	若干名
80 点以上 90 点未満	優秀	20%を上限とする
70 点以上 80 点未満	良好	40%を標準とする (± 20%)
65 点以上 70 点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする (± 20%)
60 点以上 65 点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60 点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではありません。

- ・再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができます。また、専門職大学院系を通じて、所定の書面により、教務委員長に対して、その成績評価についての担当教員による説明を求めることもできます。

## 7 進級及び再履修

### (1) 第2年次(L2)への進級及び再履修

- ・第1年次基本科目の授業科目を1科目でも不合格になった者及び第1年次基本科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者は、第2年次(L2)に進級することができません。また、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会(以下「管理委」という。)が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第1年次(L1)受験生全体の成績結果において、得点下位2割5分に相当する素点(以下「基準素点」という。)未満の者も進級することができません(ただし、病気その他のやむを得ない理由により、当該試験を受けることができなかつた者は、当該試験の開始前までに本法科大学院に連絡した場合に限り、定期試験の追試験受験が認められるのと同様の手続の下で、受験はしたものとみなされることがあります。この場合、その試験科目各々の成績は0点として扱います)。但し、基準素点未満の得点であった試験科目に相当する第1年次基本科目の成績が65点以上である場合には進級することができます。この場合、翌年度の5月末までに必ず、当該第1年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学修相談を行わなければなりません。
- ・第2年次(L2)に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次基本科目のうち、成績が65点未満であった授業科目すべてを、再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった第1年次基本科目の授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する授業科目の前年度の成績は無効となります。

- ・第2年次（L2）に進級できなかった翌年度における第1年次基本科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

#### (2) 第3年次（L3）への進級及び再履修

- ・第2年次基本科目2単位及び基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の中から22単位以上を修得することができなかった者は、第3年次（L3）に進級することができません。基幹科目の成績のGPAが1.5未満である者も、第3年次（L3）に進級することができません。
- ・第3年次（L3）に進級できなかった翌年度には、前年度に修得した単位のうち成績が65点未満であった基幹科目の授業科目すべてを再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった基幹科目の授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する授業科目の前年度の成績は無効となります。

### 8 修業年限及び在学年限

- ・法科大学院の修業年限は3年です。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）は、第2年次（L2）より履修を開始します。
- ・同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年が限度です。
- ・同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とします。この在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍されます。
- ・東北大学大学院通則第22条第3項の休学期間は、原則として、各年次につき1年を超えることができません。

### 9 課程修了及び学位授与

- ・法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、第1年次基本科目28単位、第2年次基本科目2単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先端科目12単位以上（そのうち、司法試験選択科目対応科目（注1）の中から4単位以上）を含め、計96単位以上を修得しなければなりません。
- ・法学既修者は、第1年次に在学して第1年次基本科目28単位を修得したものとみなされます。
- ・法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。  
（注1）司法試験選択科目対応科目：  
倒産法Ⅰ・Ⅱ、租税法基礎、実務租税法、経済法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、環境法Ⅰ・Ⅱ、国際法発展、国際法発展演習、実務国際私法Ⅰ・Ⅱ

### 10 司法試験在学中受験について

次の要件を満たすことで法科大学院在学中に司法試験の受験が認められます。

① 2年次終了までに所定科目単位を修得していること

② 1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みであること

※所定科目単位として、法律基本科目の基礎科目（本法科大学院における第1年次基本科目及び第2年次基本科目）を30単位以上、法律基本科目の応用科目（本法科大学院における基幹科目及び応用基幹科目）を18単位以上、司法試験選択科目（上記（注1）参照）に係る科目を4単位以上と定められています。

## 11 その他

### (1) オフィス・アワー制度

・学修支援のために、オフィス・アワー制度が設けられています。同制度の実施については、別途、周知されます。

### (2) エクスターンシップ

・「エクスターンシップ」の授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはなりません。

### (3) 守秘義務

・学生は、授業等で知り得た個人及び法人の情報について、在学中及び在学を終えた後も、これを漏らしてはなりません。

法 科 大 学 院  
開設授業科目について

【令和8年度未修・既修入学者】

2026年度法科大学院開設授業科目について  
【令和8年度未修・既修入学者】

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
憲法	4	通年	②	②					奥村教授 西土教授	必修	19	
民法Ⅰ	4	通年	②	②					久保野教授 吉永教授	必修	21	
民法Ⅱ	4	前期	④						池田准教授	必修	23	
民法Ⅲ	2	前期	②						櫛橋教授	必修	25	
民法Ⅳ	2	後期		②					久保野教授	必修	27	
刑法	4	通年	②	②					成瀬教授	必修	29	
商法	4	後期		④					脇田准教授	必修	31	
民事訴訟法	2	後期		②					今津教授	必修	33	
刑事訴訟法	2	後期		②					井上(和)教授	必修	35	
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
行政法	2	前期			②				大江教授	必修	37	
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
基幹憲法	2	前期			②				奥村教授 西土教授	必修	39	
基幹行政法	4	後期				④			大江教授	必修	41	
基幹民法	6	通年			②	④			櫛橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	43	
基幹刑法	4	通年			②	②			成瀬教授 谷教授	必修	46	
基幹商法	4	通年			②	②			森田教授	必修	48	
基幹民事訴訟法	4	通年			②	②			今津教授	必修	50	
基幹刑事訴訟法	4	通年			②	②			井上(和)教授	必修	52	
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
応用憲法Ⅰ	1	4Q				②	②		中林教授		55	
応用憲法Ⅱ	1	1Q					②	②	中林教授		57	
応用行政法Ⅰ	1	4Q				②		②	大江教授		59	
応用行政法Ⅱ	1	1Q					②	②	大江教授		61	
応用民法Ⅰ	1	4Q				②		②	池田准教授		63	
応用民法Ⅱ	1	1Q					②	②	池田准教授		65	
応用刑法Ⅰ	1	4Q				②		②	松本准教授		67	
応用刑法Ⅱ	1	1Q					②	②	松本准教授		69	
応用商法Ⅰ	1	4Q				②		②	森田教授		71	
応用商法Ⅱ	1	1Q					②	②	得津講師		73	
応用民事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②		②	今津教授		77	
応用民事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②	②	今津教授		79	
応用刑事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②		②	井上(和)教授		81	
応用刑事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②	②	井上(和)教授		83	
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕												
法曹倫理	2	後期				②		②	赤石客員教授 熊谷教授 谷教授	必修 2クラス	85	
民事要件事実基礎	2	前期			②		②		熊谷教授	必修	87	
民事・行政裁判演習	3	後期				③		③	熊谷教授 赤石客員教授	必修	89	
刑事裁判演習	3	後期						③	谷教授 小林講師 古川講師 中谷講師	必修 2クラス	91	
リーガル・クリニック	2	前期			②		②		赤石客員教授	各月	左記の中から 4単位以上を 選択必修	93
ローヤリング	2	前期			②		②		伊藤教授	2クラス		94

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
エクスターンシップ	2	前期			②		②		赤石客員教授	集中講義	左記の中から 4単位以上を 選択必修	96
模擬裁判	2	前期					②		谷教授 穂田講師 松村講師	集中講義		98
リーガル・リサーチ	2	前期	②						樺島教授			100
民法法発展演習Ⅰ	2	後期			②		②		伊藤教授			101
民法法発展演習Ⅱ	2	後期			②		②		畑講師			103
刑事実務基礎演習	2	前期			②		②		谷教授			105
刑事実務演習	2	前期			②		②		谷教授			107
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕												
日本法曹史演習	2	集中			②		②		畠山講師	集中講義		109
西洋法曹史	2									隔年 注3参照		
実務法理学	2	後期			②		②		樺島教授			111
実務外国法	2	後期			②		②		岩田教授	隔年		112
現代アメリカの法と社会	2	前期			②		②		岩田教授			114
法と経済学	2	前期			②		②		森田教授			116
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	前期			②		②		樺島教授			118
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	後期			②		②		樺島教授			120
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	前期			②		②		嵩教授			121
展開・先端科目〔展開・先端科目〕												
倒産法Ⅰ ※	2	前期			②		②		玉井准教授			123
倒産法Ⅱ ※	2	後期			②		②		玉井准教授			125
租税法基礎 ※	2	前期			②		②		藤原准教授			127
実務租税法 ※	2	集中			②		②		瀧本講師	集中講義		130
経済法Ⅰ ※	2	前期			②		②		伊永教授			132
経済法Ⅱ ※	2	後期			②		②		伊永教授			134
知的財産法Ⅰ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授 上嶋教授	隔週		136
知的財産法Ⅱ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授	隔週	[選択科目]	138
知的財産法発展Ⅰ ※	2	前期					④		蘆立教授	注2参照	左記の中から 4単位以上を 選択必修	140
知的財産法発展Ⅱ ※	2	後期					②		蘆立教授			142
実務労働法Ⅰ ※	2	前期			②		②		桑村教授			144
実務労働法Ⅱ ※	2	後期			②		②		桑村教授			146
環境法Ⅰ ※	2	前期			④		④		北村講師	注2参照		148
環境法Ⅱ ※	2	集中			②		②		大塚講師	集中講義		150
国際法発展 ※	2	前期			④		④		黒崎教授	隔週		152
国際法発展演習 ※	2	後期					④	④	黒崎教授	隔週		155
実務国際私法Ⅰ ※	2	後期			②		②		井上(泰)教授			157
実務国際私法Ⅱ ※	2	後期			②		②		井上(泰)教授			159
医事法	2									注3参照		
金融商品取引法	2	後期			②		②		脇田准教授	隔年		161
刑事政策	2	集中			②		②		石井講師	集中講義		163
企業法務演習	2	後期			④		④		丸茂講師	隔週		165
民事執行・保全法	2	後期			②		②		岡本准教授			166
社会保障法	2	後期			②		②		嵩教授			168
社会保障法発展演習	2	後期			②		②		嵩教授			170
多様性社会と法演習	2	後期			②		②		嵩教授 久保野教授 今津教授			172
地方自治法	2	後期			④		④		諸岡准教授	隔週 公共政策大学院時間割に準じる		174
リサーチペーパー	2	通年					①	①	各指導教員			176

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 学期やクォーター(1Q～4Q)の詳細は学年暦に記載する。

注2) 「知的財産法発展Ⅰ」「環境法Ⅰ」は前期を通じて全14回開講する。

注3) 「西洋法曹史」「医事法」は、2026年度は開講しない。

法 科 大 学 院  
開設授業科目について

【令和7年度未修・既修入学者】

2026 年度法科大学院開設授業科目について  
【令和7年度未修・既修入学者】

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
憲法	4	通年	②	②					奥村教授 西土教授	必修	19	
民法Ⅰ	4	通年	②	②					久保野教授 吉永教授	必修	21	
民法Ⅱ	4	前期	④						池田准教授	必修	23	
民法Ⅲ	2	前期	②						櫛橋教授	必修	25	
民法Ⅳ	2	後期		②					久保野教授	必修	27	
刑法	4	通年	②	②					成瀬教授	必修	29	
商法	4	後期		④					脇田准教授	必修	31	
民事訴訟法	2	後期		②					今津教授	必修	33	
刑事訴訟法	2	後期		②					井上(和)教授	必修	35	
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
行政法	2	前期			②				大江教授	必修	37	
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
基幹憲法	2	前期			②				奥村教授 西土教授	必修	39	
基幹行政法	4	後期				④			大江教授	必修	41	
基幹民法	6	通年			②	④			櫛橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	43	
基幹刑法	4	通年			②	②			成瀬教授 谷教授	必修	46	
基幹商法	4	通年			②	②			森田教授	必修	48	
基幹民事訴訟法	4	通年			②	②			今津教授	必修	50	
基幹刑事訴訟法	4	通年			②	②			井上(和)教授	必修	52	
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
応用憲法Ⅰ	1	4Q				②	②		中林教授		55	
応用憲法Ⅱ	1	1Q					②		中林教授		57	
応用行政法Ⅰ	1	4Q				②	②		大江教授		59	
応用行政法Ⅱ	1	1Q					②		大江教授		61	
応用民法Ⅰ	1	4Q				②	②		池田准教授		63	
応用民法Ⅱ	1	1Q					②		池田准教授		65	
応用刑法Ⅰ	1	4Q				②	②		松本准教授		67	
応用刑法Ⅱ	1	1Q					②		松本准教授		69	
応用商法Ⅰ	1	4Q				②	②		森田教授		71	
応用商法Ⅱ	1	1Q					②		得津講師		73	
応用民事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②	②		今津教授		77	
応用民事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②		今津教授		79	
応用刑事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②	②		井上(和)教授		81	
応用刑事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②		井上(和)教授		83	
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕												
法曹倫理	2	後期				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 谷教授	必修 2クラス	85	
民事要件事実基礎	2	前期			②		②		熊谷教授	必修	87	
民事・行政裁判演習	3	後期				③		③	熊谷教授 赤石客員教授	必修	89	
刑事裁判演習	3	後期						③	谷教授 小林講師 古川講師 中谷講師	必修 2クラス	91	
リーガル・クリニック	2	前期			②		②		赤石客員教授	各月	左記の中から 4単位以上を 選択必修	93
ローヤリング	2	前期			②		②		伊藤教授	2クラス		94

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
エクスターンシップ	2	前期			②		②		赤石客員教授	集中講義	左記の中から 4単位以上を 選択必修	96
模擬裁判	2	前期					②		谷教授 裨田講師 松村講師	集中講義		98
リーガル・リサーチ	2	前期	②						樺島教授			100
民事法発展演習Ⅰ	2	後期			②		②		伊藤教授			101
民事法発展演習Ⅱ	2	後期			②		②		畑講師			103
刑事実務基礎演習	2	前期			②		②		谷教授			105
刑事実務演習	2	前期			②		②		谷教授			107
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕												
日本法曹史演習	2	集中			②		②		畠山講師	集中講義		109
西洋法曹史	2									隔年 注3参照		
実務法理学	2	後期			②		②		樺島教授			111
実務外国法	2	後期			②		②		岩田教授	隔年		112
現代アメリカの法と社会	2	前期			②		②		岩田教授			114
法と経済学	2	前期			②		②		森田教授			116
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	前期			②		②		樺島教授			118
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	後期			②		②		樺島教授			120
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	前期			②		②		嵩教授			121
展開・先端科目〔展開・先端科目〕												
倒産法Ⅰ ※	2	前期			②		②		玉井准教授			123
倒産法Ⅱ ※	2	後期			②		②		玉井准教授			125
租税法基礎 ※	2	前期			②		②		藤原准教授			127
実務租税法 ※	2	集中			②		②		瀧本講師	集中講義		130
経済法Ⅰ ※	2	前期			②		②		伊永教授			132
経済法Ⅱ ※	2	後期			②		②		伊永教授			134
知的財産法Ⅰ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授 上嶋教授	隔週		136
知的財産法Ⅱ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授	隔週	[選択科目]	138
知的財産法発展Ⅰ ※	2	前期					④		蘆立教授	注2参照	左記の中から 4単位以上を 選択必修	140
知的財産法発展Ⅱ ※	2	後期					②		蘆立教授			142
実務労働法Ⅰ ※	2	前期			②		②		桑村教授			144
実務労働法Ⅱ ※	2	後期			②		②		桑村教授			146
環境法Ⅰ ※	2	前期			④		④		北村講師	注2参照		148
環境法Ⅱ ※	2	集中			②		②		大塚講師	集中講義		150
国際法発展 ※	2	前期			④		④		黒崎教授	隔週		152
国際法発展演習 ※	2	後期					④	④	黒崎教授	隔週		155
実務国際私法Ⅰ ※	2	後期			②		②		井上(泰)教授			157
実務国際私法Ⅱ ※	2	後期			②		②		井上(泰)教授			159
医事法	2									注3参照		
金融商品取引法	2	後期			②		②		脇田准教授	隔年		161
少年法・刑事政策	2									注4参照		
刑事政策	2	集中			②		②		石井講師	集中講義		163
企業法務演習	2	後期			④		④		丸茂講師	隔週		165
民事執行・保全法	2	後期			②		②		岡本准教授			166
社会保障法	2	後期			②		②		嵩教授			168
社会保障法発展演習	2	後期			②		②		嵩教授			170
多様性社会と法演習	2	後期			②		②		嵩教授 久保野教授 今津教授			172
地方自治法	2	後期			④		④		諸岡准教授	隔週 公共政策大学院時間割に準じる		174
リサーチペーパー	2	通年					①	①	各指導教員			176

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 学期やクォーター（1Q～4Q）の詳細は学年暦に記載する。

注2) 「知的財産法発展Ⅰ」「環境法Ⅰ」は前期を通じて全14回開講する。

注3) 「西洋法曹史」「医事法」は、2026年度は開講しない。

注4) 「少年法・刑事政策」は、2026年度以降は開講しない。



法 科 大 学 院  
開設授業科目について

【令和4・5・6年度未修・既修入学者】

2026年度法科大学院開設授業科目について  
【令和4・5・6年度未修・既修入学者】

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	頁	
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
第1年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
憲法	4	通年	②	②					奥村教授 西土教授	必修	19	
民法Ⅰ	4	通年	②	②					久保野教授 吉永教授	必修	21	
民法Ⅱ	4	前期	④						池田准教授	必修	23	
民法Ⅲ	2	前期	②						櫛橋教授	必修	25	
民法Ⅳ	2	後期		②					久保野教授	必修	27	
刑法	4	通年	②	②					成瀬教授	必修	29	
商法	4	後期		④					脇田准教授	必修	31	
民事訴訟法	2	後期		②					今津教授	必修	33	
刑事訴訟法	2	後期		②					井上(和)教授	必修	35	
第2年次基本科目〔法律基本科目の基礎科目〕												
行政法	2	前期			②				大江教授	必修	37	
基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
基幹憲法	2	前期			②				奥村教授 西土教授	必修	39	
基幹行政法	4	後期				④			大江教授	必修	41	
基幹民法	6	通年			②	④			櫛橋教授 久保野教授 吉永教授	必修	43	
基幹刑法	4	通年			②	②			成瀬教授 谷教授	必修	46	
基幹商法	4	通年			②	②			森田教授	必修	48	
基幹民事訴訟法	4	通年			②	②			今津教授	必修	50	
基幹刑事訴訟法	4	通年			②	②			井上(和)教授	必修	52	
応用基幹科目〔法律基本科目の応用科目〕												
応用憲法Ⅰ	1	4Q				②	②		中林教授	注3参照	55	
応用憲法Ⅱ	1	1Q					②		中林教授	注3参照	57	
応用行政法Ⅰ	1	4Q				②	②		大江教授	注3参照	59	
応用行政法Ⅱ	1	1Q					②		大江教授	注3参照	61	
応用民法Ⅰ	1	4Q				②	②		池田准教授	注3参照	63	
応用民法Ⅱ	1	1Q					②		池田准教授	注3参照	65	
応用刑法Ⅰ	1	4Q				②	②		松本准教授	注3参照	67	
応用刑法Ⅱ	1	1Q					②		松本准教授	注3参照	69	
応用商法Ⅰ	1	4Q				②	②		森田教授	注3参照	71	
応用商法Ⅱ	1	1Q					②		得津講師	注3参照	73	
応用民事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②	②		今津教授	注3参照	77	
応用民事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②		今津教授	注3参照	79	
応用刑事訴訟法Ⅰ	1	4Q				②	②		井上(和)教授	注3参照	81	
応用刑事訴訟法Ⅱ	1	1Q					②		井上(和)教授	注3参照	83	
実務基礎科目〔法律実務基礎科目〕												
法曹倫理	2	後期				②	②		赤石客員教授 熊谷教授 谷教授	必修 2クラス	85	
民事要件事実基礎	2	前期			②		②		熊谷教授	必修	87	
民事・行政裁判演習	3	後期				③		③	熊谷教授 赤石客員教授	必修	89	
刑事裁判演習	3	後期						③	谷教授 小林講師 古川講師 中谷講師	必修 2クラス	91	
リーガル・クリニック	2	前期				②	②		赤石客員教授	各月	左記の中から 4単位以上を 選択必修	93
ローヤリング	2	前期				②	②		伊藤教授	2クラス		94

授業科目	単位	学期	配当学年 (毎週授業時間数)						担当教員	備考		頁
			L1年		L2年		L3年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期				
エクスターンシップ	2	前期			②		②		赤石客員教授	集中講義	左記の中から 4単位以上を 選択必修	96
模擬裁判	2	前期					②		谷教授 裨田講師 松村講師	集中講義		98
リーガル・リサーチ	2	前期	②						樺島教授			100
民事法発展演習Ⅰ	2	後期				②		②	伊藤教授			101
民事法発展演習Ⅱ	2	後期				②		②	畑講師			103
刑事実務基礎演習	2	前期			②			②	谷教授			105
刑事実務演習	2	前期			②			②	谷教授			107
基礎法・隣接科目〔基礎法学・隣接科目〕												
日本法曹史演習	2	集中			②			②	畠山講師	集中講義		109
西洋法曹史	2									注4参照		
実務法理学	2	後期				②		②	樺島教授			111
実務外国法	2	後期				②		②	岩田教授	隔年		112
現代アメリカの法と社会	2	前期			②			②	岩田教授			114
法と経済学	2	前期			②			②	森田教授			116
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2	前期			②			②	樺島教授			118
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2	後期				②		②	樺島教授			120
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2	前期			②			②	嵩教授			121
展開・先端科目〔展開・先端科目〕												
倒産法Ⅰ ※	2	前期			②			②	玉井准教授	注5参照		123
倒産法Ⅱ ※	2	後期				②		②	玉井准教授	注5参照		125
租税法基礎 ※	2	前期			②			②	藤原准教授			127
実務租税法 ※	2	集中			②			②	瀧本講師	集中講義		130
経済法Ⅰ ※	2	前期			②			②	伊永教授			132
経済法Ⅱ ※	2	後期				②		②	伊永教授			134
知的財産法Ⅰ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授 上嶋教授	隔週		136
知的財産法Ⅱ ※	2	通年			②	②	②	②	蘆立教授	隔週	〔選択科目〕 左記の中から 4単位以上を 選択必修	138
知的財産法発展Ⅰ ※	2	前期					④		蘆立教授	注2参照		140
知的財産法発展Ⅱ ※	2	後期						②	蘆立教授			142
実務労働法Ⅰ ※	2	前期			②			②	桑村教授			144
実務労働法Ⅱ ※	2	後期				②		②	桑村教授			146
環境法Ⅰ ※	2	前期			④			④	北村講師	注2参照		148
環境法Ⅱ ※	2	集中			②			②	大塚講師	集中講義		150
国際法発展 ※	2	前期			④			④	黒崎教授	隔週		152
国際法発展演習 ※	2	後期				④		④	黒崎教授	隔週		155
実務国際私法Ⅰ ※	2	後期				②		②	井上(泰)教授			157
実務国際私法Ⅱ ※	2	後期				②		②	井上(泰)教授		159	
医事法	2									注4参照		
金融商品取引法	2	後期				②		②	脇田准教授	隔年		161
少年法・刑事政策	2									注6参照		
刑事政策	2	集中			②			②	石井講師	集中講義		163
企業法務演習	2	後期				④		④	丸茂講師	隔週		165
民事執行・保全法	2	後期			②			②	岡本准教授			166
社会保障法	2	後期			②			②	嵩教授			168
社会保障法発展演習	2	後期			②			②	嵩教授			170
多様性社会と法演習	2	後期			②			②	嵩教授 久保野教授 今津教授			172
地方自治法	2	後期				④		④	諸岡准教授	隔週 公共政策大学院時間割に準じる		174
リサーチペーパー	2	通年					①	①	各指導教員			176

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 学期やクォーター(1Q～4Q)の詳細は学年暦に記載する。

注2) 「知的財産法発展Ⅰ」「環境法Ⅰ」は前期を通じて全14回開講する。

注3) 「応用憲法」の単位を修得した者は「応用憲法Ⅰ」「応用憲法Ⅱ」を、  
「応用行政法」の単位を修得した者は「応用行政法Ⅰ」「応用行政法Ⅱ」を、  
「応用民法」の単位を修得した者は「応用民法Ⅰ」「応用民法Ⅱ」を、  
「応用刑法」の単位を修得した者は「応用刑法Ⅰ」「応用刑法Ⅱ」を、  
「応用商法」の単位を修得した者は「応用商法Ⅰ」「応用商法Ⅱ」を、  
「応用民事訴訟法」の単位を修得した者は「応用民事訴訟法Ⅰ」「応用民事訴訟法Ⅱ」を、  
「応用刑事訴訟法」の単位を修得した者は「応用刑事訴訟法Ⅰ」「応用刑事訴訟法Ⅱ」を、  
履修できない。(令和6年度入学者まで)

注4) 「西洋法曹史」「医事法」は、2026年度は開講しない。

注5) 「倒産法」の単位を修得した者は「倒産法Ⅰ」を、「応用倒産法」の単位を修得した者は  
「倒産法Ⅱ」を履修できない。(令和6年度入学者まで)

注6) 「少年法・刑事政策」は、2026年度以降は開講しない。



# 英文科目名一覽

科目群	科目名	英文科目名
第1年次基本科目 (法律基本科目の基礎科目)	憲法	Constitutional Law
	民法Ⅰ	Civil Law I
	民法Ⅱ	Civil Law II
	民法Ⅲ	Civil Law III
	民法Ⅳ	Civil Law IV
	刑法	Criminal Law
	商法	Commercial Law
	民事訴訟法	Civil Procedure Law
第2年次基本科目 (法律基本科目の基礎科目)	刑事訴訟法	Criminal Procedure Law
	行政法	Administrative Law
基幹科目 (法律基本科目の応用科目)	基幹憲法	Constitutional Law:Advanced
	基幹行政法	Administrative Law:Advanced
	基幹民法	Civil Law:Advanced
	基幹刑法	Criminal Law:Advanced
	基幹商法	Commercial Law:Advanced
	基幹民事訴訟法	Civil Procedure Law:Advanced
	基幹刑事訴訟法	Criminal Procedure Law:Advanced
応用基幹科目 (法律基本科目の応用科目)	応用憲法Ⅰ	Advanced Seminar on Constitutional Law I
	応用憲法Ⅱ	Advanced Seminar on Constitutional Law II
	応用行政法Ⅰ	Advanced Seminar on Administrative Law I
	応用行政法Ⅱ	Advanced Seminar on Administrative Law II
	応用民法Ⅰ	Advanced Seminar on Civil Law I
	応用民法Ⅱ	Advanced Seminar on Civil Law II
	応用刑法Ⅰ	Advanced Seminar on Criminal Law I
	応用刑法Ⅱ	Advanced Seminar on Criminal Law II
	応用商法Ⅰ	Advanced Seminar on Commercial Law I
	応用商法Ⅱ	Advanced Seminar on Commercial Law II
	応用民事訴訟法Ⅰ	Advanced Seminar on Civil Procedure Law I
	応用民事訴訟法Ⅱ	Advanced Seminar on Civil Procedure Law II
	応用刑事訴訟法Ⅰ	Advanced Seminar on Criminal Procedure Law I
	応用刑事訴訟法Ⅱ	Advanced Seminar on Criminal Procedure Law II
実務基礎科目 (法律実務基礎科目)	法曹倫理	Legal Ethics
	民事要件事実基礎	Basic on Civil Requisite Fact
	民事・行政裁判演習	Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation
	刑事裁判演習	Basic Practice in Criminal Litigation
	リーガル・クリニック	Legal Clinic
	ローヤリング	Lawyering
	エクスターンシップ	Externship
	模擬裁判	Criminal Mock Trial
	リーガル・リサーチ	Legal Research
	民法法発展演習Ⅰ	Advanced Seminar on Civil Law I
	民法法発展演習Ⅱ	Advanced Seminar on Civil Law II
	刑事実務基礎演習	Seminar on Criminal Practice Basic
	刑事実務演習	Seminar on Criminal Practice
	基礎法・隣接科目 (基礎法学・隣接科目)	日本法曹史演習
西洋法曹史		Law and Lawyers in Western History
実務法理学		Practical Jurisprudence
実務外国法		Practical Foreign Law
現代アメリカの法と社会		Law and Society of Contemporary America
法と経済学		Law and Economics
外国法文献研究Ⅰ(英米法)		Readings in Foreign Legal Studies I (Anglo-American Law)
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)		Readings in Foreign Legal Studies II (German)
展開・先端科目 (展開・先端科目)	外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	Readings in Foreign Legal Studies III (French)
	倒産法Ⅰ	Insolvency Law I
	倒産法Ⅱ	Insolvency Law II
	租税法基礎	Basic Tax Law
	実務租税法	Practical Tax Law
	経済法Ⅰ	Economic Law I
	経済法Ⅱ	Economic Law II
	知的財産法Ⅰ	Intellectual Property Law I
	知的財産法Ⅱ	Intellectual Property Law II
	知的財産法発展Ⅰ	Advanced Intellectual Property Law I
	知的財産法発展Ⅱ	Advanced Intellectual Property Law II
	実務労働法Ⅰ	Practice and Theory on Labor and Employment Law I
	実務労働法Ⅱ	Practice and Theory on Labor and Employment Law II
	展開・先端科目 (展開・先端科目)	環境法Ⅰ
環境法Ⅱ		Environmental Law II
国際法発展		Advanced International Law
国際法発展演習		Advanced Seminar on International Law
実務国際私法Ⅰ		Practical Private International Law I
実務国際私法Ⅱ		Practical Private International Law II
医事法		Medical Law

展開・先端科目 (展開・先端科目)	金融商品取引法	Securities Regulation
	企業法務演習	Seminar on Business Planning
	民事執行・保全法	Civil Enforcement and Provisional Remedies
	社会保障法	Social Security Law
	社会保障法発展演習	Advanced Seminar on Social Security Law
	多様性社会と法演習	Seminar on Diversity and Law
	刑事政策	Criminology
	地方自治法	Local Government Law
	リサーチペーパー	Research Paper

法 科 大 学 院  
授 業 科 目

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>憲法</b>		単位	4	担当教員 奥村公輔 西土彰一郎
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

憲法総論、統治機構論及び人権論についての基本的な知識を修得した上で、憲法に関する具体的な事案について、問題の所在を的確に把握した上で、判例及び学説を踏まえながら分析する能力を身につけることを目標とする。

### <学修の到達目標>

上記目的を、法学部卒業程度の水準において達成することを目標とする。そのための一助として「法科大学院における共通的な到達目標」を利用する。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 授業内容

憲法総論、統治機構論及び人権論

#### 授業方法

講義形式を原則とした上で、適宜、質疑応答を交えていく。

#### 進度予定

前期 (担当：奥村・西土)

- 1 憲法と立憲主義・日本憲法史
- 2 国民主権と天皇制・平和主義
- 3 国会①
- 4 国会②
- 5 内閣
- 6 裁判所①
- 7 裁判所②
- 8 財政・地方自治
- 9 憲法の保障①
- 10 憲法の保障②
- 11 基本的人権の限界
- 12 包括的基本権と法の下での平等①
- 13 包括的基本権と法の下での平等②
- 14 包括的基本権と法の下での平等③

後期 (担当：西土)

- 15 精神的自由権①
- 16 精神的自由権②
- 17 精神的自由権③
- 18 精神的自由権④
- 19 精神的自由権⑤
- 20 精神的自由権⑥
- 21 精神的自由権⑦
- 22 精神的自由権⑧
- 23 経済的自由権①
- 24 経済的自由権②
- 25 人身の自由
- 26 国務請求権と参政権
- 27 社会権①
- 28 社会権②

### < 授業時間外学修 >

詳細はTKCで周知する。

### < 教科書および参考書 >

教科書（購入するもの）

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）

長谷部恭男＝石川健治＝宍戸常寿＝小島慎司編『憲法判例百選Ⅰ〔第8版〕』（有斐閣、2025年）

長谷部恭男＝石川健治＝宍戸常寿＝小島慎司編『憲法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2025年）

参考書

佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）

高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第6版〕』（有斐閣、2024年）

渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）

渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅱ総論・統治〔第2版〕』（日本評論社、2024年）

宍戸常寿＝曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』（信山社、2022年）

小泉良幸＝松本哲治＝横大道聡編『憲法判例コレクション』（有斐閣、2021年）

木下智史＝只野雅人編『新・コンメンタール憲法〔第2版〕』（日本評論社、2019年）

### < 成績評価方法 >

定期試験（前期1回・後期1回）……80%

平常点（質疑応答等）……20%

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### < その他 >

### < Object and summary of class >

This course teaches Constitutional Law and covers the fundamental and thorough principles of Constitutional Law. The detailed understanding of Constitutional Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	民法Ⅰ		単位	4	担当教員 久保野恵美子 吉永一行
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

### <学修の到達目標>

民法総則・事務管理・不当利得・不法行為の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、基本的に、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に期待される。

#### ○進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれる。

〔民法総則〕（前期）

- 1 導入：民法の基本構造と民法総則の位置づけ
- 2 主体一人・能力
- 3 法律行為（1）
- 4 法律行為（2）
- 5 法律行為（3）
- 6 法律行為（4）
- 7 法律行為（5）
- 8 代理（1）
- 9 代理（2）
- 10 代理（3）
- 11 法人
- 12 時効（1）
- 13 時効（2）
- 14 時効（3）

〔事務管理・不当利得・不法行為〕

- 1 不法行為法の意義と特徴
- 2 不法行為責任の要件①—総論，責任阻却事由
- 3 不法行為責任の要件②—故意・過失
- 4 不法行為責任の要件③—権利・利益侵害又は違法性
- 5 不法行為責任の要件④—権利・利益侵害又は違法性
- 6 不法行為責任の要件⑤—損害，因果関係
- 7 特殊不法行為責任①—他人の行為による不法行為責任
- 8 特殊不法行為責任②—物の作用による不法行為責任
- 9 不法行為責任の効果①—損害賠償請求主体，損害賠償の範囲等
- 10 不法行為責任の効果②—損害額の算定，非金銭的救済等
- 11 賠償減額事由（過失相殺、損益相殺等）
- 12 共同不法行為

- 13 事務管理・不当利得②—侵害利得、給付利得  
14 事務管理・不当利得③—特殊な不当利得、事務管理

授業中の指示及びTKCへの掲載により、事前に教科書の該当箇所及び判例を指示するので、できるだけ予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

#### <授業時間外学修>

授業中の指示及びTKCへの掲載により、事前に教科書の該当箇所及び判例を指示するので、できるだけ予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

#### <教科書および参考書>

##### 1 教科書

〔民法総則〕

- ・潮見佳男ほか『民法1 総則』（有斐閣アルマSpecialized）（有斐閣、2024年）  
〔事務管理・不当利得・不法行為〕
- ・中原太郎ほか著、山本敬三監修『民法6 事務管理・不当利得・不法行為（有斐閣ストウディア）』（有斐閣、2022年）

##### 2 判例教材

潮見佳男他『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第9版）』（2023年、有斐閣）  
窪田充見他『民法判例百選Ⅱ債権（第9版）』（2023年、有斐閣）

##### 3 参考書

- ・道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第5版〕』（2024年、日本経済新聞社）
- ・その他の参考書については、授業中に案内をする。

#### <成績評価方法>

前期の〔民法総則〕、後期の〔事務管理・不当利益・不法行為〕ごとに、筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を20%として行う。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意されたい。また、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標のひとつとなる。

#### <その他>

オフィス・アワーについては、授業中に案内する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Law I (Part I and Part III Chapter III, IV and V of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law I. The detailed understanding of Civil Law I is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	民法Ⅱ		単位	4	担当教員 池田悠太
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

民法典の「第3編 債権」のうち「第1章 総則」及び「第2章 契約」についての理解を得るべく検討を行う。

### <学修の到達目標>

契約各則・契約総則・債権総則について、民法典を読んで、どのような内容の法があり（法解釈）、それに照らすと紛争がどのように解決されるのか（法適用）、を論じることができるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

以下の内容について、質疑応答を交えて講義をする。

第1回 序論

第2回 契約の成立（1）

第3回 契約の成立（2）

第4回 契約に基づく債権の発生・契約に基づく債権の効力

第5回 契約に基づく債務の履行

第6回 契約に基づく債務の不履行（1）（履行の強制・同時履行の抗弁）

第7回 契約に基づく債務の不履行（2）（危険負担・契約の解除）

第8回 契約に基づく債務の不履行（3）（損害賠償）

第9回 契約に基づく債務の不履行（4）（損害賠償）

第10回 契約に基づく債務の不履行（5）（損害賠償）

第11回 契約に基づく債務の不履行（6）（担保責任）

第12回 債権の目的・債権の消滅（1）（弁済）

第13回 債権の消滅（2）（免除・混同・更改・相殺）

第14回 債権の効力（1）（債権者代位権）

第15回 債権の効力（2）（詐害行為取消権）

第16回 多数当事者の債権及び債務（1）

第17回 多数当事者の債権及び債務（2）

第18回 債権の譲渡（1）

第19回 債権の譲渡（2）

第20回 債務の引受け・契約上の地位の移転・有価証券

第21回 贈与・売買・交換

第22回 消費貸借・使用貸借

第23回 貸貸借（1）

第24回 貸貸借（2）

第25回 貸貸借（3）

第26回 雇用・請負・委任・寄託

第27回 組合・終身定期金・和解

第28回 各種契約の一般理論・総括

### <授業時間外学修>

予習として教科書[1][2][3]の該当箇所を読んで、一定の理解と疑問とを得た状態で講義に出席できるようにすることや、講義を聴きながら作成したノートや教科書を用いて、適宜復習することが期待される。詳細は初回の講義で説明する。

### <教科書および参考書>

教科書として、[1]中田裕康『債権総論〔第5版〕』（岩波書店、2025年）、[2]中田裕康『契約法〔新版〕』（有斐閣、2021年）、[3]窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選II 債権〔第9版〕』（有斐閣、2023年）を用いる。参考書として、山本敬三監修・栗田昌裕＝坂口甲＝下村信江＝吉永一行著『民法4 債権総論〔第2版〕』（有斐閣、2024年）、山本敬三監修・大澤彩＝三枝健治＝田中洋著『民法5 契約』（有斐閣、2022年）、瀬川信久＝内田貴『民法判例集 債権各論〔第4版〕』（有斐閣、2020年）、瀬川信久＝内田貴＝森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第4版〕』（有斐閣、2023年）などがあり、初回に紹介する。

### <成績評価方法>

筆記試験の成績を80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を20%として、評価を行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなる。

### <その他>

授業に関する連絡はGoogle Classroom又はTKCのシステムを用いて行う。オフィスアワーの日は、別途案内する。

### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Law II and covers the fundamental and thorough principles of Chapters 1 and 2 of Part 3 of the Japanese Civil Code, which contain the law of contracts and the general provisions of claims. The detailed understanding of civil law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	民法Ⅲ		単位	2	担当教員 榎橋明香
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

本講義では、民法のうち、第四編親族及び第五編相続を学修する。次年度に向けた基礎固めとして、同領域の基礎知識を習得し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身に付けることを目標とする。

#### <学修の到達目標>

家族法（親族・相続）の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解の下、法解釈論上の問題を含む事案について、結論を導くことができるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

教員による講義が基本となるが、適宜質問を織り交ぜ、問題意識を喚起したり受講者の理解を確かめたりする予定である。教員が事前に指定する範囲について予習を行うことが不可欠である。

- 1 序論／夫婦（1） 婚姻の成立
- 2 夫婦（2） 婚姻の効果
- 3 夫婦（3） 婚姻の解消
- 4 親子（1） 実親子
- 5 親子（2） 養親子
- 6 親子（3） 親権
- 7 後見・保佐・補助、扶養
- 8 相続の開始、相続人
- 9 相続の承認・放棄
- 10 相続財産
- 11 遺言
- 12 遺産の共有・管理
- 13 遺産分割
- 14 遺留分

#### <授業時間外学修>

詳細は授業中に周知する。

#### <教科書および参考書>

令和6年改正の内容が反映された民法の条文を参照できるようにする必要がある。

教科書は指定しない。教科書に準じる参考書として、高橋朋子ほか『民法7 親族・相続（第8版）』（有斐閣・2025年）、松川正毅『民法 親族・相続 第8版』（有斐閣・2025年）、大村敦志『新基本民法 家族編 第2版』（有斐閣・2025年）を推奨する。

判例に言及する際に、大村敦志・沖野眞己編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第3版）』（有斐閣・2023年）を用いることがある。

#### <成績評価方法>

筆記試験の成績を80%、授業時の応答等を考慮した平常点を20%とする。また、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

オフィスアワーの日は、別途案内する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Law III (Part IV and Part V of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law. The detailed understanding of Civil Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目－ 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		－
授業科目	民法Ⅳ		単位	2	担当教員 久保野 恵美子
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW506J		

#### <授業の目的と概要>

民法のうち講学上「物権法」「担保物権法」といわれる部分（民法典第2編）を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

#### <学修の到達目標>

物権（物権・担保物権）の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、基本的に、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に期待される。教員が事前に指定する範囲について予習を行うことが不可欠である。

- 1 総論・所有権①
- 2 所有権②
- 3 所有権③
- 4 物権変動①
- 5 物権変動②
- 6 物権変動③
- 7 用益物権
- 8 占有
- 9 抵当権①
- 10 抵当権②
- 11 抵当権③
- 12 抵当権④
- 13 不動産譲渡担保
- 14 動産担保
- 15 法定担保物権

#### <授業時間外学修>

授業中の指示及びTKCへの掲載により、事前に教科書の該当箇所及び判例を指示するので、できるだけ予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

#### <教科書および参考書>

- 1 教科書は指定しない。予習の範囲は、永田眞三郎ほか『物権 [第3版] エッセンシャル民法 \*2』（有斐閣・2023年）により指定する予定であるが、下記※の事情に応じて、変更する可能性がある。変更する場合には、前期の定期試験成績発表日までにTKC上で周知する。
- 2 判例集  
潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権 [第9版]』（有斐閣・2023年）を用いる。

### 3 参考書

道垣内弘人『リーガルベイス民法入門〔第5版〕』（2024年、日本経済新聞社）

その他の参考書については、追ってTKCに案内を掲載する。

※担保物権法分野については、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和7年法律第56号）が令和7年6月6日に公布されました。教科書・参考書を選ぶ際には、同法律に未対応のものがあることに注意してください。

#### <成績評価方法>

筆記試験の成績を80%、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点を20%として行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

オフィスアワーの日程は、別途案内する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Law IV (Part II of the Japanese Civil Code) and covers the fundamental and thorough principles of Civil Law. The detailed understanding of Civil Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	刑法		単位	4	担当教員 成瀬幸典
配当年次	L1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

なお、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法」（以下「コアカリ」という。）に記されている各項目を達成することも本講義の目的です。コアカリについては、TKC教育研究支援システム（以下「TKC」という。）にアップロードされているので、事前に入手しておいてください。なお、コアカリは、刑法の改正等により修正の必要が生じている部分がありますが、その点については、講義の中で指示します。

### <学修の到達目標>

①刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに的確に論証できるようになること、および、②基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を的確に基礎づけ、論証できるようになることがこの講義の目標です。後述のように、成績評価もこの観点から行います。

### <授業内容・方法と進度予定>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を14のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を14のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言内容は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んできているかを確認するような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法について示しますので、各自で自習することが必要です。

#### 【第1部：前期】

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1—違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2—正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3—正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1—責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2—故意
- 第10講 責任3—過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯

## 第14講 狭義の共犯（教唆犯・幫助犯）と罪数

### 【第2部：後期】

- 第1講 個人的法益に対する罪1 ー生命・身体に対する罪1
- 第2講 個人的法益に対する罪2 ー生命・身体に対する罪2
- 第3講 個人的法益に対する罪3 ー自由に対する罪
- 第4講 個人的法益に対する罪4 ー名誉・信用に対する罪など
- 第5講 個人的法益に対する罪5 ー財産に対する罪1
- 第6講 個人的法益に対する罪6 ー財産に対する罪2
- 第7講 個人的法益に対する罪7 ー財産に対する罪3
- 第8講 個人的法益に対する罪8 ー財産に対する罪4
- 第9講 個人的法益に対する罪9 ー財産に対する罪5
- 第10講 個人的法益に対する罪10 ー財産に対する罪6
- 第11講 社会的法益に対する罪1 ー公共の平穩に対する罪
- 第12講 社会的法益に対する罪2 ー偽造罪
- 第13講 国家的法益に対する罪1 ー国家の作用に対する罪1
- 第14講 国家的法益に対する罪2 ー国家の作用に対する罪2

### < 授業時間外学修 >

\* 詳細は、講義中又はTKCで個別に指示します。

### < 教科書および参考書 >

第1部について、基本書は特に指定しません。個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法I総論（第2版）』（信山社）を使用します。第2部については、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第8版）』（弘文堂）及び成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎＝品田智史『判例プラクティス刑法II各論（第2版）』（信山社：2026年4月公刊予定）を使用します。

### < 成績評価方法 >

成績評価は、前期末及び後期末に行う2回の筆記試験の成績と、講義における発言・態度などによって評価する平常点を総合的に考慮して行います。具体的には、筆記試験80%程度、平常点20%程度を予定しています。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

### < その他 >

### < Object and summary of class >

This course teaches Criminal Law and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Law. The detailed understanding of Criminal Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	<b>商法</b>		単位	4	担当教員 脇田将典
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した上で、法科大学院修了者として修得が不可欠と考えられる会社法分野を中心とした学習を行う。

この授業では、商法の基本概念・制度をおさえるとともに、現代経済社会において株式会社が果たす役割を意識し、株式会社における各種制度を理解することを目標とする。商法の学習にあたり基本となる知識を習得することにより、2年次以降の実践的能力養成に必要な能力を身に付けることをとくに意識した授業進行を行う。

### <学修の到達目標>

商法において重要となる概念・制度・条文について、その内容や趣旨などを理解・説明できる。  
事例問題において、重要となる情報を抽出・分析し、それらに条文や判例をあてはめて結論を導く基礎的な能力を身に付ける。

### <授業内容・方法と進度予定>

受講者が与えられた課題に従い教科書や関連判例を予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、可能な限り具体例を用いた説明を行う。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則・商行為法、商取引法、手形法・小切手法、保険法、海商法などが含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に大部分の時間を割く予定である。

- [01] 商法の基礎、会社法の基礎①
- [02] 会社法の基礎②
- [03] 取締役・取締役会①
- [04] 取締役・取締役会②
- [05] 取締役・取締役会③
- [06] 取締役・取締役会④
- [07] 取締役・取締役会⑤
- [08] 取締役・取締役会⑥
- [09] 株主総会①
- [10] 株主総会②
- [11] 株主総会③
- [12] 監査役、会計監査人、会計参与
- [13] 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社
- [14] 株式
- [15] 問題演習
- [16] 資金調達①
- [17] 資金調達②
- [18] 資金調達③
- [19] 資金調達④
- [20] 設立
- [21] 組織再編①
- [22] 組織再編②
- [23] 組織再編③
- [24] 組織再編④
- [25] 組織再編⑤
- [26] 計算・解散・清算
- [27] 持分会社

## [28] 会社法総則

### < 授業時間外学修 >

授業の予習及び復習に際して必要となる課題は、TKC教育支援システムに掲載する。  
授業で学んだことを定着させるためには、早い段階で不明な点を明らかにすることが重要である。

### < 教科書および参考書 >

教科書：田中亘『会社法（第5版）』（東京大学出版会、2025）  
神作裕之ほか編『会社法判例百選（第4版）』（有斐閣、2021）  
参考書：江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（有斐閣、2024）  
高橋ほか『会社法（第4版）』（有斐閣、2025）  
伊藤ほか『リーガルクエスト会社法（第6版）』（有斐閣、2025）  
神作＝藤田編『商法判例百選（第9版）』（有斐閣、2023）

### < 成績評価方法 >

学期末に実施する筆記試験の成績（70%）、小テストの成績（30%）を勘案して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### < その他 >

### < Object and summary of class >

This course teaches Commercial Law and covers the fundamental and thorough principles of Commercial Law. The detailed understanding of Commercial Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	民事訴訟法		単位	2	担当教員 今津 綾子
配当年次	L1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW509J		

### <授業の目的と概要>

民事訴訟法の体系的な議論方法を理解し、当該体系の中において民事訴訟法の基本的な諸概念が如何なる位置づけを得、それら概念が互いに如何なる関係にあるのかを理解することを目的とする。

### <学修の到達目標>

1. 民事訴訟の過程において発生する具体的な問題に対して、民事訴訟法（学）上どのような仕組みを用いて解決すれば良いのかを適切に選択することができる。
2. 選択された仕組みがどのような道具なのかを他の仕組みと関連付けながら正確に説明することができる。
3. 選択された仕組みの基本的な適用場面における適用の方法と結果（要件と当てはめと効果）を正確に説明することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業方法

各回の授業では、教員が基本的事項について講義する。必要に応じて、内容についての質疑応答を行い、理解を深める。

#### 2 各回の内容（予定）

- 第1回 民事訴訟の役割
- 第2回 民事訴訟の理念
- 第3回 訴えの提起
- 第4回 当事者
- 第5回 複数の当事者をもつ訴え
- 第6回 訴状の提出
- 第7回 民事訴訟の審理
- 第8回 弁論主義
- 第9回 当事者の行為（申立て、主張、立証）
- 第10回 証拠調べ
- 第11回 事実の認定
- 第12回 判決の成立
- 第13回 判決の効力①
- 第14回 上訴・再審

### <授業時間外学修>

#### 1 予習

各回で扱う内容について、教科書の該当箇所を読み、全体像を理解する。  
事前に配布される資料がある場合には、その内容を確認し、課題に取り組む。

#### 2 復習

期末試験に向けて、各自のペースで復習する。

### <教科書および参考書>

教科書：山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023）  
参考書：三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣、2026）  
参考書：高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2023）

**<成績評価方法>**

期末試験80%、平常点20%で評価する。

(平常点は、授業中の質疑応答の内容および小テストにより評価する予定である。)

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Procedure Law and covers the fundamental and thorough principles of Civil Procedure Law. The detailed understanding of Civil Procedure Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第1年次基本科目		実務・実践的授業		
授業科目	刑事訴訟法		単位	2	担当教員 井上 和治
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

刑事訴訟法の全体をひと通り学習するとともに、個々の問題領域における最も代表的・指導的な判例の検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。

### <学修の到達目標>

- ① 検討を求められる比較的単純な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ② 当該論点に関連しうる最も代表的・指導的な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③ 当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④ 関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤ 当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実に法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

教員による講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の資料を1週間前までにGoogle Classroomを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、指定教材の指定部分を読んで問題領域の全体を概観した後、レジュメの設問に（判例教材や基礎資料等を参照しつつ）検討を加えた上で、授業に臨むことが求められる。

第0回 動画教材によるガイダンス（判例・裁判例の読み方等に関する説明を含む）

第1回 強制捜査と任意捜査

第2回 職務質問とその付随措置

第3回 逮捕・勾留①

第4回 逮捕・勾留②

第5回 被疑者等の取調べ

第6回 捜索・差押え①

第7回 捜索・差押え②

第8回 起訴状の記載

第9回 訴因変更①

第10回 訴因変更②

第11回 証拠法総論

第12回 違法収集証拠排除法則

第13回 自白法則

第14回 伝聞法則

### <授業時間外学修>

予習については前記<授業内容・方法と進度予定>のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記する参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく（無論、余裕があれば読み込んで構わないが）、復習に際して適宜参照すれば足りる。

### <教科書および参考書>

- ① 教科書 酒巻匡『刑事訴訟法（第3版）』（有斐閣、2024年）又は宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法（第3版）』（有斐閣、2024年）のいずれかを勧める。

- ②判例集 大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣、2024年）
- ③参考書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021年）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判篇〕（第2版）』（立花書房、2023年）

※これらの教科書や判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

#### <成績評価方法>

- ①㉗期末試験（80％）、㉘平常点（授業中の質疑応答の内容等）（20％）を合算した最終成績による。成績評価に際しては、前記<学修の到達目標>が1つの指標となる。
- ②受講者全体における前記①㉗及び①㉘の素点の平均点が著しく低くなった場合は、最終成績の算出に際し、素点につき、得点調整を行う場合がある。また、最終成績の算出に際しては、D評価（60点未満）を絶対評価とする一方、合格点（60点）以上の成績評価における各評価の割合につき、A A評価（90～100点）が若干名、A評価（80～89点）が20％以内、B評価（70～79点）が40％程度（20％を限度として増減あり）、C評価（60～69点）が40％程度（20％を限度として増減あり）となるよう、得点調整を行う場合がある。
- ②欠席は、平常点における減点事由とし（最終成績の10％を限度として減点する）、1回の欠席につき最終成績の2％を減点する。遅刻及び途中退出（トイレ等のごく一時的なものを除く）は欠席として扱う。

#### <その他>

- ①授業の内容に関する質問は、メールを介してではなく、授業後、教室において、直接・口頭で行うこと。長時間を要する質問については、オフィスアワーを利用すること。
- ②予備校の教材に関する質問は、予備校の講師に対して行うこと。
- ③担当教員は、令和6～8年の本試験並びに令和元年～6年及び令和8年の予備試験の考査委員であるため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超える解説等）を行うことはできない。他方、その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

#### < Object and summary of class >

Designed for first-year students, this course addresses the most basic principles of criminal procedure in contemporary Japan. The course consists of three parts: Investigations (which explores some of the elementary issues concerning arrest and detention, search and seizure, interrogation, etc.), Adjudication (covering the process from the prosecutor's charging decision to the court's final judgment), and Evidence (with focus on some introductory topics arising out of exclusionary remedies, confessions, and hearsay evidence).

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院第2年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	行政法		単位	2	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW511J		

#### <授業の目的と概要>

この授業では、行政法についての予備知識がないこと（行政法について未修者であること）を前提に、いわゆる行政法総論を中心に、行政法の基礎を学ぶ。

#### <学修の到達目標>

- ・行政法総論の基礎概念および基礎理論を正確に理解できる。
- ・行政法総論に関する法解釈論上の基本的な論点について、問題の所在および所論の基礎にある「考え方」を理解できる。
- ・行政法総論に関連する典型的な紛争事案について、関係法令を読み解いてその法的論点を示し、判例の理解を含めた基礎的な知識を用いて、当該論点に関する自分なりの考えをまとめることができる。
- ・行政救済制度の骨格を理解し、行政法総論との対応関係の概略を理解できる。
- ・上記を通じて得た知識や考え方をを用いて事例問題にアプローチし、自らの理解を説得的に論証することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

基礎概念および基礎理論を概説した上で、判例教材を用いて基礎概念および基礎理論がどのような紛争状況で登場し、判例によりどのような形で展開されているか、概説および質疑応答を通じて検討を加えていく。こうして獲得した知識や考え方を踏まえ、授業の中終盤で、質疑応答により事例問題に検討を加え、実際に答案を作成することを通じて、将来の法曹としての実務に必要な論述能力を涵養する。

各回の授業内容は次の通り予定しているが、変更を含め、詳細についてはTKC等で周知する。

1. イントロダクション
2. 行政法の法源／行政組織
3. 法律による行政の原理
4. 法の一般原則
5. 行政立法
6. 行政処分概論
7. 行政処分手続
8. 行政裁量
9. 事例問題演習①
10. 行政指導／行政契約／行政計画
11. 行政調査／行政上の義務履行確保／情報公開・個人情報保護
12. 行政救済論概観①
13. 行政救済論概観②
14. 事例問題演習②

#### <授業時間外学修>

予め指定する教科書の該当範囲と判例を読み、予習課題として課す設問に検討を加えた上で、疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、理解が不十分であった点について定着を図るとともに、復習課題として課す設問に検討を加えることが求められる。加えて、事例問題について、予習段階で検討結果を簡単なメモにまとめ、復習段階で自らの理解を的確に論証できるよう練習することが望ましい。

その他、詳細はTKC等で周知する。

### <教科書および参考書>

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社，2024年），判例教材として『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂，2022年）を用いる。開講までに改版があった場合には最新版を用いる。

参考書については授業内で指示する。

### <成績評価方法>

期末試験90%・平常点10%とする。平常点は、授業中の発言、事例問題演習答案の提出状況、欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

質問等への対応については開講時に指示する。

### < Object and summary of class >

This course teaches Administrative Law and covers the fundamental and thorough principles of Administrative Law. The detailed understanding of Administrative Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹憲法		単位	2	担当教員 奥村公輔 西土彰一郎
配当年次	L2	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業では、L1に配当される「憲法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法上の専門的諸問題について検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。

### <学修の到達目標>

L1等で学んだ憲法に関する基本的事項の理解を前提として、具体的な事案に関して、①その事案における憲法上の問題とは何であるか、②具体的な訴訟（民事・刑事・行政）において、そのような憲法上の問題についての両当事者の主張はどのように構成しうるのであるか、の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につけると共に、これらのことについて、適切に論述できる能力を涵養する。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 授業方法

受講生が毎回Google classroom上に掲載される予習課題について検討していることを前提として、教員による質問とそれに対する受講生の応答という形で授業を行う。なお、各回で採り上げる判例・裁判例の詳細は、初回の講義で指示する。

#### 進度予定

- 1 ガイダンス・憲法判例研究①
- 2 憲法判例研究②
- 3 憲法判例研究③
- 4 憲法判例研究④
- 5 憲法判例研究⑤
- 6 憲法判例研究⑥
- 7 憲法判例研究⑦
- 8 憲法判例研究⑧
- 9 憲法判例研究⑨
- 10 憲法判例研究⑩
- 11 憲法判例研究⑪
- 12 憲法判例研究⑫
- 13 憲法判例研究⑬
- 14 憲法判例研究⑭

### <授業時間外学修>

詳細は授業の中で周知する。

### <教科書および参考書>

教科書（購入するもの）

木下昌彦編集代表『精読憲法判例〔人権編〕』（弘文堂、2018年）

木下昌彦編集代表『精読憲法判例〔統治編〕』（弘文堂、2021年）

参考書

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）

### <成績評価方法>

定期試験（前期1回・後期1回）……80%

平常点（質疑応答等）……20%

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Constitutional Law: Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Constitutional Law: Advanced. The detailed understanding of Constitutional Law: Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹行政法		単位	4	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW602J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、いわゆる行政法総論について一定の理解を備えていることを前提に、その理解を深め、いわゆる行政救済法の基礎概念および基礎理論等を補充しつつ、判例等を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、その合理的な解決のためにどのような手段を用いることが適切か、行政活動の適法性・違法性について実体的・手続的にどのような主張をすることが適切かを学ぶ。

### <学修の到達目標>

具体的な事案に関して、①個別法の仕組みのもとで、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）、②それを訴訟等で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等）、の2点を分析・検討できる基礎能力を身につけるとともに、これらの点について法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

### <授業内容・方法と進度予定>

基礎概念および基礎理論を概説した上で、判例教材を用いて基礎概念および基礎理論がどのような紛争状況で登場し、判例によりどのような形で展開されているか、質疑応答を通じて検討を加えていく。項目毎に、関連する過去の司法試験論文式試験問題を取り上げ、授業で扱った基礎概念・基礎理論や判例がどのような形で問われているか（どのように活用すべきか）確認する。こうして獲得した知識や考え方を実際に活用する能力を養うために、授業の各段階で、質疑応答を通じて事例問題に検討を加えるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導（授業を通じて2回程度を予定）を行う。これらを通じて、行政法総論と行政救済法の対応関係を理解し、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」を架橋する能力を養成するとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養することを目指す。

各回の授業内容は次の通り予定しているが、変更を含め、詳細についてはTKC等で周知する。

1. ガイダンス／行政の法と組織（行政立法論・条例論も含む）
2. 法律による行政の原理と法の一般原則
3. 各種行為形式等の実体的統制
4. 各種行為形式等の手続的統制
5. 各種行為形式の裁量統制①
6. 各種行為形式の裁量統制②
7. 各種行為形式の裁量統制③
8. 事例問題演習①
9. 行政救済制度概観／取消訴訟の対象①
10. 取消訴訟の対象②
11. 取消訴訟の対象③
12. 取消訴訟の原告適格①
13. 取消訴訟の原告適格②
14. 取消訴訟と時間の経過①
15. 取消訴訟と時間の経過②
16. 取消訴訟の審理・判決／無効等確認訴訟
17. 事例問題演習②
18. 不作為違法確認訴訟／義務付け訴訟
19. 差止訴訟／公法上の当事者訴訟／各種抗告訴訟と当事者訴訟の関係

- 20.民衆訴訟・機関訴訟
- 21.行政上の不服申立て
- 22.国家賠償法の基本構造・国家賠償法1条の基本問題
- 23.国家賠償法1条の応用問題・国家賠償法2条
- 24.国家賠償法2条・損失補償①
- 25.損失補償②
- 26.行政上の義務履行確保情報公開・個人情報保護の仕組みと救済手段
- 27.事例問題演習③
- 28.事例問題演習④

#### <授業時間外学修>

予め指定する教科書の該当範囲と判例を読み、予習課題として課す設問、事例問題等に検討を加えた上で、疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、理解が不十分であった点について定着を図るとともに、復習課題として課す設問や関連する過去の司法試験論文式試験問題等に検討を加えることが求められる。加えて、事例問題、司法試験問題については、検討結果を簡単なメモにまとめるとともに、授業を踏まえて自らの理解を的確に論証できるよう練習することが望ましい。

その他、詳細はTKC等で周知する。

#### <教科書および参考書>

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社，2024年），判例教材として『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂，2022年）を用いる。開講時点で改版があった場合は最新版を用いる。

参考書については授業内で指示する。

#### <成績評価方法>

期末試験90％・平常点10％とする。平常点は、授業中の発言、事例問題演習答案の提出状況、欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

質問等への対応については開講時に指示する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Administrative Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Administrative Law:Advanced. The detailed understanding of Administrative Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹民法		単位	6	担当教員 久保野恵美子 吉永一行 櫛橋明香
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	前期1回 後期2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW603J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、L1ないし学部段階において得た主として民法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を学ぶことを目的とする。

### <学修の到達目標>

L1ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身につけること、そして、こうした思考の過程を論理的かつ的確に表現することができるようになること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

民法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的応用能力を養うために、後掲3「予定」に掲げた題材に関する事例を用い、各題材につき、問題点を抽出し、分析した上で総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業の形式を採ることもありうる）。

#### 2. 教育方法

基本的に、事例問題を素材として、担当教員と受講者・クラス全員の間で、双方向・多方向的な質疑応答及び討論を行うかたちで授業を進める。

#### 3. 予定

前後期の6単位全体を通じて、民法の領域全般にわたる事例演習を用いて重要論点について基本的な知識や理解を実践的に応用し、論述する能力を培う講義とする。

#### 【前期2単位】

以下のような構成により事例問題を取り扱う予定である。変更の場合には、TKCにて事前に告知する。

#### (1) ガイダンス・民法判例の学習法

##### ・事例演習－物権・担保物権分野

- (2) 物権1（不動産物権変動①）
- (3) 物権2（不動産物権変動②）
- (4) 物権3（動産物権変動）
- (5) 物権4（物権的請求権、所有権）
- (6) 担保物権1（抵当権の設定・効力）
- (7) 担保物権2（抵当権の侵害）
- (8) 担保物権3（抵当権と利用権）
- (9) 担保物権4（物上代位）
- (10) 担保物権5（動産・債権担保）

##### ・不法行為・不当利得

- (11) 不法行為1（一般不法行為）
- (12) 不法行為2（特殊不法行為）

- (13) 不法行為 3 (特殊不法行為)
- (14) 不当利得

・前期期末試験

**【後期 4 単位】**

順番が前後する可能性はあるが、以下のようなスケジュールを予定している。

(1) 事例問題に対する論述方法の指導

・事例演習－債権総論・契約法

- (2) 債権総論 1 (弁済、相殺)
- (3) 債権総論 2 (責任財産の保全)
- (4) 債権総論 3 (債権の譲渡、債務の引受け)
- (5) 債権総論 4 (多数当事者の債権債務、保証)
- (6) 売買 1 (目的物の契約不適合、解除、損害賠償)
- (7) 売買 2 (特定物債権と種類債権、履行の提供)
- (8) 売買 3 (契約の成立、定型約款)
- (9) 賃貸借 1 (当事者の権利義務、賃貸借の終了、敷金)
- (10) 賃貸借 2 (賃借権の対抗、賃貸人たる地位の移転)
- (11) 賃貸借 3 (賃借権の譲渡、賃貸物の転貸)
- (12) 役務提供型契約 1 (当事者の権利義務、報酬請求権)
- (13) 役務提供型契約 2 (損害賠償、任意解除権)
- (14) 役務提供型契約 3 (預金の成立、預金者の認定)

・事例演習－民法総則、親族・相続

- (15) 親族 1・総則 1 (日常家事債務・表見代理)
- (16) 親族 2 (離婚意思、財産分与、詐害行為取消権)
- (17) 親族 3 (裁判離婚)
- (18) 親族 4・総則 2 (親権、代理権濫用、無権代理と相続、94条2項類推適用)
- (19) 相続 1 (相続人)
- (20) 相続 2 (相続分)
- (21) 相続 3 (遺言の解釈 1)
- (22) 相続 4 (2 遺言の解釈)
- (23) 総則 3 (錯誤)
- (24) 総則 4 (代理)
- (25) 総則 5 (意思無能力)
- (26) 総則 6 (取得時効)
- (27) 総則 7 (消滅時効)
- (28) 総則 8 (胎児の権利能力・和解)

・後期期末試験

**< 授業時間外学修 >**

あらかじめ提示される事例問題等について、授業で行われる質疑応答及び討論に備えた十分な予習を行う必要がある。

**< 教科書および参考書 >**

原則として、各回に授業で取り上げる事例問題を事前にTKCに掲載又は配布する。教科書は特に指定しないが、授業のなかで随時参考文献を示す。

**< 成績評価方法 >**

前期・後期ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、前期の成績に後期の成績を2倍して加算した点数を3で割った点数を最終成績とする。

前期と後期それぞれの評価は、筆記試験の成績を80%、授業時の応答内容等を考慮した平常点を20%として行う。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

連絡等には、TKC教育支援システムを用いる予定である。  
オフィス・アワーについては別途案内する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches advanced civil law and covers the fundamental and thorough principles of civil law. The detailed understanding of civil law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	基幹刑法		単位	4	担当教員 成瀬幸典 谷史好
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

受講者が、①刑法に関する基本的事項について理解していることを前提にして、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めること、および、②論述式の定期試験を実施し、その採点結果を答案とともに返却し、質疑応答等を通じて、論述能力を向上させることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成すること、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討すること、③その判例理論を前提に、自己の見解を的確かつ説得的に展開するために必要な論述能力の向上を図ること、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示することといった、実践的な問題解決の訓練（法曹に必要な論述能力の涵養を含む）を行う。これらを研究者と実務家との共同講義によって実践することにより、理論が現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能しているのかを理解することも、本講義の目的の一つである。

「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法」（以下「コアカリ」という。）に記載されている各項目を達成することも本講義の目的である。コアカリについては、TKC教育研究支援システム（以下「TKC」という。）にアップロードされているので、事前に入手しておくこと。なお、刑法の改正等のため、コアカリには修正すべき部分がある。これらについては、講義の中で指示する。

### <学修の到達目標>

1年次あるいは学部段階で学んだ刑法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出し、的確に論述することができるようになる。

具体的には、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成することができる、②判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確・的確に表現・展開することができる、③事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に論述することができるようになる（法曹に必要な論述能力を獲得する）。

### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、受講者がTKC上に掲示された予習課題について検討してくることを前提に、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式を進める。いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論及び実務上、重要と考えられる個々の問題に関する判例や事例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りであるが、あくまでも現段階での予定であり、変更される可能性があるため、TKCを、随時、確認すること。なお、時間の関係上、講義で取り上げることができないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法等について示すので、各自で自習することが必要である。

#### 【前期】

- 第1回 ガイダンス――刑法の判例及び文献に関する調査・読解方法等について
- 第2回 実行行為
- 第3回 正犯と共犯1
- 第4回 正犯と共犯2
- 第5回 実務における正犯と共犯
- 第6回 因果関係1
- 第7回 因果関係2

- 第8回 故意と錯誤
- 第9回 実務における故意
- 第10回 正当防衛1
- 第11回 正当防衛2
- 第12回 実務における正当防衛
- 第13回 未遂犯と中止犯
- 第14回 事例研究1

**【後期】**

- 第1回 財産犯1
- 第2回 財産犯2
- 第3回 実務における財産犯1
- 第4回 財産犯3
- 第5回 実務における財産犯2
- 第6回 公共危険犯1
- 第7回 公共危険犯2
- 第8回 実務における公共危険犯
- 第9回 公共の信用に対する罪1
- 第10回 公共の信用に対する罪2
- 第11回 実務における公共の信用に対する罪
- 第12回 国家的法益に対する罪1
- 第13回 国家的法益に対する罪2
- 第14回 事例研究2

**< 授業時間外学修 >**

\* 詳細は、講義中又はTKCで個別的に指示する。

**< 教科書および参考書 >**

・参考書（講義中に、しばしば引用するので、購入することが望ましい）

成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法Ⅰ総論（第2版）』（信山社）、成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎＝品田智史『判例プラクティス刑法Ⅱ各論（第2版）』（信山社：2026年4月に公刊予定）

**< 成績評価方法 >**

学年末（後期）に実施する期末試験（40％程度）、総合試験2回（2回併せて40％程度）及び平常点（20％程度：授業中の質疑応答の内容、授業への取組みなどにより評価する）によることを予定している。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**< その他 >**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Criminal Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Law:Advanced The detailed understanding of Criminal Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	基幹商法		単位	4	担当教員 森田果
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業では、L1ないし学部段階において得た商法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

(司法試験問題を含む)事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための指導を行う。

### <学修の到達目標>

L1ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、商法(特に会社法)領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、さらに理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、後掲3「予定」に掲げた題材に関する教材を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが法曹の活動においてきわめて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

#### 2. 教育方法

裁判例や事例問題を用いた教材(予習課題)を事前に配布する。各回の授業は、受講者全員が予習してきたことを前提として、原則として担当教員と受講者との質疑応答によって進めていく。したがって、受講者は、予習課題に含まれる法的問題に関する文献に眼を通し、毎回の授業において、具体的な事実に含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行い、法ルールを適用して妥当な結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に応用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

また、論述式の定期試験、及び、これに準じる形式の小テストを実施した上で、その採点結果について解説講評を行い、質疑応答を通じて、論述能力を向上させることも目指す。

#### 3. 予定

##### [前期]

前期は、いわゆるコーポレート・ガバナンスを中心に扱う。

##### (1) 株式会社の機関設計

(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)

##### (2) (3) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵

(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか、商法判例の読み方)

##### (4) (5) 取締役と会社との利害の対立

(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)

##### (6) (7) 取締役の対会社責任

(経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか)

##### (8) 対外的業務執行と取引の相手方の保護

(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)

- (9) (10) 株主による監督是正  
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)  
(11) 監査役(会) 設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社  
(各類型の会社の監査監督体制の違い、各類型の会社の設計と運営)  
(12) 会社の設立  
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)  
(13) (14) 会社の倒産と民事責任  
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

#### [後期]

- 後期は、コーポレート・ファイナンスや組織再編を中心に扱う。  
(15) (16) 株式会社の計算・会社財産の分配  
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)  
(17) (18) エクイティ・ファイナンス  
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)  
(19) (20) オプション・ファイナンス  
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)  
(21) デット・ファイナンス  
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)  
(21) 種類株式  
(種類株式の法規整、各種の種類株式)  
(22) 株式の流通  
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)  
(23) (24) (25) (26) 組織再編  
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)  
(27) 持分会社  
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)  
(28) 総則・商行為の重要論点  
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

#### < 授業時間外学修 >

予習課題は、TKC教育支援システムに掲載する。  
授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに(遅くとも週内に)復習することが重要である。

#### < 教科書および参考書 >

裁判例や事例を素材とした教材をTKC教育支援システムを通じて配布する。  
主要な参考文献については開講時に紹介する。

#### < 成績評価方法 >

成績評価は、評価の70%は筆記試験の成績に基づき、30%は期中の小テストの成績や授業時の応答内容等(授業にどれくらい効果的に参加したか)に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

なお、成績評価に際しては、前掲の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

連絡等には、TKC教育支援システムを用いる。TKCを通じた配布の難しい、録音・録画ファイルの配布については、Google Classroomも活用する。

#### < Object and summary of class >

This course teaches commercial law and covers the fundamental and thorough principles of commercial law. The detailed understanding of commercial law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	基幹民事訴訟法		単位	4	担当教員 今津 綾子
配当年次	L2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW606J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、受講者が民事訴訟法に関する基本的な知識をすでに取得していることを前提としたうえで、その知識を用いて具体的な事案を法的に分析し、かつ、自分の言葉で説得的に論述する能力を涵養することを目的とする。

### <学修の到達目標>

1. L1又は学部段階において得た民事訴訟法についての基本的な知識を前提に、判例の展開や学説の議論についてさらに理解を深める。
2. 具体的な事案において、基本的な知識を適切に用いながら法的な論点を抽出し、適切な法律論を組み立てて論述することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

この授業では、後掲の指定教科書（『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』〔有斐閣、2019〕）に掲載されている事例について、後掲3の予定に従って検討を進める。

#### 2. 教育方法

各回の授業は、指定教科書に掲載されている事例について、担当教員と受講者とが質疑応答及び討論を行う形式で進める。

前期末、後期末にそれぞれ定期試験（筆記試験）を実施し、その採点結果について答案とともに返却する。その後、定期試験問題に関する質疑応答を通じて、論述能力の向上を図る。

#### 3. 予定

変更がある場合、適宜の方法で周知する。

##### <前期>

- (1) 重複起訴の禁止と相殺の抗弁
- (2) 送達・訴訟手続の中断
- (3) 当事者の確定・変更
- (4) 集団訴訟
- (5) 訴えの利益
- (6) 宗教法人の内部紛争
- (7) 処分権主義
- (8) 筆界確定訴訟
- (9) 弁論主義・自白
- (10) 裁判所の訴訟指揮権
- (11) 口頭弁論の準備
- (12) 事実認定の基礎
- (13) 立証活動
- (14) 証拠調べにおける公務秘密

##### <後期>

- (15) 訴訟上の和解
- (16) 一部請求
- (17) 判決効の客観的範囲と上訴の利益
- (18) 判決効の時的限界
- (19) 判決効の主観的範囲

- (20) 定期金賠償と鑑定
- (21) 複数請求訴訟と控訴
- (22) 補助参加と同時審判申出共同訴訟
- (23) 独立当事者参加
- (24) 訴訟承継
- (25) 再審と判決の無効
- (26) 医療関係訴訟
- (27) 知的財産関係訴訟
- (28) 消費者関係訴訟

#### < 授業時間外学修 >

受講者は、指定教科書のうち事前に指示された範囲について予習して授業に臨むこと。

- ・教科書に掲載されている判例、文献について目を通したうえで、用意された設問に対する自分なりの解答を用意すること。
- ・必要に応じて、教科書に掲載されている以外の判例・裁判例や文献についても参照されたい。

#### < 教科書および参考書 >

##### 【指定教科書】

三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣、2019）

##### 【参考書】

参考までにいくつか挙げておきますが、各自の使いやすいものを使っていただいて構いません。

- ・山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣アルマ、2023）
- ・三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣、2026）
- ・伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』（有斐閣、2023）

##### 【判例集】

高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2023）

#### < 成績評価方法 >

成績は、期末試験（前期）40%、同（後期）50%、平常点（授業中の応答内容等）10%の割合で評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### < その他 >

授業に関する連絡は、classroom又はTKCを通じて行うので、定期的を確認すること。

質問等は、各回の授業中やその前後、オフィスアワーを通じて受け付ける。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Civil Procedure Law:Advanced and covers the fundamental and thorough principles of Civil Procedure Law:Advanced. The detailed understanding of Civil Procedure Law:Advanced is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	基幹刑事訴訟法		単位	4	担当教員 井上 和治
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

受講者が法学既修者として刑事訴訟法の全体をひと通り学習していることを前提に、個々の問題領域における理論的・実務的に重要な判例・裁判例（後掲の『判例教材刑事訴訟法』に収録されているものを中心とする）や司法試験の本試験及び予備試験の過去問の検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。

### <学修の到達目標>

- ① 検討を求められる比較的複雑な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ② 当該論点に関連しうる主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③ 当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④ 関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤ 当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

教員による講義及び受講者との質疑応答によって授業を進める。レジュメ等の資料を1週間前までにGoogle Classroomを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、指定教材の指定部分を読んで問題領域の全体を概観した後、レジュメの設問に（判例教材や基礎資料等を参照しつつ）検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。授業では、必要に応じて、授業で扱うテーマに関連する司法試験の本試験や予備試験の過去問を検討し、事例問題への対応力（答案作成に求められる論述能力）の涵養を図る。

#### 〔前期〕

- 第0回 動画教材によるガイダンス（判例・裁判例の読み方等に関する説明を含む）
- 第1回 強制捜査と任意捜査
- 第2回 職務質問とその付随措置
- 第3回 被疑者等の取調べ
- 第4回 逮捕・勾留①
- 第5回 逮捕・勾留②
- 第6回 逮捕・勾留③
- 第7回 捜索・差押え①
- 第8回 捜索・差押え②
- 第9回 捜索・差押え③
- 第10回 通信・会話の傍受
- 第11回 接見交通
- 第12回 起訴状の記載
- 第13回 訴因変更①
- 第14回 訴因変更②

#### 〔後期〕

- 第1回 類似事実による立証
- 第2回 排除法則①

- 第3回 排除法則②
- 第4回 自白法則①
- 第5回 自白法則②
- 第6回 伝聞法則①
- 第7回 伝聞法則②
- 第8回 伝聞例外①
- 第9回 伝聞例外②
- 第10回 伝聞例外③
- 第11回 伝聞例外④
- 第12回 伝聞例外⑤
- 第13回 択一的認定
- 第14回 一事不再理効

#### < 授業時間外学修 >

予習については前記< 授業内容・方法と進度予定 >のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記する参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく（無論、余裕があれば読み込んでも構わないが）、復習に際して適宜参照すれば足りる。

#### < 教科書および参考書 >

- ①教科書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021年）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕（第2版）』（立花書房、2023年）
- ②判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）
- ③参考書 刑事法の全体を復習するための教材としては、酒巻匡『刑事訴訟法（第3版）』（有斐閣、2024年）又は宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法（第3版）』（有斐閣、2024年）のいずれかを勧める。

※教科書又は判例集につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合は、改訂版を用いる。

#### < 成績評価方法 >

- ①㉗前期期末試験（45%）、㉘後期期末試験（45%）、㉙平常点（授業中の質疑応答の内容等）（10%）を合算した最終成績による。成績評価に際しては、前記< 学修の到達目標 >が1つの指標となる。
- ②受講者全体における前記①㉗及び①㉘の素点の平均点が著しく低くなった場合は、最終成績の算出に際し、素点につき、得点調整を行う場合がある。また、最終成績の算出に際しては、D評価（60点未満）を絶対評価とする一方、合格点（60点）以上の成績評価における各評価の割合につき、AA評価（90～100点）が若干名、A評価（80～89点）が20%以内、B評価（70～79点）が40%程度（20%を限度として増減あり）、C評価（60～69点）が40%程度（20%を限度として増減あり）となるよう、得点調整を行う場合がある。
- ③欠席は、平常点における減点事由とし、1回の欠席につき最終成績の2%を減点する。遅刻及び途中退出（トイレ等のごく一時的なものを除く）は欠席として扱う。

#### < その他 >

- ①授業の内容に関する質問は、メールを介してではなく、授業後、教室において、直接・口頭で行うこと。長時間を要する質問については、オフィスアワーを利用すること。
- ②予備校の教材に関する質問は、予備校の講師に対して行うこと。
- ③担当教員は、令和6～8年の本試験並びに令和元年～6年及び令和8年の予備試験の考査委員であるため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超越する解説等）を行うことはできない。他方、その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

#### < Object and summary of class >

Designed for second-year students, this course deals with advanced issues of criminal procedure in contemporary Japan. The course consists of three parts: Investigations (which

explores advanced issues concerning arrest and detention, search and seizure, interrogation, etc.) , Adjudication (covering the process from the prosecutor's charging decision to the court's final judgment) , and Evidence (topics covered include character evidence, exclusionary remedies, confessions, and the hearsay rule and its exceptions) .

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用憲法 I		単位	1	担当教員 中林 暁生
配当年次	L2・3	開講学期	4Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

第2年次までに修得した憲法に関する知識・思考法・法技術を応用する能力および論述能力の涵養を目的とする。

#### <学修の到達目標>

- ・具体的な事案につき、①その事案における憲法上の問題を抽出し、②その問題についての憲法上の主張を具体的に組み立て、さらに③その憲法上の主張を多角的に検討する能力を修得する。
- ・修得した上記能力に基づき、(司法試験問題を含む)事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を修得する。

#### <授業内容・方法と進度予定>

- ・事例研究では、教員が事例についての解説を行った上で、「悪い」答案例を提示する。受講生は、その「悪い」答案例の添削を行って「良い」答案例を作成し、提出する。その上で、受講生全員と共に、各自が提出した「良い」答案例に基づく検討を行う。
- ・過去問研究では、教員による当該問題についての解説を踏まえて、受講生がその問題の解答を作成し、提出する(提出した解答は添削し返却する)。その上で、受講生全員と共に、各自が提出した解答に基づく検討を行う。

#### 進度予定

1. ガイダンス
2. 事例研究(解説)
3. 事例研究(検討)
4. 過去問研究1(解説)
5. 過去問研究1(検討)
6. 過去問研究2(解説)
7. 過去問研究2(検討)

#### <授業時間外学修>

※詳細はGoogleclassroomで周知する。

#### <教科書および参考書>

なし

#### <成績評価方法>

定期試験(70%)および平常点(30%)によって評価する。  
定期試験の試験範囲には授業で採り上げた論点・テーマ以外のものも含まれることに注意されたい。  
成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

#### <その他>

参加者数は15名程度とする。多くの履修希望者がいる場合には、L2における基幹憲法の成績により選抜する。

司法試験におけるCBT方式導入に伴い、パソコンによる答案作成の練習を行うことを予定している(1回)ので、パソコンを持参できることが望ましい(パソコン持参を義務づけるものではない)。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Constitutional Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Constitutional Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Constitutional Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用憲法Ⅱ		単位	1	担当教員 中林 暁生
配当年次	L3	開講学期	1 Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

第2年次までに修得した憲法に関する知識・思考法・法技術を応用する能力および論述能力の涵養を目的とする。

#### <学修の到達目標>

- ・具体的な事案につき、①その事案における憲法上の問題を抽出し、②その問題についての憲法上の主張を具体的に組み立て、さらに③その憲法上の主張を多角的に検討する能力を修得する。
- ・修得した上記能力に基づき、(司法試験問題を含む)事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を修得する。

#### <授業内容・方法と進度予定>

- ・事例研究では、教員が事例についての解説を行った上で、「悪い」答案例を提示する。受講生は、その「悪い」答案例の添削を行って「良い」答案例を作成し、提出する。その上で、受講生全員と共に、各自が提出した「良い」答案例に基づく検討を行う。
- ・過去問研究では、教員による当該問題についての解説を踏まえて、受講生がその問題の解答を作成し、提出する(提出した解答は添削し返却する)。その上で、受講生全員と共に、各自が提出した解答に基づく検討を行う。

#### 進度予定

1. ガイダンス
2. 事例研究(解説)
3. 事例研究(検討)
4. 過去問研究1(解説)
5. 過去問研究1(検討)
6. 過去問研究2(解説)
7. 過去問研究2(検討)

#### <授業時間外学修>

※詳細はGoogleclassroomで周知する。

#### <教科書および参考書>

なし

#### <成績評価方法>

定期試験(70%)および平常点(30%)によって評価する。  
定期試験の試験範囲には授業で採り上げた論点・テーマ以外のものも含まれることに注意されたい。  
成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

#### <その他>

参加者数は15名程度とする。多くの履修希望者がいる場合には、L2における基幹憲法の成績により選抜する。

司法試験におけるCBT方式導入に伴い、パソコンによる答案作成の練習を行うことを予定している(1回)ので、パソコンを持参できることが望ましい(パソコン持参を義務づけるものではない)。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Constitutional Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Constitutional Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Constitutional Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用行政法Ⅰ		単位	1	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L2,3	開講学期	4Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW617J		

#### <授業の目的と概要>

この授業は、行政法の事例問題を検討することを通じて、「基幹行政法」で身につけた（身につけつつある）行政法総論に関する基礎知識を具体的な事案に応用する能力、具体的には、法曹として必要とされる事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力および論述能力を養うことを目的とする。

#### <学修の到達目標>

これまでに修得した具体的事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につけるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養し、自らの理解の的確に論証する能力を身につける。

#### <授業内容・方法と進度予定>

法曹として必要とされる事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力および論述能力を養うために、司法試験論文式試験問題（行政法総論に関するもの）を素材として、演習形式により、予め割り振られた担当者が作成した答案をもとに報告し、全員で検討を加えるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

具体的には、各回とも、司法試験論文式試験問題のうち行政法総論に関する1～2の小問（設問）を扱う。各回で取り扱う具体的な問題については、開講までに掲示する。また、各回の担当者、担当（答案提出）回数などの詳細については、初回のガイダンスで受講生の希望を聴取し、協議した上で確定させる。

- 1.ガイダンス・（司法試験論文式試験問題分析（1）を含む）
- 2.司法試験論文式試験問題分析（2）
- 3.司法試験論文式試験問題分析（3）
- 4.司法試験論文式試験問題分析（4）
- 5.司法試験論文式試験問題分析（5）
- 6.司法試験論文式試験問題分析（6）
- 7.司法試験論文式試験問題分析（7）

#### <授業時間外学修>

予習として、答案担当者は、割り当てられた問題について十分な時間をかけて検討を加えて答案を作成することが求められる。答案担当者以外は、最低限、各回で扱う問題について十分な時間をかけて答案構成を作成し（実際に答案を作成することが望ましい）、不足している知識や考え方を可能な限り自ら補充するとともに、それでも残る疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、授業での意見交換、質疑応答を踏まえて、自身の答案構成（答案）に再検討を加えるとともに、授業中の指示を踏まえて教材等で関連問題についての理解を深めることが求められる。

#### <教科書および参考書>

特になし。ただし、「基幹行政法」で使用した（している）『ケースブック行政法』、中原茂樹『基本行政法』を持参することが望ましい。

#### <成績評価方法>

期末試験90％・平常点10％とする。平常点は、授業中の発言（自身の答案の説明も含む）、答

案の提出状況，欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては，上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

演習形式で実施することから，履修上限は14名とする。14名を超える場合には，以下の基準（優先順位）に基づき選抜する。

1. L2の学生で前期「行政法」の履修が免除されていた者（法科大学院における行政法関係科目に触れる機会の確保の観点）
2. 「行政法」，「基幹行政法」の成績（L2の学生は「行政法」の点数，L3の学生は「行政法」と「基幹行政法」の点数の単純平均）

#### < Object and summary of class >

This course teaches administrative law and covers the fundamental and thorough principles of administrative law. The detailed understanding of administrative law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用行政法Ⅱ		単位	1	担当教員 大江 裕幸
配当年次	L3	開講学期	1Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業は、行政法の事例問題を検討することを通じて、「基幹行政法」で身につけた行政法総論に関する基礎知識を具体的な事案に応用する能力、具体的には、法曹として必要とされる事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力および論述能力を養うことを目的とする。

### <学修の到達目標>

これまでに修得した具体的事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、行政活動の違法性を訴訟等で争うためにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等）を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につけるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養し、自らの理解の的確に論証する能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

法曹として必要とされる事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力および論述能力を養うために、司法試験論文式試験問題（行政救済法に関するもの）を素材として、演習形式により、予め割り振られた担当者が作成した答案をもとに報告し、全員で検討を加えるとともに、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

具体的には、各回とも、司法試験論文式試験問題のうち行政救済法に関する1～3の小問（設問）を扱う。各回で取り扱う具体的な問題については、開講までに掲示する。また、各回の担当者、担当（答案提出）回数などの詳細については、初回のガイダンスで受講生の希望を聴取し、協議した上で確定させる。

- 1.ガイダンス・（司法試験論文式試験問題分析（1）を含む）
- 2.司法試験論文式試験問題分析（2）
- 3.司法試験論文式試験問題分析（3）
- 4.司法試験論文式試験問題分析（4）
- 5.司法試験論文式試験問題分析（5）
- 6.司法試験論文式試験問題分析（6）
- 7.司法試験論文式試験問題分析（7）

### <授業時間外学修>

予習として、答案担当者は、割り当てられた問題について十分な時間をかけて検討を加えて答案を作成することが求められる。答案担当者以外は、最低限、各回で扱う問題について十分な時間をかけて答案構成を作成し（実際に答案を作成することが望ましい）、不足している知識や考え方を可能な限り自ら補充するとともに、それでも残る疑問点を整理しておくことが求められる。また、復習として、授業での意見交換、質疑応答を踏まえて、自身の答案構成（答案）に再検討を加えるとともに、授業中の指示を踏まえて教材等で関連問題についての理解を深めることが求められる。

### <教科書および参考書>

特になし。ただし、「基幹行政法」で使用した（している）『ケースブック行政法』、中原茂樹『基本行政法』を持参することが望ましい。

### <成績評価方法>

期末試験90％・平常点10％とする。平常点は、授業中の発言（自身の答案の説明も含む）、答案の提出状況、欠席状況等に基づき評価する。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>

が指標の1つとなる。

**<その他>**

演習形式で実施することから、履修上限は14名とする。14名を超える場合には、以下の基準（優先順位）に基づき選抜する。

1. L2の学生で前期「行政法」の履修が免除されていた者（法科大学院における行政法関係科目に触れる機会の確保の観点）
2. 「行政法」、「基幹行政法」の成績（L2の学生は「行政法」の点数、L3の学生は「行政法」と「基幹行政法」の点数の単純平均）

**< Object and summary of class >**

This course teaches administrative law and covers the fundamental and thorough principles of administrative law. The detailed understanding of administrative law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用民法Ⅰ		単位	1	担当教員 池田悠太
配当年次	L2・L3	開講学期	4Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

司法試験論文式試験で用いられる事例を題材として、民法に関する体系的な理解を複雑な事例における紛争の解決のための論述に応用する。

### <学修の到達目標>

複雑な紛争であっても、法的な問題の所在を発見し、法解釈・法適用を行い、結論を導くための論述能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

司法試験論文式試験の問題を、各回1問（1年分）検討する。答案の内容と時間とに照らして、複数の設問のうちいずれかのみを重点的に取り上げるとしても想定される。具体的には、出題分野の分布を考慮して、以下のものを取り上げるとを予定している。

第2回以降、各回に原則として2名の担当者を割り当てる。担当者は、公表されている出題趣旨・採点実感を踏まえた自らの答案を1週間前までに作成するとともに、他の担当者の同様の答案に対するコメントを2日前までに用意する。当日は、それらをもとに、全員で議論を行う。なお、その後に法改正（特に2020年4月1日施行のいわゆる債権法改正。それに基づいているのは令和2年司法試験以降である。）がある場合も、現行法（令和8年司法試験用法文に登載されることとされている、令和8年1月1日現在において施行されているもの）に基づいた検討を行う。授業後に、議論を踏まえてあらためて書かれた答案を共有する。

第1回は、公表されている出題趣旨・採点実感を踏まえた答案を全員が2日前までに作成し、当日はそれらに基づいて議論を行う。

- 1.導入、事例演習①（令和6年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 2.事例演習②（令和3年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 3.事例演習③（平成23年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 4.事例演習④（平成29年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 5.事例演習⑤（平成25年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 6.事例演習⑥（平成30年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 7.事例演習⑦（平成26年司法試験論文式試験民事系科目第1問）

### <授業時間外学修>

第2回以降の予習として、担当者は、①問題を読み、②答案構成を行い、③答案を作成する（答案 $\alpha$ ）。その後、④出題趣旨と採点実感を読み、⑤あらためて答案を作成する（答案 $\beta$ ）。また、他の担当者の答案 $\beta$ を読み、それに対するコメントを用意する。他の参加者は、必ず①②④を行い、可能な限り③⑤を行う。また、全ての担当者の答案 $\beta$ 及びそれに対する事前のコメントを読み、議論に備える。担当者はもちろん、他の参加者も、議論に参加できるよう、関係する民法理解を確認しておく。第1回の予習としては、全員が①～⑤を行う。

復習として、担当する回には必ず、他の担当者からのコメント及び授業での検討を踏まえて、あらためて答案を作成する（答案 $\gamma$ ）。そうでない回も、授業を踏まえて、あらためて答案 $\gamma$ を作成することが望ましい。

具体的にはGoogle Classroom又はTKCのシステムにて周知する。

### <教科書および参考書>

法務省ウェブサイトで公開されている、司法試験の問題・出題趣旨・採点実感が必読の資料である。

### <成績評価方法>

平常点（30％）及び筆記試験（70％）により成績評価を行う。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなる。平常点は、担当者として作成した答案及びコメント、その他授業中の発言の内容及び量に基づいて評価する。ただし、授業で用いる答案それ自体を採点するわけではなく、決して無難な答案の提出を推奨するわけではない。思考・学修の過程が窺われることや学びに資することも重要である。

### <その他>

履修希望者が12名を超える場合には、「基幹民法」の成績に基づき選抜を行うことがある。授業に関する連絡はGoogle Classroom又はTKCのシステムを用いて行う。オフィスアワーの日は、別途案内する。

### < Object and summary of class >

This course is Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of the Japanese Civil Code. The detailed understanding of the code is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用民法Ⅱ		単位	1	担当教員 池田悠太
配当年次	L3	開講学期	1Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

司法試験論文式試験で用いられる事例を題材として、民法に関する体系的な理解を複雑な事例における紛争の解決のための論述に応用する。

### <学修の到達目標>

複雑な紛争であっても、法的な問題の所在を発見し、法解釈・法適用を行い、結論を導くための論述能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

司法試験論文式試験の問題を、各回1問（1年分）検討する。答案の内容と時間とに照らして、複数の設問のうちいずれかのみを重点的に取り上げるとしても想定される。具体的には、出題分野の分布を考慮して、以下のものを取り上げるとを予定している。

第2回以降、各回に原則として2名の担当者を割り当てる。担当者は、公表されている出題趣旨・採点実感を踏まえた自らの答案を1週間前までに作成するとともに、他の担当者の同様の答案に対するコメントを2日前までに用意する。当日は、それらをもとに、全員で議論を行う。なお、その後に法改正（特に2020年4月1日施行のいわゆる債権法改正。それに基づいているのは令和2年司法試験以降である。）がある場合も、現行法（令和8年司法試験用法文に登載されることとされている、令和8年1月1日現在において施行されているもの）に基づいた検討を行う。授業後に、議論を踏まえてあらためて書かれた答案を共有する。

第1回は、公表されている出題趣旨・採点実感を踏まえた答案を全員が2日前までに作成し、当日はそれらに基づいて議論を行う。

- 1.導入、事例演習①（令和4年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 2.事例演習②（令和元年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 3.事例演習③（平成28年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 4.事例演習④（平成27年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 5.事例演習⑤（令和2年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 6.事例演習⑥（令和5年司法試験論文式試験民事系科目第1問）
- 7.事例演習⑦（平成24年司法試験論文式試験民事系科目第1問）

### <授業時間外学修>

第2回以降の予習として、担当者は、①問題を読み、②答案構成を行い、③答案を作成する（答案 $\alpha$ ）。その後、④出題趣旨と採点実感を読み、⑤あらためて答案を作成する（答案 $\beta$ ）。また、他の担当者の答案 $\beta$ を読み、それに対するコメントを用意する。他の参加者は、必ず①②④を行い、可能な限り③⑤を行う。また、全ての担当者の答案 $\beta$ 及びそれに対する事前のコメントを読み、議論に備える。担当者はもちろん、他の参加者も、議論に参加できるよう、関係する民法理解を確認しておく。第1回の予習としては、全員が①～⑤を行う。

復習として、担当する回には必ず、他の担当者からのコメント及び授業での検討を踏まえて、あらためて答案を作成する（答案 $\gamma$ ）。そうでない回も、授業を踏まえて、あらためて答案 $\gamma$ を作成することが望ましい。

具体的にはGoogle Classroom又はTKCのシステムにて周知する。

### <教科書および参考書>

法務省ウェブサイトで公開されている、司法試験の問題・出題趣旨・採点実感が必読の資料である。

### <成績評価方法>

平常点（30％）及び筆記試験（70％）により成績評価を行う。成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなる。平常点は、担当者として作成した答案及びコメント、その他授業中の発言の内容及び量に基づいて評価する。ただし、授業で用いる答案それ自体を採点するわけではなく、決して無難な答案の提出を推奨するわけではない。思考・学修の過程が窺われることや学びに資することも重要である。

### <その他>

履修希望者が12名を超える場合には、「基幹民法」の成績に基づき選抜を行うことがある。授業に関する連絡はGoogle Classroom又はTKCのシステムを用いて行う。オフィスアワーの日は、別途案内する。

### < Object and summary of class >

This course is Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of the Japanese Civil Code. The detailed understanding of the code is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用刑法 I		単位	1	担当教員 松本 圭史
配当年次	L2,3	開講学期	4Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業では、下記の<授業内容・方法>に記載した形式の授業を実践することにより、事例問題の検討を通じて、具体的事案を的確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈・運用能力を修得することに加え、それらを的確に表現する、法曹にとって必要不可欠な論述能力の涵養を目的としています。

### <学修の到達目標>

刑法に関する基本的知識を前提として具体的事案に分析を加え、①法的な問題点を検出し、それについて説得的な一般論を展開するとともに、②重要な事実を抽出し、これを適切に評価して一般論にあてはめることで、説得的な結論を提示できるようになる論述能力を涵養することがこの授業の目標です。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は事例演習の形式で行います。井田良ほか『刑法事例演習教材〔第4版〕』（有斐閣、2026年）又は司法試験の問題を毎回1～2問、取り扱います。

各事例問題について受講者全員が解答案を作成することを前提として、さらに報告担当者を事前に割り当てます。報告担当者はあらかじめ設定した提出締切日までに解答案を作成したうえで、担当教員および他の受講者に電子メール等でそれを共有し、他の受講者は授業までに自分が作成した解答案と比較するなどして事前検討を行ってください（取り扱う事例、報告担当者、提出締切日等については、初回に決定したうえでTKC等で告知します）。

授業当日は、報告担当者が解答案について補足的な説明を行った後、受講者全員で議論を行い、理解を深めると同時に、論述能力の向上を目指します。

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 事例演習①
- 第3回 事例演習②
- 第4回 事例演習③
- 第5回 事例演習④
- 第6回 事例演習⑤
- 第7回 事例演習⑥

### <授業時間外学修>

詳細はTKC等で周知します。

### <教科書および参考書>

井田良ほか『刑法事例演習教材〔第4版〕』（有斐閣、2026年）

嶋矢貴之ほか『刑法事例の歩き方——判例を地図に』（有斐閣、2023年）

嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法——基本をおさえる事例演習』（有斐閣、2022年）

### <成績評価方法>

平常点（50%）と筆記試験（50%）により成績評価を行います。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

なお、平常点は、提出した解答案、議論への参加状況、出席状況などに基づいて評価します。

### <その他>

履修者は最大で10名程度とし、履修希望者がそれを大幅に超えた場合には、「刑法」や「基幹刑

法」の履修状況ないし成績に基づいて選抜を行うことがあります。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Criminal and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Criminal. The detailed understanding of Advanced Seminar on Criminal is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用刑法Ⅱ		単位	1	担当教員 松本 圭史
配当年次	L3	開講学期	1Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業では、下記の<授業内容・方法>に記載した形式の授業を実践することにより、事例問題の検討を通じて、具体的事案を的確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈・運用能力を修得することに加え、それらを的確に表現する、法曹にとって必要不可欠な論述能力の涵養を目的としています。

### <学修の到達目標>

刑法に関する基本的知識を前提として具体的事案に分析を加え、①法的な問題点を検出し、それについて説得的な一般論を展開するとともに、②重要な事実を抽出し、これを適切に評価して一般論にあてはめることで、説得的な結論を提示できるようになる論述能力を涵養することがこの授業の目標です。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は事例演習の形式で行います。井田良ほか『刑法事例演習教材〔第4版〕』（有斐閣、2026年）又は司法試験の問題を毎回1～2問、取り扱います。

各事例問題について受講者全員が解答案を作成することを前提として、さらに報告担当者を事前に割り当てます。報告担当者はあらかじめ設定した提出締切日までに解答案を作成したうえで、担当教員および他の受講者に電子メール等でそれを共有し、他の受講者は授業までに自分が作成した解答案と比較するなどして事前検討を行ってください（取り扱う事例、報告担当者、提出締切日等については、初回に決定したうえでTKC等で告知します）。

授業当日は、報告担当者が解答案について補足的な説明を行った後、受講者全員で議論を行い、理解を深めると同時に、論述能力の向上を目指します。

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 事例演習①
- 第3回 事例演習②
- 第4回 事例演習③
- 第5回 事例演習④
- 第6回 事例演習⑤
- 第7回 事例演習⑥

### <授業時間外学修>

詳細はTKC等で周知します。

### <教科書および参考書>

井田良ほか『刑法事例演習教材〔第4版〕』（有斐閣、2026年）

嶋矢貴之ほか『刑法事例の歩き方——判例を地図に』（有斐閣、2023年）

嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法——基本をおさえる事例演習』（有斐閣、2022年）

### <成績評価方法>

平常点（50%）と筆記試験（50%）により成績評価を行います。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

なお、平常点は、提出した解答案、議論への参加状況、出席状況などに基づいて評価します。

### <その他>

履修者は最大で10名程度とし、履修希望者がそれを大幅に超えた場合には、「刑法」や「基幹

刑法」の履修状況ないし成績に基づいて選抜を行うことがあります。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Criminal and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Criminal. The detailed understanding of Advanced Seminar on Criminal is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用商法Ⅰ		単位	1	担当教員 森田 果
配当年次	L2,3	開講学期	4 Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業は、商法・基幹商法などの講義を通じて身につけた知識を確実なものとするとともに、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解答のために適切に利用し、説得的な論述を展開する能力を涵養することを目的とする。

### <学修の到達目標>

1. 事例問題に対する答案を作成する作業を通じて、商法に関する知識の定着を図る。
2. 作成された答案に対する教員と学生、あるいは学生相互の討論を通じて理解を深める。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

過去の司法試験問題などの事例問題を使用して、商法に関する知見による事案解決能力の向上を図り、かつ、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養することを目指す。特に、事案の中から論点を見いだす能力、及び、それらについて説得的に論じる能力について重点を置く。

#### 2. 教育方法

事前に割り当てられた問題について担当者が作成した解答例をもとに、他の受講者が意見を述べたり、担当者と議論を交わしたりしながら、理解を深めていく。

#### 3. 予定

第1回：オリエンテーション

第2回：事例演習①

第3回：事例演習②

第4回：事例演習③

第5回：事例演習④

第6回：事例演習⑤

第7回：事例演習⑥

### <授業時間外学修>

1. 答案作成の担当者は、指定された期日までに解答案を作成し、適宜の方法でクラスに配布する。
2. 担当者以外の受講者は、配布された解答案に目を通し、また自ら問題について検討を加えたいうえて授業に臨むこと。

### <教科書および参考書>

教科書は特に指定しない。これまでに使用してきた教科書類を活用すること。

解答案の作成に際しては、各自が普段使っている教科書等を自由に参照してかまわない。

### <成績評価方法>

成績は、期末試験50%、平常点（担当回の解答案、各回の議論への参加状況等）50%の割合で評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

履修者数が12名を超える場合は、L2基幹商法の成績による選抜を実施することがある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Commercial Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Commercial Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Commercial Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—	
授業科目	応用商法 II		単位	1	担当教員	得津 晶
配当年次	L3	開講学期	1Q	週間授業回数	1回	
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW623J			

### <授業の目的と概要>

#### 1. 授業の目的

1年次・2年次で学んだことを踏まえ、①基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、②具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、③口頭でand/or文章で論理的に議論を展開し表現する能力を磨くことを目的とする。

#### 2. 授業の概要

授業では、各回1問の長文の事例問題の検討を行う。

[Purposes and Outlines]

##### 1.The Purposes of this Class

Basing on the knowledge taught in L1 and L2 classes, the aim of this class is (1) to confirm fundamental knowledge and understanding about commercial law, (2) to analyze the specific cases from legal perspectives, and (3) to improve the ability to express orally and in writing.

##### 2.The Outlines of this Class

Analyzing one long-form case per one class.

### <学修の到達目標>

具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討するとともに、論理的に議論を展開し表現する能力をより向上させる。

[Goals to be Achieved]

To Improve abilities to analyze specific cases and legal issues and to discuss and express them logically.

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業の内容・方法

実務法曹にふさわしい能力の有無の検定のために公的機関が作成した問題またはオリジナル事例問題を用いて、事例問題演習を行なう。

[授業前の準備]

各回、1問の事例問題を取り上げ、2人の報告者を割り当てる。報告者は、解答文案を作成し、授業日の2日前の午後6時までに担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、TKC教育支援システム（あるいはGoogle Classroom）およびGoogle Drive上に作成した受講生用のフォルダ上に解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

またGoogle Drive上のフォルダのファイルに担当者同士ないし他の受講生が質問事項等をコメントすることが期待される。

[授業の進行]

授業は、報告者による補足的な説明の後（全員が問題文やレジュメ・解答文案に眼を通してきていることを前提とするので、詳細な報告は求めない）、参加者による質疑応答や議論を中心に進める。

#### 2. 授業の進度予定

第1回 問題1

第2回 問題2

第3回 問題3

第4回 問題4

第5回 問題5

第6回 問題6

第7回 問題7

●今年度は、問題を客観性ある外部試験問題を活用する予定であるが、受講生の学習状況を調査したうえで市販教材に変更する可能性がある。

●本授業の到達目標は現実の事案から論点を探ることであって、そのためには、予め項目を指示することはできない。このことは、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』『本書の使い方』で田中亘も述べている。

●なお、この点に関して、教育能力の低い認証評価委員の研究者教員より、「司法試験対策なのではないか」という程度の低いコメントが来たので付言しておく。平井宜雄がこのようなレベルの低い研究者による教育に対して「研究者中心主義」と批判した通り、法学教育は価値のヒエラルヒアが存在せず客観的な正しさが立証できない中で、それでも現実の事案を当事者に、そして社会に「納得」させる形での

解決を目指すものである。このような能力を醸成するものとして本授業は設計されている。このような法学教育論の理解の乏しい研究者（私は当該研究者の法学教育論論文が引用されている例を一度も見ることがない）が認証評価委員に二度と選任されないことを祈るのみである。

●授業は対面式で実施する予定である。

●TKCで再度周知するまでは、変更の可能性がある。

[Contents and Ways]

### 1.Contents and Ways of this class

Analyzing the specific case problems from some examinations designed by official institutions to test the abilities of legal professions or case problems made originally by the lecturer.

[Prep before the class]

-The instructor designates three students as reporters per one class to solve a specific case problem. Reporters should make the answers and submit them to the instructor by 2-day before the class evening (18:00). The instructor is going to upload answers on TKC website or Google Classroom and Folder just for enrolled students on Google Drive.

-The other students should analyze the case, check the answers by reporters, and wrap up questions.

-The instructor expects reporters and the other students to make some comments or questions on the reporters' answers on Google Drive folder.

[How to proceed]

In classes, students, mainly, discuss each other and make question and answer, after the complementary explanation by the instructor. Instructor is not going to make it in detail, because all students are supposed to check the cases, textbooks, and answers by reporters.

### 2.Schedule of this class

- Class 1: Case 1
- Class 2: Case 2
- Class 3: Case 3
- Class 4: Case 4
- Class 5: Case 5
- Class 6: Case 6
- Class 7: Case 7

-Based on the students understanding commercial law or corporate law, I changed problem set from textbook to exams managed by governmental authorities or any other institutions.

-According to the aim and achievement of this class, I require students to find and clarify legal issues in problems. Therefore, I cannot tell the specific contents before analyzing the problem. It is one of the most important point in this class. Prof. Wataru Tanaka told same thing at the editing policy of Jirei de Kangaeru Kaishaho, 2nd ed. (Thinking Corporate Law with Cases, 2nd ed.)

-Just in case, I have to tell (untalented) reviewers from Accreditation Institute. The aim of this class is completely different from Jukentaisaku. As prof. Yoshio Hirai told, legal studies cannot tell the hierarchy of values or “correct answer”. Prof. Hirai strongly criticized her style as “researcherism” in legal education. Even without any correctness, legal studies have to tell social “acceptance” in specific problems in realities. It has already been common sense among legal scholar, though there are many criticisms. I hope such a researcher will

never been chosen as a reviewer forever.

-This class is done on-site.

-This plan might be changed before the re-disclosure on Google Classroom or TKC.

### <授業時間外学修>

予習：報告者は解答を作成することが求められる。それ以外の受講生も課題に目を通し分析することが求められる。そのほか、基礎が身につけていない者は問題に関連する基礎知識について下記参考書やコア・カリキュラム等を用いて確認することが求められる。

復習：この授業は事例問題演習であるため、事前の予習が中心となる。復習は、どのような書き方をすればより伝わるのかを分析すればよい。ただし、基本知識の習得が不十分な受講生は、授業後に、再度、コア・カリキュラム等の確認が求められる。

詳細はTKC またはGoogle Classroomで周知する。

[Learning out of classes]

The instructor is going to tell details in TKC.

-Prep: Reporters should make answers. The other students should check and analyze the case. If some have not learned the fundamental knowledge, they should check them by the books designated below or Core Curriculum.

-Review: Students should focus prep, because this class requires students to analyze specific cases. In the process of review, it is enough for them to analyze how to communicate more effectively. If students do not have enough understandings about fundamental knowledge, they should confirm them with Core Curriculum.

In detail, the directions will show on TKC or Google Classroom.

### <教科書および参考書>

参考書：伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』（有斐閣・2015年）

- ・江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣・2024年）
- ・田中亘『会社法〔第5版〕』（東京大学出版会・2025年）
- ・伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法〔第6版〕』（有斐閣・2025年）
- ・高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』（弘文堂・2020年）
- ・落合誠一ほか『会社法Visual Materials』（有斐閣・2011年）
- ・神作裕之＝藤田友敬編『商法判例集〔第9版〕』（有斐閣・2023年）
- ・岩原紳作＝神作裕之＝神田秀樹編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣・2021年）

※教材は新たな教材が出版される場合等には変更することがあるので、直前の掲示を確認のこと

※参考書の中にある概説書・体系書・判例集はあくまで例示であり、L2までの学習で利用してきたものを継続して利用すればよい。

※項目ごとに予習課題として法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案を使用する。コア・カリキュラムはウェブサイトにあるので各自ダウンロードしておくこと。

法科大学院協会HP：[https://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](https://www.lskyokai.jp/info_101019/)

商法（第二次案修正案）：<https://www.lskyokai.jp/wp/wp-content/uploads/2018/09/6.pdf>

[Textbooks and References]

No Textbook

Reference: Yasushi Ito et al., Jirei de kangaeru Kaishaho 2nd ed., Yuhikaku, 2015

-Kenjiro Egashira, Kabushikigaishaho 9th ed., Yuhikaku, 2024

-Wataru Tanaka, Kaishaho 5th ed., Tokyodaigaku shuppankai 2025

-Yasushi Ito, et al., Legal Quest Kaishaho 6th ed., Yuhikaku 2025

-Mika Takahashi, et al., Corporate Law 3rd ed., Kobundo 2020

-Ochiai Seiichi, et al., Kaishaho Visual Materials, Yuhikaku, 2011

-Hiroyuki Kansaku and Tomotaka Fujita eds., Shoho Hanreishu 9th ed., Yuhikaku, 2023

-Shinsaku Iwahara et al. eds., Kaishaho Hanrei Hyakusen 4th ed., Yuhikaku 2021

※In cases to publish new edition, the textbook will be changed. Would you check the notice on TKC?

※The list of reference is just examples. Students might use any books used by themselves.

※In class, instructor makes questions from Core Curriculum. It is available below,

[https://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](https://www.lskyokai.jp/info_101019/)

<https://www.lskyokai.jp/wp/wp-content/uploads/2018/09/6.pdf>

### <成績評価方法>

成績は、①報告者としての報告内容・解答例、②討論への参加状況、③期末の筆記試験をそれぞれ3分の1ずつ勘案して総合的に評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

[Evaluation]

Students Evaluation is based equally on (1) answers and reports by reporters, (2) participation in class discussion, and (3) the middle report and the final examination. Evaluation is made based on [achievement] noted above.

### <その他>

参加者数は最大14人とする。履修希望者が14人を超えた場合にはL2基幹商法の成績によって選考を行なう。

担当講師は学外者であるためGoogle Classroomの利用ができず連絡はTKCのみで行う可能性がある。

TKCも利用できないという場合にはウェブサイトを用意する。

[Miscellaneous]

**This class is done in Japanese. The maximum of students enroll is 14.** If more than 14 students apply, the instructors should choose 14 based on the record of L2 Fundamental Commercial Law.

Because the instructor is an outsider from Tohoku University, he possibly cannot use Google Classroom. In that case, the instructor will tell students information only with TKC.

In addition, if instructors cannot access Google neither Classroom or TKC, we will prepare the website for this class.

### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Commercial Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Commercial Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Commercial Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>応用民事訴訟法Ⅰ</b>		単位	1	担当教員 今津 綾子
配当年次	L2,3	開講学期	4 Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW625J		

#### <授業の目的と概要>

本授業は、「民事訴訟法」、「基幹民事訴訟法」等の講義を通じて身につけた知識を確実なものとするとともに、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解答のために適切に利用し、説得的な論述を展開する能力を涵養することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

1. 事例問題に対する答案を作成する作業を通じて、民事訴訟法に関する知識の定着を図る。
2. 作成された答案に対する教員と学生、あるいは学生相互の討論を通じて理解を深める。

#### <授業内容・方法と進度予定>

##### 1. 授業内容

過去の司法試験問題を使用して、民事訴訟法（判決手続）に関する知見による事案解決能力の向上を図り、かつ、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養することを旨とする。

##### 2. 教育方法

事前に割り当てられた問題について担当者が作成した解答例をもとに、他の受講者が意見を述べたり、担当者と議論を交わしたりしながら、理解を深めていく。

##### 3. 予定

第1回 オリエンテーション

第2回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討①

第3回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討②

第4回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討③

第5回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討④

第6回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討⑤

第7回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討⑥

#### <授業時間外学修>

1. 答案作成の担当者は、指定された期日までに解答案を作成し、適宜の方法でクラスに配布する。
2. 担当者以外の受講者は、配布された解答案に目を通し、また自ら問題について検討を加えたうえで授業に臨むこと。

#### <教科書および参考書>

教科書は特に指定しない。

解答案の作成に際しては、司法試験の出題趣旨、採点実感のほか、各自が普段使っている民事訴訟法の体系書や教科書等を自由に参照してかまわない。

#### <成績評価方法>

成績は、期末試験50%、平常点（担当回の解答案、各回の議論への参加状況等）50%の割合で評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

履修者数が12名を超える場合は、L2基幹民事訴訟法の成績による選抜を実施することがある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Civil Procedure Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Procedure Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Procedure Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		—
授業科目	応用民事訴訟法Ⅱ		単位	1	担当教員 今津 綾子
配当年次	L3	開講学期	1 Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW625J		

#### <授業の目的と概要>

本授業は、「民事訴訟法」、「基幹民事訴訟法」等の講義を通じて身につけた知識を確実なものとするとともに、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解答のために適切に利用し、説得的な論述を展開する能力を涵養することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

1. 事例問題に対する答案を作成する作業を通じて、民事訴訟法に関する知識の定着を図る。
2. 作成された答案に対する教員と学生、あるいは学生相互の討論を通じて理解を深める。

#### <授業内容・方法と進度予定>

##### 1. 授業内容

過去の司法試験問題を使用して、民事訴訟法（判決手続）に関する知見による事案解決能力の向上を図り、かつ、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養することを目指す。

##### 2. 教育方法

事前に割り当てられた問題について担当者が作成した解答例をもとに、他の受講者が意見を述べたり、担当者と議論を交わしたりしながら、理解を深めていく。

##### 3. 予定

第1回 オリエンテーション

第2回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討①

第3回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討②

第4回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討③

第5回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討④

第6回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討⑤

第7回：司法試験〔民事系第3問〕過去問の検討⑥

#### <授業時間外学修>

1. 答案作成の担当者は、指定された期日までに解答案を作成し、適宜の方法でクラスに配布する。
2. 担当者以外の受講者は、配布された解答案に目を通し、また自ら問題について検討を加えたうえで授業に臨むこと。

#### <教科書および参考書>

教科書は特に指定しない。

解答案の作成に際しては、司法試験の出題趣旨、採点実感のほか、各自が普段使っている民事訴訟法の体系書や教科書等を自由に参照してかまわない。

#### <成績評価方法>

成績は、期末試験50%、平常点（担当回の解答案、各回の議論への参加状況等）50%の割合で評価する。

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

履修者数が12名を超える場合は、L2基幹民事訴訟法の成績による選抜を実施することがある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Civil Procedure Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Procedure Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Procedure Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用刑事訴訟法Ⅰ		単位	1	担当教員 井上 和治
配当年次	L 2、L 3	開講学期	4Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

司法試験の本試験のうち、捜査及び公判に関する過去問の検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。なお、来年度（2027年度）前期の応用刑事訴訟法Ⅱでは、証拠及び判決に関する過去問の検討を行う。

### <学修の到達目標>

- ①検討を求められる応用的・発展的な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ②当該論点に関連しうる主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実に法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回につき、司法試験の過去問のうち、捜査又は公判に関する設問を2問ずつ検討する。各設問につき、1名の答案作成担当者を決定する（グループワークは行わない）。各々の答案作成担当者は、割り当てられた設問につき、基幹刑事訴訟法の授業内容を踏まえつつ答案（完全答案）を作成し、Google Driveの所定のフォルダにアップロードする。これを受け、他の履修者及び教員が当該答案にコメントを書き込む。各回では、当該答案につき、他の履修者及び教員のコメントも踏まえつつ、全員で検討する。このような過程を通じて、本試験に出題されるレベルの事例問題への対応力（答案作成に求められる論述能力）の涵養を図る。

各回において検討する設問は、捜査及び公判の全体を満遍なく復習するという観点から、下記のことを予定しているが、履修者の希望等に応じて適宜変更する場合がある。

- 第1回 平成30年本試験（設問1）、平成28年本試験（設問1）
- 第2回 平成26年本試験（設問1）、平成25年本試験（設問1）
- 第3回 令和元年本試験（設問1）、平成29年本試験（設問1）
- 第4回 平成24年本試験（設問1）、令和3年本試験（設問1）
- 第5回 令和5年本試験（設問1）、平成28年本試験（設問3）
- 第6回 平成27年本試験（設問1）、令和4年本試験（設問1）
- 第7回 令和4年本試験（設問2）、令和元年本試験（設問2）

### <授業時間外学修>

授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

- ・教科書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021年）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕（第2版）』（立花書房、2023年）
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）

※これらの教材につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合であっても、2025

年度の基幹刑事訴訟法の授業で使用した版を引き続き使用すれば足りる。

#### <成績評価方法>

- ①⑦答案作成担当者として作成した答案の内容（1人あたり2回×20%＝計40%）、④他の履修者が作成した答案に対する事前のコメントの内容及び授業における議論への貢献度（20%）、⑨期末試験（40%）を合算した最終成績による。ただし、受講者の数に応じて、⑦④⑨の内容及び割合を変更する場合がある。成績評価に際しては、前記<学修の到達目標>が1つの指標となる。
- ②答案作成担当者として答案作成を課されている回に欠席した場合は、前記①⑦の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の20%を減点する。答案作成担当者として答案作成を課されている回以外の回に欠席した場合は、前記①④の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の10%を減点する。遅刻及び途中退出（トイレ等のごく一時的なものを除く）は欠席として扱う。
- ③授業に出席するにあたり、六法又は前記<教科書および参考書>掲記の三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』を持参しない場合は、1回につき、最終成績の5%を減点する。
- ④答案作成に際し、答案作成者以外の第三者が作成した文書（基幹刑事訴訟法の講義資料を除く）の全部又は主要な部分を剽窃したと認められる文書を提出した場合は、不正行為として扱い、前記①②③に基づく点数を問わず、最終成績を0点とする。

#### <その他>

- ①履修者は、過去に原級留置となったことがない者かつ基幹刑事訴訟法を再履修となったことがない者であって、下記の全ての要件を満たす者（基幹刑事訴訟法で指定した教材に即して学修を行い、基幹刑事訴訟法の授業内容を答案に反映させる意思及び学力がある者）に限る。  
L2生の場合は、2026年度前期の基幹刑事訴訟法につき、⑦前期期末試験の素点（点数調整を経ていない点数）が40.0点以上、④前期の累計欠席回数が1回以下。  
L3生の場合は、2025年度の基幹刑事訴訟法につき、⑦前期期末試験の素点（点数調整を経ていない点数）が40.0点以上、④後期期末試験の素点（点数調整を経ていない点数）が50.0点以上、⑨前期及び後期を通じた累計欠席回数が1回以下。
- ②履修者の人数は、最大7名とする。履修希望者が7名を超える場合は、基幹刑事訴訟法の成績（前記①の要件を満たすことが前提）等に基づき、選抜を行う。選抜に際しては、L2生を優先する。
- ③答案のアップロード、答案に対するコメント、電子メールのやりとり等には、必ず、東北大学が発行する公式のアカウント（@tohoku.ac.jpで終わるもの）を用いること（私的なアカウントを用いてはならない）。
- ④予備校の教材に関する質問は、予備校の講師に対して行うこと。
- ⑤担当教員は、令和6～8年の本試験並びに令和元年～6年及び令和8年の予備試験の考査委員であるため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超越する解説等）を行うことはできない。他方、その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

#### < Object and summary of class >

Designed for second-year and third-year students, this advanced seminar aims to help them master legal writing skills through the case method. Each time the class will discuss a draft submitted by a student in charge of review and analysis of assigned case materials. These materials involve highly advanced and complex legal issues.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院応用基幹科目		実務・実践的授業		
授業科目	応用刑事訴訟法Ⅱ		単位	1	担当教員 井上 和治
配当年次	L 3	開講学期	1Q	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

司法試験の本試験又は予備試験のうち、証拠及び裁判に関する過去問の検討を通じて、下記の<学修の到達目標>に到達することを目的とする。

### <学修の到達目標>

- ①検討を求められる応用的・発展的な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。
- ②当該論点に関連しうる主要な最高裁判例及び下級審裁判例の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。
- ③当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。
- ④関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。
- ⑤当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実に法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回につき、司法試験の過去問のうち、証拠又は裁判に関する設問を2問ずつ検討する。各設問につき、1名の答案作成担当者を決定する（グループワークは行わない）。各々の答案作成担当者は、割り当てられた設問につき、基幹刑事訴訟法の授業内容を踏まえつつ答案（完全答案）を作成し、Google Driveの所定のフォルダにアップロードする。これを受け、他の履修者及び教員が当該答案にコメントを書き込む。各回では、当該答案につき、他の履修者及び教員のコメントも踏まえつつ、全員で検討する。このような過程を通じて、本試験に出題されるレベルの事例問題への対応力（答案作成に求められる論述能力）の涵養を図る。

各回において検討する設問は、証拠及び裁判の全体を満遍なく復習するという観点から、下記のものを用意しているが、履修者の希望等に応じて適宜変更する場合がある。

- 第1回 平成19年本試験（設問2）、令和2年本試験（設問2）
- 第2回 平成27年本試験（設問2のうち、自白法則と排除法則に関する部分）
- 第3回 平成20年本試験（設問1）、平成23年本試験（設問2）
- 第4回 平成27年本試験（設問2のうち、伝聞法則に関する部分）、平成30年本試験（設問2）
- 第5回 令和3年本試験（設問2）、平成25年本試験（設問2）
- 第6回 令和5年本試験（設問2）、平成29年本試験（設問2）
- 第7回 平成24年本試験（設問2）、令和7年予備試験

### <授業時間外学修>

授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

- ・教科書 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕（第2版）』（立花書房、2021年）  
川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕（第2版）』（立花書房、2023年）
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）

※これらの教材につき、授業開始の時点において改訂版が刊行されている場合であっても、2025年度の基幹刑事訴訟法の授業で使用した版を引き続き使用すれば足りる。

### <成績評価方法>

- ①⑦答案作成担当者として作成した答案の内容（1人あたり2回×20%＝計40%）、④他の履修者が作成した答案に対する事前のコメントの内容及び授業における議論への貢献度（20%）、⑤期末試験（40%）を合算した最終成績による。ただし、受講者の数に応じて、⑦④⑤の内容及び割合を変更する場合がある。成績評価に際しては、前記<学修の到達目標>が1つの指標となる。
- ②答案作成担当者として答案作成を課されている回に欠席した場合は、前記①⑦の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の20%を減点する。答案作成担当者として答案作成を課されている回以外の回に欠席した場合は、前記①⑦の評価にあたり、1回の欠席につき、最終成績の10%を減点する。遅刻及び途中退出（トイレ等のごく一時的なものを除く）は欠席として扱う。
- ③授業に出席するにあたり、六法又は前記<教科書および参考書>掲記の三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第5版）』を持参しない場合は、1回につき、最終成績の5%を減点する。
- ④答案作成に際し、答案作成者以外の第三者が作成した文書（基幹刑事訴訟法の講義資料を除く）の全部又は主要な部分を剽窃したと認められる文書を提出した場合は、不正行為として扱い、前記①②③に基づく点数を問わず、最終成績を0点とする。

### <その他>

- ①履修者は、過去に原級留置となったことがない者かつ基幹刑事訴訟法を再履修となったことがない者であって、下記の全ての要件を満たす者（基幹刑事訴訟法で指定した教材に即して学修を行い、基幹刑事訴訟法の授業内容を答案に反映させる意思及び学力がある者）に限る。2025年度の基幹刑事訴訟法につき、⑦前期期末試験の素点（点数調整を経ていない点数）が40.0点以上、④後期期末試験の素点（点数調整を経ていない点数）が50.0点以上、⑤前期及び後期を通じた累計欠席回数が1回以下。
- ②履修者の人数は、最大7名とする。履修希望者が7名を超える場合は、基幹刑事訴訟法の成績（前記①の要件を満たすことが前提）等に基づき、選抜を行う。
- ③答案のアップロード、答案に対するコメント、電子メールのやりとり等には、必ず、東北大学が発行する公式のアカウント（@tohoku.ac.jpで終わるもの）を用いること（私的なアカウントを用いてはならない）。
- ④予備校の教材に関する質問は、予備校の講師に対して行うこと。
- ⑤担当教員は、令和6～8年の本試験並びに令和元年～6年及び令和8年の予備試験の考査委員であるため、授業等において、これらの年の試験問題に関する解説等（出題趣旨や採点実感等の公的文書に記載されている内容を超える解説等）を行うことはできない。他方、その他の年の試験問題（担当教員が作題又は採点に関与していないもの）については、授業等において解説等を行うことができる。これらの点については、法務省に確認済みである。

### < Object and summary of class >

Designed for second-year and third-year students, this advanced seminar aims to help them master legal writing skills through the case method. Each time the class will discuss a draft submitted by a student in charge of review and analysis of assigned case materials. These materials involve highly advanced and complex legal issues.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>法曹倫理</b>		単位	2	担当教員 赤石 圭裕 熊谷 浩明 谷 史好
配当年次	L2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW615J		

#### <授業の目的と概要>

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

#### <学修の到達目標>

法曹としての役割・責任・倫理の基本を理解し、具体的事例において倫理的な問題点に気付くことができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

基本的な事項について講義を行ったうえで事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周到的準備作業を行うことが要求される。

具体的な授業の流れは以下のとおりである。授業の回数としては、弁護士倫理が9回、裁判官倫理が3回、検察官倫理が2回を予定している。

- 1 弁護士倫理 (1) ---- 弁護士倫理の規範と手続
  - 2 弁護士倫理 (2) ---- 依頼者との関係…守秘義務等
  - 3 弁護士倫理 (3) ---- 法律事務の独占と競争・広告等
  - 4 弁護士倫理 (4) ---- 利益相反
  - 5 弁護士倫理 (5) ---- 受任時の倫理
  - 6 弁護士倫理 (6) ---- 報酬等と預り金
  - 7 弁護士倫理 (7) ---- 迅速な処理と報告・依頼者の意思尊重
  - 8 弁護士倫理 (8) ---- 真実尊重・誠実義務、依頼者以外との関係
  - 9 弁護士倫理 (9) ---- 刑事弁護の倫理、事件の終了・辞任
- ※ (9) では法曹三者の立場から特定の事例等について検討することを予定している
- 10 裁判官倫理 (1) ---- 裁判官職務論 (1)
  - 11 裁判官倫理 (2) ---- 裁判官職務論 (2)
  - 12 裁判官倫理 (3) ---- 裁判官職務論 (3)
  - 13 検察官倫理 (1) ---- 検察官職務論 (1)
  - 14 検察官倫理 (2) ---- 検察官職務論 (2)

#### <授業時間外学修>

各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面、クラスルーム等で周知する予定であるので、それらを予習してきて欲しい。

#### <教科書および参考書>

弁護士倫理については「解説 弁護士職務基本規程 第3版」（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著）を教科書とし、他の参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。なお、上記教科書は今後改訂版が出る可能性があるため、その際は適宜の方法で周知する予定である。

**<成績評価方法>**

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

担当教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Legal Ethics and covers the fundamental and thorough principles of Legal Ethics. The detailed understanding of Legal Ethics is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>民事要件事実基礎</b>		単位	2	担当教員 熊谷浩明
配当年次	L2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW616J		

#### <授業の目的と概要>

本講義は、要件事実の意義や機能について一般的かつ基礎的な事項を確認した上で、典型的な訴訟類型における要件事実について検討するとともに、具体的な事例を用いた課題等を取り扱いつつ、要件事実が民事訴訟において果たす役割を考察することによって、実務家として必要となる要件事実についての知識や思考能力を養うことを目的とする。

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるところ、裁判所は、争点整理手続や証拠調べ手続を通じて、常に要件事実を念頭において審理判断をしている。他方で、当事者による訴訟活動やその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要がある。本講義は、このように実務家にとって不可欠な要件事実に対する理解、その深化を目指しており、併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般に対する理解を深めることも目指すこととした。

#### <学修の到達目標>

本講義において到達目標となる水準は、① 民事実体法・民事訴訟法の理解を前提として、要件事実及びその理解の前提となる基礎的事項（訴訟物、攻撃防御方法、主要事実・間接事実、認否等）についての的確に説明することができること、② 典型的な訴訟類型について、要件事実の観点から、当事者の主張を分析して整理し、その理由について説明することができること、③ 争点の把握、事実認定の構造及び証拠に関する基礎的事項について説明することができること、である。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本講義（全14回）については、第1回はガイダンス等、第2回以降は教科書を踏まえた具体的な事例検討や複数回の課題の実施を予定しており、基本的に対面式とする。

本講義は、実務家（裁判官）教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。教科書及び講義資料を踏まえた受講生の予習を前提とした双方向性のものとし、習得した理解のアウトプット能力の向上を図るため、授業中に課題（ブロック・ダイアグラムの作成等）を実施したり、レポートの提出を求めたりすることがある（なお、期末試験、検討を求むる課題・レポート等は、積極的な自学自習を前提とするものであり、授業で取り扱う範囲に限られない。）。

授業の連絡及び講義資料等の配信は、Google Classroom（クラスコードはTKC等を通じて通知する。）を使用して行うため、最新情報は、Google Classroomを確認すること。

初回授業日は4月9日（木）とする。

#### <授業時間外学修>

予習内容等の詳細については、Google Classroom等において周知するので確認すること。

#### <教科書および参考書>

・ 教科書

「改訂 新問題研究 要件事実」（法曹会）

「4訂 紛争類型別の要件事実」（法曹会）

※上記2つについては、最高裁判所のホームページ上にも公開されている。

「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）

※A4版の大きいもの。小さいサイズの「4訂」と冠した同じタイトルのものと間違わないように注意。

### <成績評価方法>

成績評価は、期末試験の結果6割、授業で実施した課題・レポート等の成績評価による平常点3割、質疑応答や取組み姿勢を踏まえた平常点1割として実施する。成績評価に当たっては、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているか、これらを表現することができるかという点に評価の重点を置くこととする。

なお、課題やレポートの提出がない場合には、原則として期末試験の受験資格はないものとする。

### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Basic on Civil Requisite Fact and covers the fundamental and thorough principles of Basic on Civil Requisite Fact. The detailed understanding of Basic on Civil Requisite Fact is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	民事・行政裁判演習		単位	3	担当教員 熊谷浩明 赤石圭裕
配当年次	L2、3	開講学期	後期	週間授業回数	2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW617J		

#### <授業の目的と概要>

本講義の目的は、行政事件を含む民事事件の裁判実務のために必要な基本的諸能力を身に付けることにある。このために、① 混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置付けるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、② 自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、③ 自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④ 証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。

本講義においては、実際の事件記録又は判例に顕れた事例を素材として、上記の観点を踏まえ、課題についての議論を行うことを通じ、上記基本的諸能力の習得向上を図ることを予定している。

#### <学修の到達目標>

民事裁判演習においては、具体的な事案に則し、民事訴訟手続における訴え提起前後の当事者代理人、裁判所の果たすべき役割のイメージを通じて、訴訟物、要件事実の理解を踏まえた請求、答弁、主張を構成することができ、事実認定の構造、証拠方法、経験則を踏まえた立証活動が提示できることを目標とする。

行政裁判演習においては、講師が実際に体験した事例を中心として、行政訴訟手続特有の定めや問題点を踏まえて、紛争解決の方法が提示できることを目標とする。

併せて、民事保全及び民事執行制度について、これを具体的事案において適切に活用できる程度に理解することを目標としたい。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、基本的に対面式で授業を実施する。

授業の連絡及び講義資料等の配信は、Google Classroom（クラスコードはTKC等を通じて周知する。）を使用して行うため、最新情報は、Google Classroomで確認すること。

本講義は、① 木曜日（毎週1回・2単位分、全14回）においては、「民事要件事実基礎」で習得した要件事実や民事訴訟手続に関する知識・理解を前提として、より実践的な内容を含む民事裁判実務の基礎（民事訴訟、民事保全及び民事執行）を扱い、② 月曜日（隔週1回・1単位分、全7回）において、行政裁判（取消訴訟、住民訴訟、国家賠償請求訴訟など）を中心とした応用的な側面を扱う。原則として、当事者の双方の言い分の記載された事例問題や民事事件の模擬記録を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論・模擬裁判を取り入れた双方向での授業を行う予定である。

なお、習得した理解のアウトプット能力の向上を図るため、授業中に課題（ブロック・ダイアグラムの作成等）を実施したり、レポートの提出を求めることがある。

#### <授業時間外学修>

授業中に周知する。

#### <教科書および参考書>

□教材：授業の前に配布する。

□要件事実に関する教科書

「改訂 新問題研究 要件事実」（法曹会）

「4訂 紛争類型別の要件事実」（法曹会）

※上記2つは、最高裁判所のホームページ上で公開されている。

#### □参考書

要件事実以外については、教科書は指定しないが、本講義は、民法実体法のほか、民事訴訟法・行政事件手続法等の手続法の基本的な知識を習得していることが前提となるため、民事実体法、民事訴訟法、行政事件手続法の基本書等を随時参照しながら予習及び復習をすることが望まれる。なお、講義で取り扱う内容に関する参考書は、以下のとおりである。

##### ・民事訴訟手続について

「第4版 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」(法曹会)

※A4版の大きいもの。小さいサイズの「4訂」と冠した同じタイトルのものと間違わないように注意。

##### ・事実認定の基本的な考え方について

「3訂 事例で考える民事事実認定」(法曹会)

※最高裁判所のホームページ上で公開されている。

##### ・争点整理の基本的な考え方について

「対話で進める争点整理」(法曹会)

※最高裁判所のホームページ上で公開されている。

#### <成績評価方法>

成績評価は、期末試験(民事裁判演習分野からの出題)5割、授業中に実施する課題やレポート(レポートは行政裁判演習分野からの出題)等の成績評価での平常点3割、質疑応答や取組み姿勢を踏まえての平常点2割として実施する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。また、授業において課したレポート課題の提出がない場合には期末試験の受験資格はないものとする。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation and covers the fundamental and thorough principles of Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation. The detailed understanding of Practical Seminar on Civil and Administrative Litigation is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業			
授業科目	<b>刑事裁判演習</b>		単位	3	担当教員	小林 礼子 古川 真紀 谷 史好 中谷 洗
配当年次	L3	開講学期	後期	週間授業回数	1～2回	
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード				

#### <授業の目的と概要>

本授業は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。ここでは、捜査及び第一審訴訟の事件記録教材等に基づき、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点から捉え、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかという複眼的視点を教育するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見した上、これに対して法的にとり得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

#### <学修の到達目標>

検察、弁護士及び裁判官の各実務を正確に理解した上、手続を適正に遂行する能力、事実関係を分析する能力及びそれを前提とする法的解決力を身につける。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本講義は、検察実務・刑事弁護実務・刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義では、公判手続に関する十分な理解が必須となるため、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材及び後記「プロシーディングス刑事裁判」等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義に臨み、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。

また、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を演じて公判手続を実践するミニ模擬裁判を実施する予定である。

各回の主要なテーマは次のとおりであるが、講義の進度等により、各回の順序、内容等を変更することがある。

各講義日は、事前にTKCに掲載して周知する。

- 1 刑事手続概観、事件受理、勾留請求（検察官教員担当）
- 2 模擬弁解録取手続体験（検察官教員担当）
- 3 捜査事項の検討、勾留延長請求（検察官教員担当）
- 4 終局処分（検察官教員担当）
- 5 勾留、保釈等（裁判官教員担当）
- 6 起訴前弁護（弁護士教員担当）
- 7 否認事件捜査（検察官教員担当）
- 8 検察官の公判準備（検察官教員担当）
- 9 弁護人の公判準備、保釈（弁護士教員担当）
- 10 公判準備、冒頭手続、公判手続1（冒頭陳述）（裁判官教員担当）
- 11 公判手続2（書証の取調べ、証人尋問）（裁判官教員担当）
- 12 公判手続2（証人尋問、弁論手続、判決宣告）、公判前整理手続（裁判官教員担当）  
（中間テスト）
- 13 検察官の公判活動1（自白事件）（検察官教員担当）
- 14 弁護人の公判活動1（自白事件、被害者保護制度）（弁護士教員担当）
- 15 ミニ模擬裁判の実施（裁判官教員担当）
- 16 ミニ模擬裁判の講評・解説、公判前整理手続手続（続き）（裁判官教員担当）
- 17 検察官の公判活動2（否認事件）（検察官教員担当）

- 18 弁護人の公判活動2（否認事件）（弁護士教員担当）
- 19 公判前整理手続、裁判員裁判（検察官教員担当）
- 20 事実認定の基礎（裁判官教員担当）
- 21 公判前整理手続、裁判員裁判（弁護士教員担当）

#### < 授業時間外学修 >

授業の予習課題、予習案内等については、事前にTKC等に掲載して周知する。  
Classroom等を使用して事前課題の提出を求める場合もある。

#### < 教科書および参考書 >

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所刑事裁判教官室「プロシーディングス刑事裁判」（法曹会）が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である（「プロシーディングス刑事裁判」は最高裁判所のホームページにPDFデータがアップロードされている）。

なお、法政実務図書室には、刑事実務に関する各種書籍が備え付けられており、授業の内容をより発展的に理解したいと思う学生は、これら書籍の活用も推奨する。

#### < 成績評価方法 >

期末試験（60%）、中間テスト（25%）及び平常点（15%）により評価する。

平常点は、講義の際の質疑応答、事前提出課題の評価等による。

成績評価に際しては、学修の到達目標が指標の1つとなる。

#### < その他 >

#### < Object and summary of class >

This course teaches Basic Practice in Criminal Litigation and covers the fundamental and thorough principles of Basic Practice in Criminal Litigation The detailed understanding of Basic Practice in Criminal Litigation is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	リーガル・クリニック		単位	2	担当教員 赤石 圭裕
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	各月
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW619J		

#### <授業の目的と概要>

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。また、講義では、相談テーマに関する法的文書を作成することを求めるところ、当該文書の作成を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養することも目的としている。

#### <学修の到達目標>

法律相談において相談者に適切な助言を行うために必要な事実を聞き出す力と分析・判断・助言する力の基礎が身に付く。

#### <授業内容・方法と進度予定>

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が相談者（教員や弁護士等等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。

第1回目の講義は土曜日の3限及び4限に、第2回目から5回目の講義は土曜日の3限から5限に行う予定である。内容としては、前回講義時に作成した法的文書についての講評、模擬相談のテーマに関する若干の講義、教員立会いの下での模擬相談、模擬相談について学生の相互批評及び教員の講評、各種の法的文書の作成の順に行われることを想定している。

本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、離婚問題、相続問題及び交通事故問題を予定している（場合によっては順序の変更があり得る）。

また、法律相談に際しては、利益相反や守秘義務などといった法曹倫理に関する理解が不可欠であるため、この点についても適宜講義することを予定している。

#### <授業時間外学修>

各回のテーマは事前に告知するので、そのテーマについて相談を受ける準備を行ってきて欲しい。

#### <教科書および参考書>

毎回の模擬法律相談が教材である。なお、適宜資料を配布する。

#### <成績評価方法>

模擬相談案件に対する取組み・成果（50点）、各回に作成する法的文書（30点）及び講義における積極的な発言の有無や発言内容などといった平常点（20点）を総合勘案して、これを評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

履修希望者が12名を超える場合、前年度における民事系の基幹科目の成績を基にした選抜を行うことがある。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Legal Clinic and covers the fundamental and thorough principles of Legal Clinic. The detailed understanding of Legal Clinic is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	ローヤリング		単位	2	担当教員 伊藤佑紀
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW621J		

### <授業の目的と概要>

1. 弁護士は、法律の専門家であると同時に、依頼者をはじめとする関係者との折衝を繰り返しながら、具体的な紛争を解決していく実務家です。依頼者からの法律相談・事件受任に始まり、相手方との交渉、裁判上または裁判外の紛争解決手続での主張・立証など、事件の解決に至る一連の過程において、法的・理論的なスキルと対人面のコミュニケーションスキルの双方を駆使する必要があります。また、そのようなスキルを活かすためには、ADRを含めた適切な紛争解決手続の選択も重要になります。  
ローヤリングは、これまでに学んできた実体法や手続法についての法的知識を基礎として、裁判前ないし裁判外での活動を含めた弁護士の活動一般について学ぶこと、特に、具体的な事件を素材にして体感的に学ぶことにより、法律実務家としての技術面を習得することを目的とします。
2. この授業科目では、主として民事の紛争を取り上げ、紛争の発生から解決（権利実現）に至るプロセスの中で、その局面に応じて弁護士が取るべき適切な対応と、裏付けとなる技術を学びます。依頼者対応、相手方対応、紛争解決手続での主張・立証などを、ロールプレイを織り込みながら体感することで、弁護士の諸活動について学ぶとともに、スキルアップに向けて考察を深めてもらいます。  
また、小手先の技術に終始しないよう、基礎となる正確な法的知識を身に付けていることを前提とし、授業の中でも、民法や民事訴訟法等の法令に関する理解とそれに基づく思考力を常に意識してもらうことを心掛けます。
3. なお、ローヤリングは2クラス開講されますが、基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

### <学修の到達目標>

1. 具体的な事例に即して、適切な紛争解決手段を選択し、実体法や手続法の法的知識を、紛争解決というゴールに向けた実際の活動に結びつけて駆使できるようになる。
2. 法律相談・法的交渉に関する技法の学習や模擬演習等を通じて、現実の相談や交渉を有意に進めていくための基礎的かつ実践的なスキルを身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形を基本とします。受講者には、事前に資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えておいてもらいます。

授業では、学生にも法律相談や交渉の弁護士役や関係者役になってもらい、教員と学生、または学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士業務にとって重要なコミュニケーション能力の体得を目指します。

また、内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で重要な意義を持つ、文書起案能力を意識してもらうことを目的とするものです。「ケース起案」は、負担が必要以上に重くならないように配慮し、合計5回の予定とします。

各回のテーマは以下のとおりです。

1. 現代の弁護士業務
2. 法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先法律相談の模擬演習
5. 受任の決定と証拠収集

6. 相手方とのコンタクトと交渉戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事案）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
9. 紛争処理手続の選択（各種ADRを含めて）
  10. 倒産手続における利害関係者との模擬交渉演習
  11. 裁判における訴え提起とそれ以降の主張
  12. 裁判における立証活動
  13. 裁判上の和解への対応
  14. 紛争の解決における弁護士の役割

#### <授業時間外学修>

T K Cに予めレジュメ、ケース研究、ケース起案等を提示し、予習案内を周知します。

#### <教科書および参考書>

〈教科書〉

特に指定しません。

講義では予めT K Cに掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

〈参考書〉

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

日弁連法科大学院センターローヤリング研究会編『法的交渉の技法と実践』（民事法研究会）

#### <成績評価方法>

「ケース研究」「模擬相談・交渉演習」「ケース起案」への各取組状況を基に評価します。配点は、ケース研究60%、模擬演習10%、起案30%です。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

This course teaches Lawyering and covers the fundamental and thorough principles of Lawyering. The detailed understanding of Lawyering is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>エクスターンシップ</b>		単位	2	担当教員 赤石 圭裕
配当年次	L2,3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW622J		

### <授業の目的と概要>

法律事務所において法実務研修プログラムを行います。

この科目では、学生が、法律事務所における実務の一端に触れ、法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだことが現実の社会の中で実際にどのように機能しているのかを知り、各種法律知識やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とします。併せて、法律事務所の来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて、法令遵守義務や守秘義務を負うことを直に体験することも重要な目的とします。

実際の研修先については、各年度毎に受入先事務所に依頼して協力を取り付け、受講可能学生数を確定します。

### <学修の到達目標>

実際の法実務に触れ、法律はもとより、現実の社会における様々な分野について幅広い勉強が必要であることを理解すること。

### <授業内容・方法と進度予定>

夏季授業等の期間中に、法律事務所において、課題を設定して研修を実施します。

このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れで進みますが、より具体的な研修方法は、各研修先事務所との間の協議によって策定されます。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければなりません。これは、法律事務所を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚してもらうための誓約書です。さらに、オリエンテーションや研修先事務所での研修を始めるにあたって、法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、それらの義務に違反する事態の発生を未然に防止するよう教育を徹底します。

本年度においては、2026年9月に仙台（10数箇所）及び東京（数箇所）の各法律事務所での研修を行う予定です。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、1週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は2名1組又は1名で連日法律事務所へ赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を見聞します。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において担当教員の指導のもとでディスカッションを行います。

授業・作業の流れは、概略以下のとおりです。

1. 事前指導（オリエンテーション・研修にあたっての諸注意）
2. 各研修先における研修（平日5日間、1日当たり約8時間の勤務研修）
3. 事後指導①（研修結果についての討論・意見交換）
4. 事後指導②（レポートに基づく報告・講評）

※上記1、3及び4は各1コマの講義として行います。

### <授業時間外学修>

各研修先での見聞した事件や手続等について、自分なりに分析、調査、研究し、事後指導において発表ないし討論できるよう準備してください。また、授業後は他の学生の経験談なども踏まえて自らの経験を振り返り、法律実務家を目指す上での糧としてください。

### <教科書および参考書>

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付します。

### <成績評価方法>

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価します。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

### <その他>

1. 履修希望者が25名を超える場合、選抜を行うことがあります。
2. 必須ではありませんが、リーガル・クリニック、ローヤリング、法曹倫理等の実務科目を履修していることは、研修先事務所で研修するに当たって有益であると考えられます。

### < Object and summary of class >

This course teaches Externship and covers the fundamental and thorough principles of Externship. The detailed understanding of Externship is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	模擬裁判		単位	2	担当教員 稗田 雅洋 松村 幸亮 谷 史好
配当年次	L 3	開講学期	前期集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

本授業は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に疑似体験することによって、実務法曹として必要な知識や基礎的な訴訟技術を習得することを目的とする。併せて、冒頭陳述書、論告弁論及び判決書等の刑事裁判で用いられる各文書の書き方の基本とともに、その前提としての事実認定の基礎を学習する。

#### <学修の到達目標>

模擬裁判の実践によって、「基幹刑法」「基幹刑事訴訟法」等で学んできた理論・知識を実践を伴ったものとして身につけ、具体的な訴訟の場面において、刑事訴訟法・規則の規定や法理論に即して的確に対応することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

本授業は、履修者が、検察官、弁護士及び裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

授業の進行としては、模擬公判期日において、履修者が、各法曹役として法廷（模擬法廷室）において訴訟追行を行うことはもとより、その前の約2週間程度が訴訟準備期間となる（扱う教材が裁判員裁判対象事件であれば、さらにその2週間前程度から公判前整理手続期日も実演してもらう予定である）。履修者には、オリエンテーション（ガイダンス）・講義への参加、公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬公判期日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び模擬公判期日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

オリエンテーションや講義の日程は、おってTKKやクラスルームによって周知する。

なお、各法曹役のポイントとして、裁判官役は、公判前整理手続を実施しない場合は、期日当日まで、事件について起訴状しか見ていない状態で審理に臨むが、公判前整理手続を実施する場合は、同手続を主宰し、各種書面の提出を求め、証拠と主張の整理を行った上で審理に臨む。公判や公判前整理手続を主宰するため、他の当事者よりも公判前整理手続期日や公判期日における訴訟手続を十分に理解しておく必要がある。また、証拠調べ終了後から短い時間の中で、事実を認定し、法的評価を加え、判決を起案する必要がある。検察官役は、事件記録の検討や証人役との打ち合わせを踏まえ、立証計画を策定し、証人尋問の準備や冒頭陳述・論告等の起案をする（公判前整理手続を実施する場合は、同手続への準備や参加も必要である）など十分な事前準備の上、公判期日において、事件の全体像を明らかにし（証拠調べ）、事件に対する的確な意見を述べる（論告）必要がある。弁護士役は、検察官から開示を受けた証拠と被告人との打ち合わせをもとに、被告人に有利な判決を得るにはどうしたらよいか熟考の上、被告人質問の準備や証人尋問への対応の準備（公判前整理手続を実施する場合は、同手続への準備や参加も必要である）に加え、弁論等の起案を行うなど十分な事前準備を行い、公判期日において、裁判官の心証を得るべく、適切な主張を展開し、反対尋問や被告人質問などの証拠調べを有利に進め、最後に公判追行の集大成として弁論を行うことが求められる。

#### <授業時間外学修>

授業時間外学習に関する指導については、配布する予定表等の中に具体的に記載して指示する。また、裁判、弁護及び検察の各教官が、それぞれの役を担当することになった履修者に対し、個別に指導する。

#### <教科書および参考書>

### <教科書・教材>

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

### <参考書>

- ・ 司法研修所刑事裁判教官室編「プラクティス刑事裁判」（法曹会）
- ・ 司法研修所刑事裁判教官室編「プロシーディングス刑事裁判」（法曹会）
- ・ 司法研修所編「刑事判決書起案の手引」（法曹会）
- ・ 司法研修所検察教官室編「検察講義案」（法曹会）
- ・ 司法研修所編「刑事弁護実務」（日本弁護士連合会）
- ・ 山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」（ぎょうせい）

このほかにも必要な文献等につき、授業時に具体的に指示する場合もある。

### <成績評価方法>

授業や準備作業・実演における取組状況に、成果としての冒頭陳述書、論告弁論及び判決書等の起案も加味して総合的に評価する。具体的には、起案・事前準備（40％）、模擬裁判の期日当日の行動（40％）、授業後に提出を求めるレポート（20％）により、評価する。学修の到達目標が指標の1つとなる。

### <その他>

本授業は、これまで学んできた「法律」が、社会において実際にどのように適用されるかを体感する機会であり、刑事実体法・手続法の理解に資するのはもちろんのこと、事実認定の手法や理論と実務の架橋という点でも、今後の学修に資するものと思われる。

なお、司法修習においては、模擬裁判（刑事）は一度は経験する可能性はあるが、他方で、修習生であっても、自分が法曹になりきって訴訟活動を行う機会は多くはないため、今後の司法修習や法曹となる将来を見据え、現段階で模擬裁判を経験しておくのは、非常に有益であると思われる。

### < Object and summary of class >

This course teaches Criminal Mock Trial and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Mock Trial. The detailed understanding of Criminal Mock Trial is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	リーガル・リサーチ		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L1	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

本講義は、法曹実務家の用いる基礎的な技術として、法律文書作成、および、法情報収集・処理の基本を修得することを、目的とする。

#### <学修の到達目標>

受講者は、法学未修者であるという前提のもとで、まず、法的三段論法を用いた法的事案の分析と法律文書の作成を、学修する。それから、修得した基本的法的思考を用いながら、法源としての制定法と判例の調査手法、および、法律文書における法情報の適用方法について、主にイージー・ケースに即して学修する。最終的に、憲法訴訟などにおける抗弁の法律構成と判例のアナロジーの手法を修得することが、受講者の到達目標となる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 ガイダンス | 8 法調査演習1    |
| 2 法的推論1 | 9 法文書作成演習1  |
| 3 法的審査1 | 10 法調査演習2   |
| 4 法的推論2 | 11 法文書作成演習2 |
| 5 法的審査2 | 12 法調査演習3   |
| 6 アナロジー | 13 法文書作成演習3 |
| 7 法的審査3 | 14 総合演習     |

#### <授業時間外学修>

演習問題を含めた授業進行のスク립トをTKC にアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

#### <教科書および参考書>

参考書：

いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ』第5版、日本評論社、2016年；  
田高寛貴、原田昌和、秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート』有斐閣、2015年；  
弥永真生『法律学習マニュアル』第4版、有斐閣、2016年。

#### <成績評価方法>

学期中のレポートとして、民事事案（10%）、刑事事案（10%）、憲法訴訟（10%）の法文書作成を各1回実施し、期末試験として、最終レポート課題（70%）の法文書作成を課す。

#### <その他>

#### < Object and summary of class >

The subject “Legal Research” deals with legal research and writing mainly in easy cases. It provides the cases for the participants to learn how to apply provisions in the statutes as well as precedents of the Supreme Court to a disputed case and how to write their own legal opinion on it. This is the goal for them to reach.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	民事法発展演習Ⅰ		単位	2	担当教員 伊藤佑紀
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW624J		

### <授業の目的と概要>

1. 交通事故を素材とした「民事弁護実務」をテーマとする演習です。
2. 近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも複雑化・深化しています。法律の問題としては、民事的には自動車損害賠償保障法、道路交通法、保険法、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種社会保障関係法等が関係していますし、刑事的には自動車運転死傷処罰法の適用が、行政的には免許取消等の行政処分や行政罰である反則金制度が関連してきます。さらに、事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な問題点を含み、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むなど、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。  
この演習は、交通事故を素材として、弁護士に求められる種々の知識とスキルを学ぶことを目的とします。
3. 演習の中では、様々な判例を取りあげて、論点を把握するのはもとより、弁護士としての紛争解決という観点からの対応を学ぶことを最重要視します。事件解決方法としての示談、ADR、民事調停、民事訴訟の仕組みや特徴について学び、選択基準を検討します。紛争解決を図るために不可欠な交通事故損害賠償特有の証拠、損害算定基準及び書式等を理解するため、後述する資料集をもとに学習してもらいます。
4. 前項までの習得を基本とし、それらの知識を応用する実践として、訴状・答弁書の法的文書の起案を行ってもらいます。この法的文書の作成によって、交通事故損害賠償事件について真の理解ができているのか、紛争解決のツールとして現実用いることができるのか、自ら確認することができるはずで

### <学修の到達目標>

この演習を通じて、交通事故事件の解決に当たる「民事弁護実務」にとって必要な基礎知識、証拠収集、解決手段の選択及び法的文書作成の基本を習得することを目標とします。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### <講義の進め方>

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。

予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示しておきます。事前に検討事項と判例について予習してきてもらった上で、演習においては、予習を前提にして、各論点について議論・検討していき、理解を深めていきたいと思えます。なお、演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な証拠、損害算定基準、書式、及び平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

また、演習のうち2回を法的文書作成に充てます（そのために起案に先だって2回文書作成の解説をします）。具体的な事例に即して、訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案終了後に参考答案を配付し、簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

#### <授業内容>

1. 第1回：交通事故によって、民事・刑事・行政的にそれぞれどのような問題が生じるのかを学びます。
2. 第2～7回：損害賠償額算出の基準について、赤本・青本等を基に理解を深めます。
3. 第8～9回：具体的な設例を基にして、過失相殺・素因減額の割合についてどのような要素を勘案してどのように判断するのかディスカッションします。
4. 第10回：損害保険のシステムを理解するとともに、交通事故紛争の解決手段の選択基準を

学び、具体的な設例を基にして、示談交渉の持ち方について検討します。  
5. 第11～14回：訴状、答弁書の作成について学び、具体的な事例に即して、訴状・答弁書を即日起案してもらいます。併せて、証拠収集や立証活動についても学びます。

#### < 授業時間外学修 >

T K Cにレジュメを掲載します。その中の「Question」や扱う判例を予習してきてください。

#### < 教科書および参考書 >

<教科書>

特に指定しません。講義では予めT K Cにレジュメと検討してもらった判例を掲載します。資料集にはしっかりと目を通してください。

<参考書>

特に指定しませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認してください。

#### < 成績評価方法 >

期末試験（六法の他、授業で配布したレジュメ・資料集の持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

#### < その他 >

#### < Object and summary of class >

This course teaches Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Law is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	民事法発展演習Ⅱ		単位	2	担当教員 畑 一郎
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW624J		

#### <授業の目的と概要>

法律実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を取得することを目的とし、具体的な事例を教材として、ソクラテス・メソッドによって討論する。

#### <学修の到達目標>

具体的な紛争について、紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くため、裁判官ないし代理人弁護士として、どのように対応すべきかを、その実務的・理論的根拠と共に提示することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

実務家（元裁判官・現弁護士）教員により、事例教材に基づき、最高裁判例がある分野については、それを踏まえつつ、紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くため、どのような法律構成、法律解釈、事実の見方、和解等が適当か、裁判官としてどのような訴訟運営をすべきか、弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等を含む。）をすべきか等を検討する。民事訴訟手続の主要部分ともいい得る争点整理手続についても、事例教材に基づき、その在り方を検討する。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨み、誤りを臆することなく積極的に発言することが求められる。

なお、第1回の授業は、オリエンテーションを兼ねたものとし、特段、事前準備を要さない内容とする予定であるが、第2回から第14回までの授業の内容等については、TKCを通じ、又は授業中に周知する。

#### <授業時間外学修>

必要に応じ、TKCを通じ、又は授業中に指示するが、指定された教材について、十分な事前検討が求められる。

#### <教科書および参考書>

##### <教科書>

特に指定せず、適宜、教材を配布する予定であるが、市販の教材が必要となった場合には、TKCを通じ、又は授業中に指定する。

##### <参考書>

特に指定しないが、「民事要件事実基礎」における教科書及び参考書が参考になる場合がある。

#### <成績評価方法>

授業における学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、冬期休講期間前後に最終レポートを課す。最終的な成績評価は、学修の到達目標に鑑みつつ、平常成績とレポートの成果とを同等の重みをもたせることとする。

#### <その他>

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした民事法の基礎知識を習得していることが前提となり、「民事要件事実基礎」を履修中又は履修済みか、要件事実の基礎的事項を自習済みであることが望ましい。また、原則として履修制限は考えていないが、効果的な演習とするのに不適当な人数（概ね15名超）が履修を希望した場合には、やむを得ず履修制限をすることがある。この場合、第1回の授業に出席し、かつ、「民事要件事実基礎」を履修中又は履修済みの者の中から抽選で履修者を決定する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Advanced Seminar on Civil Law and covers the fundamental and thorough principles of Advanced Seminar on Civil Law. The detailed understanding of Advanced Seminar on Civil Law is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>刑事実務基礎演習</b>		単位	2	担当教員 谷 史好
配当年次	L2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

本演習は、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点等につき、知識の定着を図るとともに、実務法曹として、刑事実体法・刑事手続法に関する諸問題の解決に際し、必要とされる法的思考力を養い、適切な法律文書を書くことができるようになることを目的とする。  
加えて、司法試験合格後の修習や刑事司法の実務等を見据え、実務上、重要視されている事実認定能力の基礎や公判遂行の基礎を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

刑法及び刑事訴訟法における原理原則や論点等に関する基本的な知識を確実なものとするとともに、簡単な事実認定等を検討する能力を涵養し、それらを論理的・説得的な法律文章として表現できるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

毎回、授業の前半では、刑法及び刑事訴訟法の原理原則や論点（※刑事実務演習で扱うよりも典型的、基礎的なもの。もつとも、刑法や刑事訴訟法プロパーでなく、修習や実務で求められる事項を含む）に関する事例問題等について、その場で検討（起案）し、自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することを求める。授業の後半では、検討した事例問題等に対する解説・講評や質疑応答等を行う。  
授業の主な予定は、以下のとおりである（あくまで予定であり、変更がある場合にはTKC等で事前に周知する）。

- 第1回 オリエンテーション、事例問題1（刑法1：実行行為、因果関係、故意）＋犯人性①
- 第2回 事例問題2（刑事訴訟法1：端緒、強制捜査・任意捜査の区別、取調べ）＋犯人性②
- 第3回 事例問題3（刑法2：共犯論）＋実務における共謀の認定
- 第4回 事例問題4（刑事訴訟法2：逮捕勾留に関する諸問題）＋実務の留め置き
- 第5回 事例問題5（刑法3：違法性阻却事由）＋殺意の認定
- 第6回 事例問題6（刑事訴訟法3：捜索差押えに関する諸問題）＋犯人性③（鑑定）
- 第7回 事例問題7（刑法4：財産犯1）＋犯人性④（近接所持）
- 第8回 小テスト＋解説
- 第9回 事例問題8（刑事訴訟法4：訴因の特定、訴因変更）＋起訴状の記載
- 第10回 事例問題9（刑法5：財産犯2）＋実務における責任能力
- 第11回 事例問題10（刑事訴訟法5：違法収集証拠排除法則）＋司法面接
- 第12回 事例問題11（刑法6：社会的法益に対する罪）＋証拠開示
- 第13回 事例問題12（刑事訴訟法6：伝聞法則）＋公判における伝聞証拠の取扱、証人尋問等
- 第14回 事例問題13（刑事訴訟法7：自白法則、補強法則）＋公判における自白調書の取扱い

### <授業時間外学修>

必要に応じてTKC等で事前に周知するが、事前課題等は現時点では予定していない。  
実務上重要とされる事実認定等については、予習等は不要であるが、事例問題においては、本授業期間中に刑事系科目を一周できる構成にしているため、本授業で取り扱う範囲を目安に、各自、学修に努めてほしい。

### <教科書および参考書>

特に指定しない。

**<成績評価方法>**

小テスト（10％）、期末試験（70％）及び平常点（20％、各回の事例検討の内容などを考慮）により評価する。

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

優秀起案等は参考資料として授業で使用する可能性がある。

刑事実務演習とは同一の事例問題を題材にする予定はないが、類似分野の出題となる可能性もあることから、刑事実務基礎演習と刑事実務演習を同時履修する際は、注意されたい。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Seminar on Criminal Practice Basic and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Criminal Practice Basic. The detailed understanding of Seminar on Criminal Practice Basic is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院実務基礎科目		実務・実践的授業		○
授業科目	<b>刑事実務演習</b>		単位	2	担当教員 谷 史好
配当年次	L2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法に関わる事例問題を題材として、事案を適正妥当に解決するための法的思考能力及びその外部表現能力だけでなく、司法試験合格後の修習や刑事司法の実務等を見据え、実務上、重要視されている事実認定能力の基礎や公判遂行の基礎を修得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

法解釈上の問題を含むやや難易度の高い事例問題に加え、簡単な事実認定等を検討する能力を涵養し、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる能力を習得する。

### <授業内容・方法と進度予定>

受講者は、授業の前半で提示される事例問題（刑法、刑事訴訟法のみでなく、修習や実務で求められる事項を含む）について、その場で検討し、問題点を発見し、その問題点に関する自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することが求められる。また、授業の後半では、検討した事例問題等に対する解説・講評や質疑応答等を行う。

なお、事例問題で扱う法解釈上の論点は、刑事実務基礎演習で扱うものよりも応用的、発展的なものである。

授業の主な予定は、以下のとおりである（あくまで予定であり、変更がある場合にはTKC等で事前に周知する。）。

- 第1回 オリエンテーション、事例問題1（刑法1：実行行為、因果関係、故意）＋犯人性①
- 第2回 事例問題2（刑事訴訟法1：端緒、強制捜査・任意捜査の区別、取調べ）＋犯人性②
- 第3回 事例問題3（刑法2：共犯論）＋実務における共謀の認定
- 第4回 事例問題4（刑事訴訟法2：逮捕勾留に関する諸問題）＋実務の留め置き
- 第5回 事例問題5（刑法3：違法性阻却事由）＋殺意の認定
- 第6回 事例問題6（刑事訴訟法3：捜索差押えに関する諸問題）＋犯人性③（鑑定）
- 第7回 事例問題7（刑法4：財産犯以外の個人的法益に対する罪）＋実務における責任能力
- 第8回 小テスト＋解説
- 第9回 事例問題8（刑事訴訟法4：訴因の特定、訴因変更）＋起訴状の記載
- 第10回 事例問題9（刑法5：財産犯）＋犯人性④（近接所持）
- 第11回 事例問題10（刑事訴訟法5：違法収集証拠排除法則）＋司法面接
- 第12回 事例問題11（刑法6：社会的法益に対する罪）＋証拠開示
- 第13回 事例問題12（刑事訴訟法6：伝聞法則）＋公判における伝聞証拠の取扱、証人尋問等
- 第14回 事例問題13（刑事訴訟法7：自白法則、補強法則）＋公判における自白調書の取扱

### <授業時間外学修>

必要に応じてTKC等で事前に周知するが、事前課題等は現時点では予定していない。実務上重要とされる事実認定等については、予習等は不要であるが、事例問題においては、本授業期間中に、刑事系科目を一周できる構成にしているため、本授業で取り扱う範囲を目安に、各自、学修に努めてほしい。

### <教科書および参考書>

特に指定しない。

**<成績評価方法>**

小テスト（10％）、期末試験（70％）及び平常点（20％、各回の事例検討の内容などを考慮）により評価する。

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

優秀起案等は参考資料として授業で使用する可能性がある。

刑事実務基礎演習とは同一の事例問題を題材にする予定はないが、類似分野の出題となる可能性もあることから、刑事実務演習と刑事実務基礎演習を同時履修する際は、注意されたい。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Seminar on Criminal Practice and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Criminal Practice. The detailed understanding of Seminar on Criminal Practice is essential desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		
授業科目	日本法曹史演習		単位	2	担当教員 島山 亮
配当年次	L2,3	開講学期	夏季集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

日本の前近代の法について、近現代を視野に入れながら、また「常識」を疑いながら、学びます。法学を学ぼうとする時、当り前のように現行法に取りかかるのが普通だと思います。しかし、現行法が、ある時突然この世に登場したものでない以上、それができ上がる「過程」は、その前提としてリアルなものであり、そしてそのように考えれば、それを学ぶことが実定法学を学ぶ上でも資することが分かるでしょう。その際、現代をモダンとかポストモダンとかで表すとすれば、せいぜい明治時代以降のいわゆる「近代法の時代」について学んでおけば良い、と思うかもしれませんが、それがやはりゼロから作り上げられたものではなく、「その前に積み上げられて来た歴史」の上に作られたものであること、そして「その前」を学ぶ機会には実際にはあまり無いこと、これらのことからすると、敢えて前近代から近現代を見通すことにこそ、本科目の意義を見出すことができると考えます。

ところが、そう言われてもなお法科大学院の皆さんには、「歴史なんて勉強する意味ない」と思う人が少なくないでしょう。その前提には、高校までに培われた「歴史は暗記科目」「一度覚えたら終り」といった思い込みがあるのではないのでしょうか？しかし、教科書を書いているのが後の世の人々であることを思えば、遡れば遡るほど、「本当のこと」にたどり着くのがそう単純なものではないことは、容易に想像がつくはずで。このことから、皆さんがこれまで「常識」や「基本事項」として覚えて来たであろう歴史を、いちいち疑いながら改めて検証しつつ学んで行くことは、その姿勢それ自体が、これから厳しい法実務の世界に身を置く皆さんにとってこそ重大な意義をもたらすと考えます。昨今の実学志向の流れの中、歴史学は敬遠されることが少なくありませんが、こうした視点から学ぶことで、現在の法制度・裁判制度の成り立ちや意義等をより明確に把握し、多様化・複雑化した現代社会の諸問題に向き合う時に本当に役立つ、重要な素養を獲得することが何よりの目的です。

### <学修の到達目標>

- ①日本の前近代の社会と法の特徴を理解し、現代の法的問題に対する歴史的視点を獲得する。
- ②「考える」学問としての法史学とはいかなるものか、その意義を理解できるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

毎回、教科書の中から題材を取り上げ、内容確認を行いながら、質疑応答により理解を深めます。概ね以下のようなスケジュールを予定しています。詳細については授業中及び TKCにより伝えます。

- 1 序
- 2 古代 (1) 律令以前
- 3 古代 (2) 律令1
- 4 古代 (3) 律令2
- 5 中世 (1) 鎌倉・室町時代1
- 6 中世 (2) 鎌倉・室町時代2
- 7 中世 (3) 鎌倉・室町時代3
- 8 中間試験・講評
- 9 近世 (1) 戦国時代1
- 10 近世 (2) 戦国時代2
- 11 近世 (3) 江戸時代1
- 12 近世 (4) 江戸時代2
- 13 近世 (5) 江戸時代3
- 14 総括

### < 授業時間外学修 >

詳細は授業中及び TKCで具体的に指示します。

### < 教科書および参考書 >

教科書：村上一博・西村安博編『史料でひもとく日本法史』（法律文化社、2025年、9784589044020）

参考書：浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』（青林書院、2010年、9784417015178）

### < 成績評価方法 >

定期試験（中間試験を含む。60%）と授業への取り組みの状況（40%）を総合して行う予定です。

### < その他 >

連講という性質上、すぐの対応は難しいかもしれませんが、気付いたことや気になることなどあれば、遠慮なく休み時間などに伝えるかメール（ryo-ma@law.ryukoku.ac.jp）をください。

成績評価や受講の仕方・ルール等の詳細について、第一回に説明しますので、必ず出席してください。なお、成績評価に関しては、上記<学修の到達目標>が指標の1つとなります。

皆さんには言うまでもないことですが、ただ出席するだけでは不十分であり、積極的に取り組む姿勢が求められます。すべてのことを覚える必要は無く、重要なこと・大きな流れを理解するのが大事になりますので、単に話を聞いて暗記するというのではなく、常に頭を働かせ、「考える」ことを意識して臨んでください。また、日本史に関する「常識」を前提とした講義となるので、少なくとも基礎的な知識（中学レベル）については各自で補足してから来てください。

### < Object and summary of class >

This course teaches Seminar on Law and Lawyers in Japanese History and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Law and Lawyers in Japanese History. The detailed understanding of Seminar on Law and Lawyers in Japanese History is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		
授業科目	<b>実務法理学</b>		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L2・3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

水俣病事件を中心に「現代型訴訟」の事案を題材として、審査技術を中心とした法律学方法論を用いて、法理学的に事例分析を行う。

### <学修の到達目標>

受講者は、まず、審査技術に即して法的三段論法を修得すること、それから、現代型訴訟に見られるハード・ケースについて、妥当な法的推論を修得すること、という二点を、主たる学習の到達目標とする。その際、審査技術として、実定法解釈における構成要件の分析と、要件事実論の基礎となる立証責任の分配とを連携させて、事案の分析と推論をすすめることが、要点となる。さらに、現代型訴訟は法的判断が一義的でないハード・ケースが多く含まれるので、事案分析においては、唯一の正しい解を求めるのではなく、審査技術を用いた妥当な推論を遂行することが、学修の要点となる。とりわけ、現代型訴訟の事案において、政府、企業、一般市民といういわゆる行政法の三面関係のなかで、審査技術を適切に用いることが、到達すべき学修の最終目標となる。

### <授業内容・方法と進度予定>

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 ガイダンス          | 8 熊本水俣病刑事訴訟      |
| 2 新潟水俣病事件第一次訴訟   | 9 熊本水俣病川本裁判      |
| 3 熊本水俣病事件第一次訴訟   | 10 山元町立東保育所津波訴訟  |
| 4 水俣病認定不作為違法確認訴訟 | 11 大川小学校津波訴訟     |
| 5 熊本水俣病事件第二次訴訟   | 12 福島第一原発事故群馬馬訴訟 |
| 6 水俣病認定溝口訴訟      | 13 福島第一原発事故刑事訴訟  |
| 7 熊本水俣病事件第三次訴訟   | 14 水俣病訴訟の全体像     |

### <授業時間外学修>

授業進行のスクリプト、および、復習のための板書ファイルをTKC にアップするので、各自で予習、復習のために用いること。

### <教科書および参考書>

参考文献：樺島博志「環境をめぐる憲法と民法」法セミ646（2008）23-27；「病像論再考」法学72-6（2009）82-116；「法的思考の基本構造」法時82-11（2010）80-84；「現代型訴訟としての水俣病事件」大石眞ほか編『各国憲法の差異と接点』成文堂2010年383-417；「法的思考と審査技術」法学74-6（2010）39-71；「津波災害をめぐる法的責任」環境法政策学会誌20号（2017）179-192。

### <成績評価方法>

期末試験95%，講義における質疑5%。期末筆記試験はTake home examの形式で実施する予定である。

### <その他>

### < Object and summary of class >

The subject “Jurisprudence in practice” deals with the legal method in so called “public law litigations” in Japan, especially Minamata Disease disputes. It provides the cases for the participants to learn how to apply a sound legal reasoning to a hard case and how to write a legal expert’s report on it. This is the goal for them to reach.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	実務外国法		単位	2	担当教員 岩田 太
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語・英語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

本講義では、英豪における「医療と法」を学ぶ（英語文献講読）として、合衆国またはオーストラリアにおける「医療と法」（Law & Medicine）、「パブリック・ヘルスと法（Public Health Law）」に関する英語文献（現段階の候補は以下）を読み、当該国におけるヘルスケア分野における法の役割を検討したいと考えています。テキストは、基本的に英語文献を用いますが、一部邦語文献を利用する場合があります。英語力を含め予備知識は必要ありませんが、特に英語文献については1回に30～50頁程度進むので、それなりの努力が必要と思われます。

\*参加希望者は事前にiwataf20ku【アットマーク】gmail.comまでご連絡頂けると助かります。

\*対面講義（ただし数回程度リアルタイムオンラインないしオンディマン드의可能性あり。なおその場合は、十分余裕をもって事前に受講者に告知する）

### <学修の到達目標>

合衆国またはオーストラリアにおける「医療と法」（Law & Medicine）、「パブリック・ヘルスと法（Public Health Law）」に関する英語文献（現段階の候補は以下）を読み、当該国における法の実際のおよび理論的な側面について、十分理解すること。さらにそのような学習を通じ、日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し、相対化できることが最終目標です。

### <授業内容・方法と進度予定>

対面を基本としつつオンライン・オンディマンドを一部併用

授業計画と内容（詳細は初回授業で説明、以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって変更の可能性があり）

正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上ないし教員の個人のDropboxなどダウンロードサイトなどに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください。

テキスト候補は以下の通り、参加者の意見も決めて最終確定する予定です（詳細は初回授業で説明、以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって変更の可能性があり）。

1) Transparency in Health and Health Care in the United States (eds. Holly Fernandez Lynch, I. Glenn Cohen, Petrie-Flom Center, Carmel Shachar, Barbara J. Evans) (Cambridge University Press, 2019) ISBN:9781108658867 £54.00

2) Public Health Law in a Nutshell (5th ed., West Academic Publishing, 2024 (ISBN-13979-8895450840

以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって**変更の可能性あり**

第1回 授業の進め方、報告担当者決めなど。1) Transparency in Health and Health Care in the United States

第2回以降 スケジュールに従い講読（-p.43）（詳細は下記参照）

Dedicationpp v-vi / Contentspp vii-x / Acknowledgmentspp xv-xvi / Introductionpp 1-12 / Introduction to Part I pp.15-16 / 1 - Smashing into Windows pp.17-29 / 2 - The Interplay of Privacy and Transparency in Health Care pp.30-43

第3回 講読（pp.44-85） 3 - Transparency Trade-offs-Priority Setting, Scarcity, and Health Fairness pp.44-57 / 4 - Slightly Hazy pp.58-68 / Introduction to Part II pp.71-74 / 5

- Transparency versus Informed Consent pp.75-87

第4回 講読 (pp.88-131) 6 - Transparency and Financial Conflicts pp.88-102 / 7 - Making Religion Transparent pp.103-114 / Introduction to Part III pp.117-120 / 8 - Transparency on Prescription Drug Research Expenditures pp.121-131

第5回 講読 (pp.132-178) 9 - Is Pharmaceutical Price Transparency an Effective Means to Reduce High Prices and Wide Variations? pp.132-152 / Appendix 1 - Walgreens Generic Drug Pricing pp.149-150 / Appendix 2 - Rite Aid Generic Prices pp.151-152 / 10 - Price Transparency pp.153-164 / 11 - Solving Surprise Medical Bills pp.165-178

第6回 講読 (pp.185-226) Introduction to Part IV pp 181-184 / 12 - Increasing the Transparency of FDA Review to Enhance the Innovation Process pp.185-195 / 13 - Transparency and Clinical Trial Data Sharing pp.196-209 / 14 - The European Medicines Agency's Approach to Transparency pp.210-226

第7回 講読 (pp.229-272) Introduction to Part V pp.229-232 / 15 - The Role of Transparency in Promoting Healthy Behaviors pp.233-243 / 16 - The Role of Transparency in Patient Safety Improvement pp.244-259 / 17 - Personal Health Records as a Tool for Transparency in Health Care pp.260-272

第8回 講読 (pp.273-328) 18 - Nontransparency in Electronic Health Record Systems pp.273-285 / 19 - Transparency Challenges in Reproductive Health Care pp.286-296 / Introduction to Part VI pp.299-300 / 20 - ERISA as a Barrier for State Health Care Transparency Efforts pp.301-313 / 21 - Transparency and Data Sharing in Clinical Research and Big Pharma pp.314-328

第10回 講読 8 (pp.329-356) 22 - Promoting IRB Transparency pp.329-342 / 23 - Using Disclosure to Regulate PBMs pp.343-356

第11--13回 講読 (続き)

第14回 講読 (続き) まとめ

### < Object and summary of class >

The purpose of this course is to learn "Medicine and Law" or "Public Health Law" in the United States or Australia (the current candidate texts are listed below) and to examine both the practical and theoretical aspects of the relevant institutions in those countries. The course materials will primarily consist of English-language texts, though some Japanese-language literature may also be used. No prior knowledge—including English proficiency—is required; however, since we will typically cover about 30–50 pages at a time (especially in the English readings), a steady commitment of effort will be necessary.

If you would like to participate, I would appreciate it if you could contact me in advance at "iwataf20ku [at] gmail.com".

**【Outside classroom learning】** Students are expected to prepare each class by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in English materials. Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

**【Grading Criteria/Policy】** The Grading would be basically evaluated by presentation (30%) & class participation (70%) though depending on the number of students. No final exam is to be required. Students who miss two or more classes would not receive a grade.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員 岩田 太
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW630J		

### <授業の目的と概要>

本講義では、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。そのため、アメリカ法が属する英米法の基本的な特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度など、その法文化的背景を含めた法制度の全体像の学びを前提としつつ、可能であれば実際のアメリカ合衆国最高裁判所の最新の判例（英語）やビデオ教材（英語ないし日本語）などの利用をしつつ、可能な限り現代アメリカ法の実像、法の役割の実態について学ぶ。

### <学修の到達目標>

現代アメリカ法の基本的特徴を示す、判例法主義、多元性（連邦法・州法の関係）、陪審制、懲罰的損害賠償（punitive damages）など私人による法実現を重視する制度の全体像について、十分理解すること。さらにそのような学習を通じ、日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し、相対化できることが最終目標です。

### <授業内容・方法と進度予定>

この授業は、日本語の教材を中心としつつ、一部英語の教材（ビデオや実際の判例）も用いて、質問とディスカッションを交えつつ、講義形式で行う。各トピックについては、事前に教材（日本語中心）を準備し、それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています。正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上ないし教員の個人のDropboxなどダウンロードサイトなどに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください。

\* 対面講義（ただし数回程度リアルタイムオンラインないしオンディマンドの可能性あり。なおその場合は、十分余裕をもって事前に受講者に告知する）

各回のテーマは次の通りである（詳細は初回授業で説明、以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況その他によって変更の可能性があり）。

- 第1回 1. 序 オリエンテーション： 英米法とは何か；（2）なぜ英米法を学ぶのか：比較法、外国法研究の意義；（3）英米法の特徴；
- 第2回 1. 序： ビデオ：合衆国の裁判&解説
- 第3回 1. 序：（3）英米法の特徴；（4）イギリス法とアメリカ法；（5）一応の目標
- 第4回 2. 陪審制度：（1）陪審制度の起源および歴史；（2）陪審の制度的枠組み
- 第5回 2. 陪審制度：ビデオ：陪審評議の内実（英語）&解説
- 第6回 2. 陪審制度（3）陪審制の長所・短所；（4）陪審制度から見える英米法の特徴
- 第7回 3. 判例法主義：（1）第1次的法源としての判例法；（2）先例拘束性の原理
- 第8回 3. 判例法主義： 合衆国最高裁判所の判例に実際にあたる
- 第9回 3. 判例法主義（3）先例拘束性の原理の変容；（4）帰納的思考方法
- 第10回 4. 私人による法の実現：（1）法へのアクセスの拡大：私人による法の実現
- 第11回 4. 私人による法の実現：（2）損害賠償の多様性： 懲罰的賠償を中心に；（3）日本法への示唆
- 第12回 5. アメリカ法の形成： 合衆国憲法を中心に（1）植民地時代・独立革命；（2）合衆国憲法の成立： 連合国家から連邦制へ；
- 第13回 5. アメリカ法の形成：（3）違憲立法審査権の成立、(判例：1-3,7-10事件)
- 第14回 6. 法律家の役割：ビデオ（1）法曹一元：法曹の養成；法律家の役割（2）裁判官、検察官、弁護士

### <授業時間外学修>

可能な限りアメリカ法の実像に迫るため、事前の教材（日本語に加え、英語の可能性あり）を入手し準備をした上で、授業に臨んで下さい（<その他>を参照）。授業中にランダムに発言を求めます。

### <教科書および参考書>

・『基礎から学べるアメリカ法』（弘文堂、2020）（\*購入の要否は講義初回にお知らせしますので、授業初回まで購入はお待ちください）。

・レジュメおよび事前学習資料は、学習支援システムないしDropboxなどを通じ配布

<参考文献>購入不要（図書館などをご参照下さい）

- ・田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）
- ・樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）
- ・伊藤正巳、木下毅、『アメリカ法入門』（第4版）（日本評論社）
- ・別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』（有斐閣）
- ・田中英夫編集代表『Basic英米法辞典』（東大出版会 1993）

そのほか授業内で適宜紹介します。

### <成績評価方法>

学期末試験、および、報告・授業参画などの平常点で採点します。配分は、期末試験50%、報告・発言など授業参画・提出物などの平常点50%です。なお受講生数によっては、学期末試験は、報告、授業参画にすべて変更する場合があります（またその逆の場合）がありますが、その場合は講義参加人数が確定した段階でご説明します。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。また、報告、提出された課題等に対して、授業内で講評します。

### <その他>

授業の初回で、講義の進め方、試験についてなど説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。

\*注意：教材配布場所の情報を講義開始最低2週間前までには送りますので、受講する場合、事前に以下のメールアドレスにご連絡下さい。Iwataf20ku (\*) gmail.comまで (\*を@に変更して下さい)

\*\* (JM 英米法演習 I ; JD 英米法演習 A ※法科合同博片平) (100分授業 ; 8:40-10:20) 片平キャンパス・法科大学院棟

### < Object and summary of class >

【Objectives】 The main purpose of this class is to better understand the role of law in modern America by learning the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plans to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation.

【Outside classroom learning】 Students are expected to prepare each class by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials). Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website. Your required study time is at least four hours for each class meeting.

【Grading Criteria/Policy】 The Grading would be basically evaluated by final exam (50%) , presentation & class participation, assignment (50%) though depending on the number of students, final exam may be changed by presentation and class participation totally (vice versa) .

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		
授業科目	<b>法と経済学</b>		単位	2	担当教員 森田果
配当年次	L2・3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのかについて、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

#### <学修の到達目標>

さまざまな解釈論・立法論において経済分析を理解し、自らもある程度応用できるようになる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

この授業では、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、トピックを選んで解説する。適宜質問を投げかけることで、経済学的な考え方のセンスが養われるように努める。

各回の内容は、以下の予定（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第1回：法と経済学入門
- 第2回：刑法の経済分析 1
- 第3回：刑法の経済分析 2
- 第4回：不法行為の経済分析 1
- 第5回：不法行為の経済分析 2
- 第6回：所有権法の経済分析 1
- 第7回：所有権法の経済分析 2
- 第8回：契約法の経済分析 1
- 第9回：契約法の経済分析 2
- 第10回：家族法の経済分析
- 第11回：会社法の経済分析 1
- 第12回：会社法の経済分析 2
- 第13回：会社法の経済分析 3
- 第14回：法と経済学のこれから（実証分析，行動経済学）

#### <授業時間外学修>

- ・講義パートの予習として学部・L1ないしL2で学んだ該当分野での主要な法制度・解釈論の復習をしてくることを求める。
- ・さらに法と経済学をしっかりと学びたい学生は本講義のネタ本である後述の参考書（スティーブン・シャベル（訳：田中亘・飯田高）『法と経済学』（日本経済新聞社・2010年））の各章を読んでくることを勧める。

#### <教科書および参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010，日本経済新聞社）  
その他，担当教員が適宜参考文献を指定する。

### <成績評価方法>

期末試験 (take home exam・80 %) , 及び, 授業への貢献度 (20 %) による。期末レポートにおいては, 知識が問われるのではなく, 半期の授業を通じて, どれだけ「経済学的に」「自分で」考えられるようになったかが問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので, 注意すること。なお, 成績評価に際しては, 上記の<到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

各回で扱う法分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

### < Object and summary of class >

This course teaches economic analysis of law and covers the fundamental and thorough principles of economic analysis of law. The detailed understanding of economic analysis of law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		
授業科目	外国法文献研究Ⅰ（英米法）		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	英語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

This class “Research in foreign legal literature I (Anglo-American Law)” is carried out jointly with the Seminar of Jurisprudence I in the Master course and the Seminar of Jurisprudence A in the PhD course. By discussing mainly in English, participants are expected to increase her/his capability of 1) understanding legal texts written in English language, 2) acquiring legal expertise in Anglo-American law, especially in the field of legal theory, and 3) discussing a variety of relevant legal issues mainly in English language.

#### <学修の到達目標>

At the end of the semester, participants are expected to submit an essay based on the topics discussed in the sessions, so as to acquire a solid research skill and increase her/his own intellectual competence in law and also in communicating in a foreign language.

#### <授業内容・方法と進度予定>

1 Chu - 1	8 Citron
2 Chu - 2	9 Floridi
3 Dreyfus - 1	10 Surden
4 Dreyfus - 2	11 Chalkidis
5 Dreyfus - 3	12 Abuzir
6 Dreyfus - 4	13 Bommarito
7 Dreyfus - 5	14 Srinivas

#### <授業時間外学修>

Participants are expected to have read the assigned part of the text before the session. They have to submit an academic essay in the form of a class report at the end of the semester.

#### <教科書および参考書>

- Chu Yannan (2026: in printing): "Reconsidering Legal Reasoning in Light of the Bottleneck of Natural Language Processing: A Jurisprudential Reflection in the AI Era Initiatives of the participants on the materials will be gladly taken into consideration", Tohoku Law Review 16.
- Abuzir, Yousef (2025): "Artificial Intelligence in Legal Practice: Applications, Challenges, and Future Prospects", Journal of Business in The Digital Age, 8.1: 33-57.
- Bommarito, Michael J., Daniel Martin Katz, and Jillian Bommarito (2025): "Precise Legal Sentence Boundary Detection for Retrieval at Scale: NUPunkt and CharBoundary", arXiv preprint, arXiv:2504.04131.
- Chalkidis, Ilias, et al. (2022): "LexGLUE: A benchmark dataset for legal language understanding in English", Proceedings of the 60th Annual Meeting of the Association for Computational Linguistics, Volume 1: Long Papers.
- Citron, Danielle Keats (2007): "Technological due process", Washington University Law Review 85: 1249.
- Dreyfus, Hubert L. (1992): What computers still can't do: A critique of artificial reason, Cambridge (MA): MIT press.
- Floridi, Luciano, Cows J, Beltrametti M, et al. (2018): “AI4People - An ethical framework for a good AI society: Opportunities, risks, principles, and recommendations”, Minds and

machines, 28(4): 689-707.

-Srinivas, M.K. and M. S. Benjamin (2026): “The transformation of American courts from conventional adjudication to smart judicial systems”, Indian Journal of Law and Legal Research, Volume 7 Issue 6: 6401-6433.

-Surden, Harry (2019): “Artificial Intelligence and Law: An Overview”, Georgia State University Law Review 35: 1305-1337.

**< 成績評価方法 >**

Comprehension of the text 40%; Competence in discussion 20%; final report 40%: regarding those points: 1 Research Skills; 2 Intellectual Competence; 3 Communication Skills; 4 Grading Rubrics

**< その他 >**

**< Object and summary of class >**

This class focuses on reading legal literature in English language, acquiring expertise in legal theory, and discussing legal issues in English.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		
授業科目	外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	英語	科目ナンバリングコード			

**<授業の目的と概要>**

This class “Research in foreign legal literature II (German Law)” is carried out jointly with the Seminar of Jurisprudence II in the Master course and the Seminar of Jurisprudence B in the PhD course. By discussing mainly in English, participants are expected to increase her/his capability of 1) understanding legal texts written in German language, 2) acquiring legal expertise in German law, especially in the field of legal theory, and 3) discussing a variety of relevant legal issues mainly in English and, if possible, also in German language.

**<学修の到達目標>**

At the end of the semester, participants are expected to submit an essay based on the topics discussed in the sessions, so as to acquire a solid research skill and increase her/his own intellectual competence in law and also in communicating in a foreign language.

**<授業内容・方法と進度予定>**

1 Hervorgehen des roemischen Rechtsunterrichts	8 Auf muendlichen Vortrag
2 Das roemische Juristenviertel	9 Lehrgabe des Gajus
3 Die Zeit fuer die Abhaltung	10 Commentarii
4 Die Vorbereitung der Docenten zu Rom	11 Entstehungsgeschichte
5 Naurgemaesse Entstehung	12 Erwaehnung des Antonius Pius
6 Die Institutionen des Gajus	13 Unzulaessigkeit der Hypothese
7 Doppelte Behandlung	14 Beziehungen des Gajus zu Asien

**<授業時間外学修>**

Participants are expected to have read the assigned part of the text before the session. They have to submit an academic essay in the form of a class report at the end of the semester.

**<教科書および参考書>**

Main material provided by the conductor would be:  
Dernburg, Heinrich: Die Institutionen des Gajus, ein Collegienheft aus dem Jahre 161 nach Christi Geburt, Halle: Waisenhaus, 1869.

Besides the main text above, that text would be relevant to the concept of this class:  
Dernburg, Heinrich: Pandekten, Bd. 1: Allgemeiner Theil und Sachenrecht, 4. verbesserte Aufl., Berlin: Müller 1894.

**<成績評価方法>**

Comprehension of the text 40%; Competence in discussion 20%; final report 40%: regarding those points: 1 Research Skills; 2 Intellectual Competence; 3 Communication Skills; 4 Grading Rubrics

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This class focuses on reading legal literature in German language, acquiring expertise in legal theory, and discussing legal issues in English or also in German.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院基礎法・隣接科目		実務・実践的授業		—
授業科目	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW634J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、フランス法に関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とする。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的である。

### <学修の到達目標>

フランス語の法律文献を正確に訳すことができ、さらにその内容について理解し検討することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業内容

フランス法（フランスの社会保障法）に関するフランス語の文献を受講者とともに読解し、日本法と比較しながらフランスの社会保障法の特徴・課題等を検討する。

#### 2. 教育方法

各受講者が、毎回、教材の指定された部分の翻訳を提出し、他の受講者と担当教員とその内容について検討・質疑を行う形式で進める。なお、必要に応じてフランスの法律等を参照できるように、PC等の持参が望ましい。

#### 3. 予定

第1回 ガイダンス・教材の説明

第2回 Michel Borgetto, Robert Lafore "Le droit à la protection sociale des étrangers : entre reconnaissance et restrictions", Regards, 2024/2 N° 64, pp. 65-66

第3回 上記資料 pp. 67-68

第4回 上記資料 pp. 69-70

第5回 上記資料 pp. 70-71

第6回 上記資料 pp. 72-73

第7回 上記資料 pp. 73-74

第8回 上記資料 pp. 74-75

第9回 Lola Isidro, "Nationalité et/ou résidence : quel fondement de l'accès à la protection sociale des personnes étrangères ?", Regards, 2024/2 N° 64, pp. 53-54

第10回 上記資料 pp.54-56

第11回 上記資料 pp. 56-57

第12回 上記資料 pp. 58-59

第13回 上記資料 pp. 59-60, ゼミレポートの作成方法指導

第14回 上記資料 pp.61-63, 社会保障法における外国人の地位に関する日仏比較・総括

※教材読解の進捗は受講者の人数・フランス語能力等によって変動する。

各回の授業内容についてはその都度具体的に周知する。

### <授業時間外学修>

次回分として指定された箇所の邦語訳を作成する。その他の詳細は、授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

・ Michel Borgetto, Robert Lafore "Le droit à la protection sociale des étrangers : entre

reconnaissance et restrictions", Regards, 2024/2 N° 64, pp. 65-75  
・ Lola Isidro, "Nationalité et/ou résidence : quel fondement de l'accès à la protection sociale des personnes étrangères ?", Regards, 2024/2 N° 64, pp. 53-63  
(授業中に上記論文を配布する)

**<成績評価方法>**

毎回の授業における翻訳および質疑応答、授業への取り組みの状況を評価対象とする「平常点」(50%)と、「レポート試験」(50%)による。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

質問は適宜、授業後に受け付ける。  
本授業は研究大学院との合併により開講する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Readings in Foreign Legal Studies III (French) and covers the fundamental and thorough principles of Readings in Foreign Legal Studies III (French).

The detailed understanding of Readings in Foreign Legal Studies III (French) is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>倒産法Ⅰ</b>		単位	2	担当教員 玉井 裕貴
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW644J		

### <授業の目的と概要>

本講義は、我が国の倒産処理手続のうち、清算型倒産処理手続の一般法である破産手続を主たる対象として、その制度の概要と、関連する問題について理解することを目的とする。

### <学習の到達目標>

- 1.破産手続を理解し、適切に説明することができる。
- 2.破産法の基本的な条文について、その制度趣旨と基本的な運用方法を理解し、適切に説明することができる。
- 3.破産法と、周辺他法との関係を理解し、適切に説明することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

- 1.授業内容  
各回、レジュメに沿って講義を行う。また、事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための指導を行う。
- 2.授業方法  
講義形式による。
- 3.予定  
第1回：ガイダンス／倒産法総論  
第2回：破産手続の概観  
第3回：破産手続の開始段階  
第4回：破産手続の機関  
第5回：破産財団／破産債権①  
第6回：破産債権②／財団債権  
第7回：契約関係の処理①  
第8回：契約関係の処理②／係属中の手続の処遇  
第9回：否認権①  
第10回：否認権②／法人役員の責任追及  
第11回：取戻権／相殺権  
第12回：別除権  
第13回：破産財団の管理・換価／破産手続の終了  
第14回：総括

### <授業時間外学修>

詳細は授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

授業は、配布するレジュメに沿って進める。  
参考書については、ガイダンスにおいて紹介する。

### <成績評価方法>

期末試験80％・平常点20％により評価する。  
「平常点」は、課題への取り組み状況と講義中に指示した事項への取り組みの程度を評価の対象とする。なお、成績全般の評価に際しては、上記<学修の到達目標>が指標となる。

**<その他>**

令和6年度以前入学者も本講義を履修することができるが、修得した単位は、旧科目名（「応用倒産法」）に読み替える。なお、令和6年度までに「応用倒産法」の単位を修得している場合には、本講義は履修できない。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Insolvency Law and covers the fundamental and thorough principles of Insolvency Law. The detailed understanding of Insolvency Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	倒産法Ⅱ		単位	2	担当教員 玉井裕貴
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW645J		

### <授業の目的と概要>

本講義は、我が国の倒産処理手続のうち、個人・消費者の破産手続、および、再建型手続の基本法である民事再生法を主たる対象として、その制度の概要と、関連する問題について理解することを目的とする。また、清算型倒産処理手続との差異、会社更生との差異などに留意しながら、民事再生法の理解を深めることを目的とする。

### <学修の到達目標>

- 1.個人・消費者の破産・免責手続を理解し、適切に説明することができる。
- 2.民事再生法の基本的な条文について、その制度趣旨と基本的な運用方法を理解し、適切に説明することができる。
- 3.民事再生法と、周辺他法との関係を理解し、適切に説明することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1.授業内容

各回、レジュメに沿って講義を行う。また、事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための指導を行う。

#### 2.授業方法

講義形式による。

#### 3.予定

第1回：ガイダンス／個人・消費者の破産手続

第2回：民事再生手続の概観

第3回：手続の開始

第4回：手続の機関

第5回：再生債務者財産と再生債権等

第6回：別除権

第7回：取戻権・相殺権・否認権

第8回：契約関係の処理・係属中の手続の処遇

第9回：再生計画案の作成・提出

第10回：再生計画の認可と効力

第11回：再生手続の終了

第12回：個人再生①

第13回：個人再生②

第14回：総括

### <授業時間外学修>

詳細は授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

授業は、配布するレジュメに沿って進める。

参考書については、ガイダンスにおいて紹介する。

### <成績評価方法>

期末試験80％・平常点20％により評価する。「平常点」は、課題への取り組み状況と講義中に指示した事項への取り組みの程度を評価の対象とする。なお、成績全般の評価に際しては、上記<

学修の到達目標>が指標となる。

**<その他>**

令和6年度以前入学者も本講義を履修することができるが、修得した単位は、旧科目名（「応用倒産法」）に読み替える。なお、令和6年度までに「応用倒産法」の単位を修得している場合には、本講義は履修できない。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Insolvency Law and covers the fundamental and thorough principles of Insolvency Law. The detailed understanding of Insolvency Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		
授業科目	<b>租税法基礎</b>		単位	2	担当教員 藤原 健太郎
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、日本の租税法についての解釈論の基礎を学ぶことにあります。租税法を初めて学ぶ人を念頭に置きながら、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を修得することを目指します。一口に租税法といっても、多種多様な法律から成り立っており、そのすべてを扱うことは時間の制約から不可能です。そこで、企業課税（法人税など）については、実務租税法の授業にお任せして、この授業では、所得税法と租税法総論を中心に扱うことにしたいと思います。

世の中の経済活動は、租税上の効果を勘案しながら行われるのが常です。みなさんの中には、民法や商法の判例を読んだときに、判例が示した法命題はともかくとして、そもそも当事者がなぜそのような取引を仕組んだのかわからない、という経験をされたという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこには往々として税金が絡んでいます。租税法を学ぶということは、民法や商法の知識をより実用的なものにするという効果があります。

### <学修の到達目標>

次の5つの項目を到達目標とし、筆記試験においては、これらの達成度を測定することとします。

1. 所得税法の基礎を理解し、その理論的・実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
2. 租税法総論の基本的部分である、租税法の基本原則および租税手続法の基礎を理解する。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において租税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。
4. 国税通則法や所得税法の解釈適用が問題となった事例において、法律実務家の世界において一般的とされる規約にしたがって、説得的に結論を論証するための能力を身につける。
5. 初見の租税法・政令の意味内容を瞬時に把握し、個別事案において適切に運用することができる能力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

租税法の学習は自分で条文を読みながら、その意味するところをご自身で感得していくほかにないのだと思います。もちろん、こちらから基本的な事項についてはお話ししますが、それを覚えてもらっても何の役にも立ちません（試験で初見の条文が出てきたときに対応できません。）ので、ご自身で条文を手元に置きながら日々訓練を重ねてください。その意味で、一方的な講義形式ではなく、ケースブックを用いた質疑応答形式の授業にいたします。感覚としては、会社計算規則の条文を読むのでさえ億劫に感じてしまう人には、あまり租税法には向かないのではないかと思います。

授業資料については、Google Classroomを使って配布します。クラスコードは、別途周知がなされます。

教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法〔第6版〕』（弘文堂、2023）を用います。

各回のテーマは、大まかには以下の順序で教材の該当部分を扱います（具体的な予習範囲は追って通知しますが、時間の都合上全てのNotes & Questionを扱うわけではありません。また、参加者の理解度・熱意によって授業内容についても取捨選択をします。）。本年度は、所得税、租税法総論の順序で基礎知識を獲得したうえで、総括を兼ねて事例演習を行う予定です。

なお、事例演習とは、法律実務家にとっての共通言語を用いて結論を説得的に論述する能力を涵養するという目的で行うものです。事例問題についてあらかじめ解答を提出してもらい、それらについて学生間で論評を行うという形式を予定しています。

<第一部 インTRODクシヨN>

1. 租税法律主義・租税手続法の基礎

§ 111.01, 序説1-12頁

<第二部 所得税法総論>

2. 所得税の基礎1 (所得概念)

§ 211.01, 211.02, 211.03, 211.04, 211.05

3. 所得税の基礎2 (納税義務者と課税単位、所得の帰属、所得税額の計算の基本的な仕組み)

§ 212.01, 212.02, 212.03, 213.01, 213.02, 213.03, 213.04, 214.01

<第三部 所得税法各論>

4. 所得分類1 (利子所得・配当所得)

§ 221.01, 221.02, 221.03

5. 所得分類2 (給与所得・退職所得)

§ 223.01, 223.02, 223.03, 223.04, 223.05

6. 所得分類3 (事業所得、一時所得・雑所得)

§ 224.02, 224.03, 225.01, 225.02

7. 所得分類4 (譲渡所得1)

§ 222.01, 222.02, 222.03

8. 所得分類5 (譲渡所得2)、所得の計算と年度帰属1 (収入金額と必要経費)

§ 222.05, 222.06, 231.01, 231.02

9. 所得の計算と年度帰属2 (収入金額と必要経費、年度帰属)

§ 232.01, 232.03

10. 所得の計算と年度帰属3 (費用収益対応の原則、必要経費の範囲)

§ 233.01, 234.01, 234.02

11. 所得税額の計算、所得税法のまとめ、

§ 241.01, 241.02, 242.01, 242.02, 243.01

12. 源泉徴収

§ 250.01, 250.02

<第四部 租税法総論>

13. 租税法の解釈と適用

§ 141.01, 142.01, 143.01, 143.02

<第五部 演習>

14. 事例演習

<授業時間外学修>

日本においては租税法律主義があるので、どのような場合にどのような内容の納税義務が発生するかは法律(及びその委任を受けた政令)を見れば、大体わかります。言い換えれば、法律に書かれたオペレーションを正確に再現できるかが個別事案の処理において最も試される能力だということになります。そのため、予習復習においては、租税法律を何度も読み込んでその内容を自分のものとするとともに、租税法律の読み方についての感覚を身につけていくことが肝要となります。特に後者は慣れの問題なので、訓練を重ねるしかありません。試験などでは初見の法令も登場しますので、ぜひとも法律を読むことを嫌がらないようにしてください。

また、法律が重要といっても、判例によって実質的な法規範が形成される場合もないわけではありません。必要な判例は事前にお示ししますので、予習として読み込んだうえで、レイシオ・デジデンダイがどこなのかを自分なりに考えておいてください。

民法・会社法の知識は租税法の前提となります。併せて復習をしましょう。

<教科書および参考書>

教科書として、金子宏=佐藤英明=増井良啓=渋谷雅弘編著『ケースブック租税法〔第6版〕』(弘文堂、2023年)を用います。授業では、上記の『ケースブック租税法』を使用することになります。また、『ケースブック租税法』の情報には古いものもあるため、最新の情報についてはレジュメにて補足します。授業資料については、Google Classroomにて配布します。

また、学修に際しては、条文の読み込みが大きなウエイトを占めることになるので、各自において条文(所得税法、法人税法、国税通則法など)をダウンロードするなどして手元に置いておく必要があります。E-govをご利用ください。中里実=増井良啓=淵圭吾編『租税法判例六法〔第7版〕』(有斐閣、2025年)も有用ですが、法改正には注意する必要があります。

ケースブックの他に、初学者向けの教科書として推薦するものは以下の通りです。自分にあったものをひとつ選んで読み込むのが良いでしょう。

- ・金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）
- ・中里実＝弘中聡浩＝瀧圭吾＝伊藤剛志＝吉村政穂編『租税法概説〔第5版〕』（有斐閣、2025年）
- ・増井良啓『租税法入門〔第3版〕』（有斐閣、2023年）
- ・瀧圭吾『租税法講義』（有斐閣、2024年）
- ・佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』（弘文堂、2022年）

また、判例集として、中里実＝佐藤英明＝増井良啓＝渋谷雅弘＝瀧圭吾編『租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2021年）がありますが、ご自身で判決の原文にあたることをおすすめします。

※以上の各書籍については、2026年2月段階での最新版を掲載しております。今後改版がなされる可能性がありますので、ご注意ください。

#### <成績評価方法>

成績評価は、筆記試験90%、平常点10%の割合で行います。

平常点は、質疑に際して事前に準備をして回答ができたかどうか、回答の内容が適切であるか、積極的に議論に参加したか等により評価します。事例演習におけるパフォーマンスも含まれます。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の一つとなります。

#### <その他>

本授業は、法科大学院と公共政策大学院の合併科目です。仲良くしながら、授業を受けましょう。

#### < Object and summary of class >

This course 'Basic Tax Law' teaches income tax law and examines the basic concepts underlying the income taxation of individuals. The detailed understanding of income tax law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

The purpose of this course is to learn the fundamentals of interpretative theory in Japanese tax law. It is designed for those who are studying tax law for the first time, with the goal of acquiring the basic knowledge of tax law that is essential for legal practitioners.

Tax law encompasses a wide range of laws, and due to time constraints, it is impossible to cover all of them. Therefore, corporate taxation (such as corporate tax) will be left to the course 'Practical tax law', while this course will focus primarily on income tax law and general tax law principles.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務租税法</b>		単位	2	担当教員 瀧本 文浩
配当年次	L2,3	開講学期	集中	週間授業回数	集中
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

### <学修の到達目標>

法人税法に関連する典型的な事案について、問題の所在を把握し、裁判例を踏まえた上で、事案解決のための規範を定立し、事案をあてはめて結論を提示することができる。その際、設例を用いるなどして、法曹として必要な論述力を養う。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

1. イントロダクション、法人税総説  
法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。
2. 法人税の納税義務者  
法人税の納税義務者について検討する。
3. 法人所得の意義と計算（総説）、益金（1）  
法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。
4. 益金（2）  
具体的な益金の意義について検討を加える。
5. 損金（1）  
損金の認識基準について検討を加える。
6. 損金（2）
7. 損金（3）
8. 損金（4）
9. 損金（5）
10. 損金（6）
11. 損金（7）、グループ法人税制  
損金（2）から損金（7）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。  
また、グループ法人税制について検討を加える。
12. 組織再編税制  
法人の合併、会社分割、株式交換および株式移転に関する課税について検討を加える。
13. 同族会社の特例、設例の検討（タックス・プランニング）  
同族会社に関する課税の特例について検討を加える。また、タックス・プランニングについても紹介する予定である。
14. 法人事業税  
法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。

### <授業時間外学修>

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、事前に指定する裁判例を予習してから授業に臨むこと。各回の具体的な予習範囲はTKCで周知する。

### <教科書および参考書>

授業では、法人税法が掲載された六法を使用するが、民法や会社法の条文を参照することも多いので持参すること。

教科書として、金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選 [第7版]』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）を薦める。

### <成績評価方法>

成績評価は、筆記試験70%、授業における発言の内容などの平常点30%の割合で行う。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

「租税法基礎」をすでに履修していることが望ましい。

### < Object and summary of class >

This course teaches corporate tax law and examines the tax effects of basic transactions involving corporations and their shareholders. The detailed understanding of corporate tax law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>経済法 I</b>		単位	2	担当教員 伊永 大輔
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW640J		

### <授業の目的と概要>

「経済法」とは、独占禁止法をはじめとする経済活動の基本ルールを定めた一連の法律群のことをいう。本講義では、あらゆる経済活動を規律する基本法（経済憲法）である独占禁止法について、その基本的な考え方を体系的に習得することを目的とする。独占禁止法の基本論点を中心にわかりやすく概説するが、事例問題の検討・分析を通じ、事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力を養成することも目指す。

### <学修の到達目標>

- ・独占禁止法の基本的思考方法を身につけるとともに、主要な違反類型の要件解釈を精確に理解できるようになる。
- ・不当な取引制限、拘束条件付取引といった基本的な違反類型について、基礎的な論点については事例に則して具体的な考えを論述できるようになる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業内容

独占禁止法の基本構造や規制趣旨、主要な行為類型における規範等を解説するとともに、主要な違反行為については具体的な事例分析を通じて論点解説を行う。また、法曹としての実務に必要な論述能力の滋養を目的とした指導も行う。

#### 2 方法

独占禁止法の主要な規定や審決・判決をひとつお理解しつつ、全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として、基礎的内容に重点を置いて講義を行う。また、複雑多様化した経済社会における法解釈を習得できるよう、法規の理論的な展開のみならず、実際の運用について公正取引委員会の実務や経済実態と関連付けながら、具体的に講義を進めることとしたい。

なお、授業資料及び予習用資料は、Google Classroomを通じて事前に配布する。

#### 3 進度予定

- 第1回 独占禁止法の規制構造（インストラクション）
- 第2回 不当な取引制限の規制（行為要件）
- 第3回 不当な取引制限の規制（弊害要件・始期終期）
- 第4回 ケーススタディ（不当な取引制限の規制の事例演習）
- 第5回 企業結合規制（弊害要件）
- 第6回 企業結合規制（手続・問題解消措置）
- 第7回 ケーススタディ（企業結合規制の事例演習）
- 第8回 不公正な取引方法の規制（行為類型と公正競争阻害性）
- 第9回 不公正な取引方法の規制（取引拒絶型）
- 第10回 不公正な取引方法の規制（拘束条件型：再販売価格拘束・排他条件付取引）
- 第11回 不公正な取引方法の規制（拘束条件型：拘束条件付取引）
- 第12回 不公正な取引方法の規制（取引強制型）
- 第13回 ケーススタディ（不公正な取引方法の事例演習）
- 第14回 エンフォースメント（執行体制、手続、処分）

### <授業時間外学修>

事前の予習を前提に授業を進める。特に、本講義では判決・審決を十分に扱う時間がないため、この点は予習・復習に委ねる。

### <教科書および参考書>

教科書：白石忠志『独占法講義<第11版>』有斐閣、2025年  
菅久修一(編著)『独占禁止法<第5版>』商事法務、2024年  
参考書：川濱昇ほか編『経済法判例・審決百選<第3版>』有斐閣、2024年  
岸井大太郎ほか『経済法<第9版補訂版>』有斐閣アルマ、2020年  
土田和博ほか『条文から学ぶ独占禁止法<第3版>』有斐閣、2024年  
白石忠志『独占禁止法<第4版>』有斐閣、2023年

### <成績評価方法>

期末試験（論述式）80%及び平常点（質疑応答により予習状況、授業への取組態度等）20%で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

### < Object and summary of class >

This course teaches Competition Law and covers the fundamental and thorough principles of Antimonopoly Law in Japan. The detailed understanding of Japanese Competition Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>経済法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 伊永 大輔
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW641J		

### <授業の目的と概要>

経済法Ⅰの既修者を対象として、独占禁止法の体系的理解を深めつつ幅広く違反行為類型を掌握するとともに、応用的な論点についても事例に則して具体的な考えを論述できるようになることを目的とする。また、様々な応用事例の検討を通して、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

### <学修の到達目標>

- ・ 応用的違反類型も含めて、独占禁止法の違反類型の基本構造を理解し、具体的事案で精確な当てはめを行えるようになる。
- ・ 独占禁止法執行上の問題も視野に入れて法的論点を抽出し、これに対する適切な論旨の展開ができる力を身につける。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1 授業内容

独占禁止法の主要な規定や審決・判決を理解しつつ、法規制の全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として講義を行う。また、法曹としての実務に必要な論述能力の滋養を目的とした指導も行う。

#### 2 方法

独占禁止法の主要な規定や審決・判決をひとつお理解しつつ、全体像を把握できるように、実体法上の要件論を中心として、基礎的内容に重点を置いて講義を行う。また、司法試験問題を含む事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を滋養するための演習・指導を行う。複雑多様化した経済社会における法解釈を習得できるよう、法規の理論的な展開のみならず、実際の運用について公正取引委員会の実務や経済実態と関連付けながら、具体的に講義を進めることとした。

なお、授業資料及び予習用資料は、Google Classroomを通じて事前に配布する。

#### 3 進度予定

- 第1回 経済法Ⅰのまとめ（インストラクション）
- 第2回 事業提携（非ハードコアカルテル）
- 第3回 垂直型・混合型企業結合（弊害要件）
- 第4回 ケーススタディ（事業提携・企業結合の事例演習）
- 第5回 事業者団体規制（規制構造）
- 第6回 事業者団体規制（成立要件）
- 第7回 ケーススタディ（事業者団体規制の事例演習）
- 第8回 不公正な取引方法の規制（取引妨害型）
- 第9回 不公正な取引方法の規制（搾取濫用型・不当対価型）
- 第10回 私的独占（行為要件、弊害要件）
- 第11回 ケーススタディ（不公正な取引方法・私的独占の事例演習）
- 第12回 適用除外（知的財産、協同組合、再販）
- 第13回 ケーススタディ（競争停止型の事例演習）
- 第14回 ケーススタディ（競争者排除型の事例演習）

### <授業時間外学修>

事前の予習を前提に授業を進める。特に、本講義では判決・審決を十分に扱う時間がない

め、この点は予習・復習に委ねる。

#### <教科書および参考書>

教科書：白石忠志『独占禁止法講義<第11版>』有斐閣、2025年

菅久修一(編著)『独占禁止法<第5版>』商事法務、2024年

参考書：川濱昇ほか編『経済法判例・審決百選<第3版>』有斐閣、2024年

金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法<第4版>』弘文堂、2019年

岸井大太郎ほか『経済法<第9版補訂版>』有斐閣アルマ、2020年

土田和博ほか『条文から学ぶ独占禁止法<第3版>』有斐閣、2018年

白石忠志『独占禁止法<第4版>』有斐閣、2023年

#### <成績評価方法>

期末試験（論述式）80%及び平常点（質疑応答により予習状況、授業への取組態度等）20%で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Competition Law and covers the fundamental and thorough principles of Antimonopoly Law in Japan. The detailed understanding of Japanese Competition Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法Ⅰ		単位	2	担当教員 蘆立 順美 上嶋 裕樹
配当年次	L2,3	開講学期	通年	週間授業回数	隔週1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW649J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

特許法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

学生は、指定された文献・裁判例等を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

履修にあたっての事前準備、及び、各回の予習課題等については、クラスルームに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

#### 2. 授業の内容と順序

本授業は、通年(隔週)で開講される。1年を通して特許法を学修することにより、同法に関する基本概念や知識を確実かつ正確に修得することを目的とする(なお、本科目は、「知的財産法Ⅱ」と同じ講時に開講されるが、「知的財産法Ⅱ」とは開講日が重複しないため、両科目を同時履修することができる。同時履修する場合には、履修登録の際、専門職大学院系の窓口申し出を行う必要があるので注意すること)。

開講日については、クラスルームにおいて周知する。

#### 【前期】

- 1) 特許法の概要・発明の概念
- 2) 特許要件
- 3) 権利取得手続 (出願・審査)
- 4) 特許権侵害1 (特許権の効力)
- 5) 特許権侵害2 (均等論)
- 6) 特許権侵害3 (間接侵害)
- 7) 特許権侵害4 (間接侵害)

#### 【後期】

- 8) 異議・審判・審決取消訴訟
- 9) 侵害主張に対する抗弁1 (特許権の制限/権利行使の制限)
- 10) 侵害主張に対する抗弁2 (先使用权)
- 11) 侵害主張に対する抗弁3 (権利の消尽法理、並行輸入の可否)
- 12) 権利の帰属
- 13) 権利侵害の効果
- 14) 特許権の経済的利用にかかわる問題

前期試験期間に中間試験を、後期試験期間に期末試験を実施する。

#### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にクラスルームに掲示するので、指定された内容を予習すること。  
その他、詳細は、授業中に周知する。

#### <教科書および参考書>

教科書：島並良＝上野達弘＝横山久芳『特許法入門 [第2版]』有斐閣 2021

なお、最新の特許法の条文を各自準備し、授業に持参すること。

参考文献：授業の初回において、配布、紹介する。

#### <成績評価方法>

中間試験（20％）、期末試験（60％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、本科目のほか、「知的財産法Ⅱ」、L3科目「知的財産法発展Ⅰ」を履修すること。また、「知的財産法発展Ⅱ」も履修することが望ましい。

「知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ」の履修には「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」をいずれも履修済みであることが要求されるため（単位の修得は必須とはしない）、L3において「知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ」の履修を予定している者は、L2において「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」を必ず履修すること。

#### < Object and summary of class >

This course teaches patent law and covers the fundamental and thorough principles of patent law. The detailed understanding of patent law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法Ⅱ		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L2,3	開講学期	通年	週間授業回数	隔週1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW650J		

### <授業の目的と概要>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識、及び、法的思考力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

著作権法に関する主要論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

著作権法に関する基本的論点を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、及び、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

履修にあたっての事前準備、及び、各回の予習課題等については、クラスルームに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

#### 2. 授業の内容と順序

本授業は、通年（隔週）で開講される。1年を通して著作権法を学修することにより、同法に関する基本概念や知識を確実かつ正確に修得することを目的とする（なお、本科目は、「知的財産法Ⅰ」と同じ講時に開講されるが、「知的財産法Ⅰ」とは開講日が重複しないので、両科目を同時履修することができる。同時履修する場合には、履修登録の際、専門職大学院系の窓口に応し出を行う必要があるので注意すること）

開講日については、クラスルームにおいて周知する。

#### 【前期】

- 1) 著作権法の概要・著作物1（思想又は感情の創作的表現）
- 2) 著作物2（アイデア表現二分論、文芸・学術・美術・音楽の範囲）
- 3) 著作権侵害1（依拠性、類似性、法定上の利用行為）
- 4) 著作権侵害2（法定上の利用行為）
- 5) 著作権侵害3（法定上の利用行為、みなし侵害）
- 6) 著作権の制限1
- 7) 著作権の制限2

#### 【後期】

- 8) 著作権侵害・著作権の制限のまとめ
- 9) 著作者人格権侵害1（公表権、氏名表示権）
- 10) 著作者人格権侵害2（同一性保持権、みなし侵害）
- 11) 著作者の認定・権利の帰属（著作者・共同著作者、職務著作）
- 12) 著作者の認定・権利の帰属（映画の著作物に関する特則）
- 13) 権利侵害の効果

#### 14) 侵害の主体・共同不法行為

前期試験期間に中間試験を、後期試験期間に期末試験を実施する。

##### < 授業時間外学修 >

予習課題は、事前にクラスルームに掲示するので、指定された内容を予習すること。  
その他詳細は、授業中に周知する。

##### < 教科書および参考書 >

教科書：島並良＝上野達弘＝横山久芳 『著作権法入門〔第4版〕』 有斐閣 2024  
なお、最新の著作権法の条文を準備し、授業に持参すること。  
参考文献：中山信弘 『著作権法〔第4版〕』 有斐閣 2023  
小泉直樹他編 『著作権判例百選〔第7版〕』 有斐閣 近刊  
その他は、授業の初回において、配布、紹介する。

##### < 成績評価方法 >

中間試験（20%）、期末試験（60%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

##### < その他 >

司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、本科目のほか、「知的財産法Ⅰ」及びL3科目「知的財産法発展Ⅰ」を履修すること。また、「知的財産法発展Ⅱ」も履修することが望ましい。

「知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ」の履修には「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」をいずれも履修済みであることが要求されるため（単位の修得は必須とはしない）、L3において「知的財産法発展Ⅰ・Ⅱ」の履修を予定している者は、L2において「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」を必ず履修すること。

##### < Object and summary of class >

This course teaches copyright law and covers the fundamental and thorough principles of copyright law. The detailed understanding of copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法発展 I		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW651J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、「知的財産法 I」および「知的財産法 II」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、具体的紛争の解決に必要な事案分析力、法的思考力および論述能力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法および著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

複数の論点に関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、理論的に結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された課題や関連文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教員と受講者がインタラクティブに参加する形式で行う。事例課題を用いることにより、当該課題に関する質疑応答や提出された答案に対する添削指導等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

受講者は指定された事例課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。事例課題に関しては、各自、答案を作成したうえで授業に参加することが求められる（提出は任意）。

なお、本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。

#### 2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである。

各回の課題等は、クラスルームに掲示するので、事前に確認、検討の上、授業に参加すること。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1) クレームの解釈      | 8) 著作物性          |
| 2) 審決取消訴訟と審判の関係 | 9) 著作権等侵害の応事例 1  |
| 3) 特許権侵害の応事例 1  | 10) 著作権等侵害の応事例 2 |
| 4) 特許権侵害の応事例 2  | 11) 著作権等侵害の応事例 3 |
| 5) 特許権侵害の応事例 3  | 12) 著作権等侵害の応事例 4 |
| 6) 特許権侵害の応事例 4  | 13) 著作権等侵害の応事例 5 |
| 7) 特許権侵害の応事例 5  | 14) 著作権等侵害の応事例 6 |

なお、本授業は、週1～2回の授業を行うことにより、6月中に授業及び筆記試験を終える予定である。

具体的な開講日については、クラスルームにおいて周知する。

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にクラスルームに掲示するので、指定された内容を予習すること。

その他詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書については、知的財産法 I および知的財産法 II で使用したもの。

各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。  
なお、最新の特許法および著作権法の条文を各自、授業に持参すること。

#### <成績評価方法>

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）を総合して評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

履修要件：「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済み（単位の修得は必須とはしない）であること。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。「知的財産法発展Ⅰ」と「知的財産法発展Ⅱ」では、取り扱う具体的事例が異なるため、両者を履修することは可能である。

予習課題等についてはクラスルームに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

#### < Object and summary of class >

This course teaches patent law and copyright law and covers the applied issues of patent law and copyright law. The detailed understanding of patent law and copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	知的財産法発展Ⅱ		単位	2	担当教員 蘆立 順美
配当年次	L3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW651J		

### <授業の目的と概要>

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、具体的紛争の解決に必要な事案分析力、法的思考力および論述能力を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

特許法および著作権法に関する応用的論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。

複数の論点に関連する事案について、論点を把握・整理したうえで、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、理論的に結論を基礎づけることができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

授業は指定された課題や関連文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教員と受講者がインタラクティブに参加する形式で行う。事例課題を用いることにより、当該課題に関する質疑応答や提出された答案に対する添削指導等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。

受講者は指定された事例課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。事例課題に関しては、各自、答案を作成したうえで授業に参加することが求められる（提出は任意）。

なお、本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。

#### 2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである。

各回の課題等は、クラスルームに掲示するので、事前に確認、検討の上、授業に参加すること。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1) 特許法の応用事例 1    | 8) 著作権法の応用事例 1     |
| 2) 特許法の応用事例 2    | 9) 著作権法の応用事例 2     |
| 3) 特許法の応用事例 3    | 10) 著作権法の応用事例 3    |
| 4) 特許法の応用事例 4    | 11) 著作権法の応用事例 4    |
| 5) 特許法の応用事例 5    | 12) 著作権法の応用事例 5    |
| 6) 特許法の応用事例 6    | 13) 著作権法の応用事例 6    |
| 7) 特許法に関する裁判例の動向 | 14) 著作権法に関する裁判例の動向 |

### <授業時間外学修>

予習課題は、事前にTKCに掲示するので、指定された内容を予習すること。

その他詳細は、授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教科書については、知的財産法Ⅰおよび知的財産法Ⅱで使用したもの。

各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。

なお、最新の特許法および著作権法の条文を各自、授業に持参すること。

### <成績評価方法>

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）を総合して評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

履修要件：「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済み（単位の修得は必須とはしない）であること。

本科目は、司法試験において「知的財産法」を選択科目として受験予定である者を対象とする。「知的財産法発展Ⅰ」と「知的財産法発展Ⅱ」では、取り扱う具体的事例が異なるため、両者を履修することは可能である。

予習課題等についてはクラスルームに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

### < Object and summary of class >

This course teaches patent law and copyright law and covers the applied issues of patent law and copyright law. The detailed understanding of patent law and copyright law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務労働法 I</b>		単位	2	担当教員 桑村 裕美子
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW646J		

### <授業の目的と概要>

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

### <学修の到達目標>

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要となる事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回の授業内容は、以下を予定している。

#### ・労働法総論

- 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」／2 労働法上の「使用者」／
- 3 労働法規・労働契約／4 就業規則（1）／5 就業規則（2）／6 労働協約
- 7 労働関係の成立／8 労働者の人格的利益保護
- 9 賃金／10 労働時間（1）／11 労働時間（2）／12 休暇・休業
- 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

### <授業時間外学修>

詳細はTKCでまたは授業中に知らせる。

### <教科書および参考書>

教材として、①神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第11版〕』（有斐閣、2026年3月予定）、③村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年）を指定する。参考書として、④荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）。

なお、初めて労働法を学ぶ場合は、水町勇一郎『労働法入門 新版』（岩波書店〔岩波新書〕、2019年）を開講までに読んでおくとよい。

### <成績評価方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組みの状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

論述能力の涵養の方法として、論述式の定期試験を実施する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches practice and theory of labor and employment law in Japan. It covers the fundamental principles of labour law. The detailed understanding of labor law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>実務労働法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 桑村裕美子
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW647J	

### <授業の目的と概要>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働関係の展開、労働法の総合的考察について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

### <学習の達成達成度>

実務労働法Ⅰに続くテーマについて、①基本概念や重要な法規範（条文および判例法理）を正確に理解し、それらの知識を活用して具体的な事案を検討し、法律上の問題点を指摘しつつ自身の見解を説得的に示すことができる。②授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる複雑な問題についても、論点を正確に把握し結論を導くことができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

各回の授業内容は、以下を予定している。

#### ・雇用関係法

- 1 イントロダクション、懲戒（1）／2 懲戒（2）、労働関係の終了1－解雇
- 3 労働関係の終了2－雇止め、辞職、合意解約、定年（1）
- 4 労働関係の終了2－雇止め、辞職、合意解約、定年（2）
- 5 雇用差別
- 6 非正規雇用（1）
- 7 非正規雇用（2）

#### ・労使関係法

- 8 労働組合／9 団体交渉／10 団体行動（1）／11 団体行動（2）
- 1 2 不当労働行為
- 1 3 労働関係の広がり と紛争解決・企業組織の変動
- 1 4 労働紛争処理、総合的考察・融合問題

各回の授業は、重要判例や複合的な事例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書および参考書>①）の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

### <授業時間外学修>

詳細はTKCでまたは授業中に周知する。

### <教科書および参考書>

教材として、①神吉知郁子ほか『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第11版〕』（有斐閣、2026年3月予定）、③村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年）を指定する。参考書として、④荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）。

### <成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組みの状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。論述能力の涵養の方法として、論述式の定期試験を実施する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches practice and theory of labor and employment law based on the class of the first semester. It covers the fundamental principles of labor law. The detailed understanding of labor law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>環境法 I</b>		単位	2	担当教員 北村 喜宣
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	2回(月2～3限)
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW635J		

### <授業の目的と概要>

本講義では、環境法の理念・原則、環境法政策の手法、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。環境法として司法試験用論文に収録されている11法のうちの主要法律を中心に検討する。個別法を平板に解説するのではなく、環境法の基本的考え方や手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力および個別事案に対する適用能力の育成を目指す。課題として求められるレポートやメモへの対応を通じて、論述能力の涵養にも努める。

### <学修の到達目標>

- ①前半部分で講じられる環境法総論の議論を踏まえて、後半部分で講じられる個別環境法の仕組みを整理することができるようになること。
- ②環境法政策の観点から重要と思われる改正について、「従来の仕組み、運用上の問題点、改正法の内容」という三点セットで理解ができるようになること。
- ③環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、自然公園法の規制の流れがイメージできるようになっていること。
- ④設例問題をみたときに、どこにどのような論点が見出しているのかを見抜ける力がついていること。

### <授業内容・方法と進度予定>

#### 1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。受講者数にもよるが、講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。

#### 2. 授業予定

14回の講義予定は、以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつか絞って、深掘りをした議論をする。

- (1) イントロダクション (環境法の全体像と環境法の学び方) (2) 環境法の基本的考え方  
(3) 環境法の仕組み (4) 環境基本法・循環基本法 (5) 環境影響評価法 (6) 水質汚濁防止法 (その1) (7) 水質汚濁防止法 (その2) (8) 大気汚染防止法 (9) 土壌汚染対策法 (10) 廃棄物処理法 (その1) (11) 廃棄物処理法 (その2) (12) 廃棄物処理法 (その3) (13) 自然公園法 (14) 問題演習

### <授業時間外学修>

授業は、レジュメにあげられる「Q(質問)」の解説を中心に展開される。したがって、予習や復習の際には、この点を中心にして、テキストや法令集を参照しつつ準備してほしい。

### <教科書および参考書>

1. 授業レジュメ (電子データで配布する)
2. 司法試験過去問三点セット (印刷して配布する)
3. 北村喜宣『環境法〔第6版〕』(弘文堂、2023年) (必携である)
4. 大塚直ほか(編)『十二訂ベーシック環境六法』(第一法規、2026年) (必携である)
5. そのほか、中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』(日本評論社、2024年)、ポケット六法クラス法令集を持参されたい。

**<成績評価方法>**

期末試験50%、課題対応40%（問題作成、メモ作成）、授業への参加10%。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、前期の月曜日2～3限を7回実施する。初回授業は、4月13日（月）である。
3. 提出課題は、授業中間段階で実施する。そのほか、理解確認のためのミニテストを数回予定する。

**< Object and summary of class >**

This course covers fundamental principles and regulatory regimes of environmental law.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>環境法Ⅱ</b>		単位	2	担当教員 大塚 直
配当年次	L2,3	開講学期	集中	週間授業回数	集中
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW636J		

#### <授業の目的と概要>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事案と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

#### <授業内容・方法と進度予定>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。具体的な事例分析等を通じて、法曹として必要な論述能力を涵養する。講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法Basic（第5版）（有斐閣、2026）を通読の上、授業に持参すること。

- 第1回 環境法の理念・原則（1）
- 第2回 環境法の理念・原則（2）
- 第3回 環境政策の手法
- 第4回 環境民事訴訟全般
- 第5回 景観訴訟
- 第6回 騒音訴訟、大気汚染訴訟、環境影響評価訴訟
- 第7回 土壌汚染訴訟
- 第8回 原発損害賠償訴訟（1）
- 第9回 原発損害賠償訴訟（2）
- 第10回 民事差止訴訟（1）
- 第11回 民事差止訴訟（2）
- 第12回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟
- 第13回 廃棄物訴訟（1）
- 第14回 廃棄物訴訟（2）その他

#### <授業時間外学修>

予習に90分、復習に30分かけてください

#### <教科書および参考書>

##### 【教科書】

大塚直・環境法Basic（第5版、有斐閣、2026）

環境法判例百選（第3版）

環境法の判例については一覧表を追加するので、掲示に注意されたい。

（以下、参考文献、参考書）

大塚直・環境法（第4版）（有斐閣、2020）

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室283号以下（2004年4月号～）

取り扱う裁判例等について詳細なスケジュールを追って配布するのでよろしくお願いします。

**<成績評価方法>**

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（レポート60%、平常点40%）。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

オンラインURL（第4回（8月19日）以降はオンライン授業となる）

<https://meet.google.com/ohp-jqsg-dos>

**< Object and summary of class >**

This course teaches Environmental Law II and covers the fundamental and thorough principles of Environmental Law II. The detailed understanding of Environmental Law II is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	国際法発展		単位	2	担当教員 黒崎 将広
配当年次	L2,3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

国際法（国際公法）の全般にわたる講義を行う。国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を身につけた上で、これらを具体的な事案に即して運用することのできる専門的能力を習得することを目的とする。

#### <学修の到達目標>

国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を正確に理解し、特に具体的な事案に即して国際法を解釈・適用できるようになること。

#### <授業内容・方法と進度予定>

国際法の全般にわたって基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、各分野の要点について解説を行う。その際に、先例となる判例・事例等を取り上げ、概念・規則の具体的な適用のあり方を検討することを通じて国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

教科書及び判例集の関係部分を事前に指定し、予め準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答を取り入れつつ可能な限り双方向型の授業を進める。ただし、受講者の人数や基本知識の度合い等に応じて、授業方法を変更する場合がある。

#### ○進行予定

- (1) イントロダクション・国際法の法源
- (2) 条約法
- (3) 国家
- (4) 管轄権免除
- (5) 国際社会の空間的秩序
- (6) 国際環境法・国際経済法
- (7) 個人・国際人権法
- (8) 国際刑事法
- (9) 国際組織法
- (10) 国際法と国内法の関係
- (11) 国家責任法
- (12) 国際紛争処理
- (13) 武力行使禁止と安全保障
- (14) 武力紛争法と軍縮国際法

なお、事例教材を用いて、法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導を行う。

#### <授業時間外学修>

授業の各回について、教科書及び判例集から予習範囲を指示する。詳細はGoogle Classroomで事前に周知する。

#### <教科書および参考書>

岩沢雄司『国際法』（第2版）（東大出版会、2023年）を教科書とする。判例集として森川幸一ほか編『国際法判例百選』（第3版）（有斐閣、2021年）を用いる。また、『国際条約集』（有斐閣）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること（条約集は別のものでもよいが、収録範囲に違いがある）。

### <成績評価方法>

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。平常点は、授業中の質疑応答における発言内容に基づいて評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

本授業科目は司法試験の選択科目である「国際関係法（公法系）」に対応している。授業内容は当該科目を選択する者を想定した水準で進める。国際法（国際公法）は学部レベルでは4～6単位以上の科目として講義されているのが通例であり、本科目はその基礎の上でさらに発展的・実践的な内容も取り扱うものとして位置づけられている。国際法の未修者・既修者を問わず、授業時間外においても相応の学習が必要となるので、受講者はこの点を前提として履修すること。

原則として毎週木曜日13：00～14：30をオフィスアワーとする。

### < Object and summary of class >

Course Aims: This course will provide an overview of international law (public international law). This course aims to provide an understanding of the basic concepts, rules, and approaches of this field of law, and to allow students to develop professional competence in the application of these concepts, rules and approaches to concrete cases.

Course Objectives: The objectives of this course are for students to acquire an accurate understanding of basic concepts, principles, and approaches of international law, and to develop the capacity to interpret and apply rules of international law in relation to concrete cases.

Course Contents: The course will address essential issues in different areas of international law so that students will be able to acquire fundamental knowledge of international law in a systematic manner. The course will discuss various precedents and consider how particular concepts and rules are applied to specific circumstances in order to foster practical skills in the interpretation and application of international law.

Specific sections of the textbook and casebook will be assigned in advance for each week's class. Classes will be conducted on the basis that students have read and considered the relevant sections in advance. The course will be interactive as much as possible, allowing time for questions and discussions. This plan, however, is subject to change depending on the number of participants, their basic knowledge of international law, etc.

The course will proceed in the following order:

1. Introduction, Sources of International law
2. Law of Treaties
3. The State in International Law
4. Jurisdictional Immunities
5. Spatial Ordering of International Society
6. International Environmental Law and International Economic Law
7. The Individual in International Law, International Human Rights Law
8. International Criminal Law
9. The Law of International Organizations
10. International Law and Domestic Law
11. State Responsibility
12. Settlement of International Disputes
13. Prohibition of Use of Force and International Security
14. Law of Armed Conflict and Disarmament

Textbooks and Materials: The following textbook and casebook will be used: 岩沢雄司『国際法』（第2版）（東大出版会、2023年）；森川幸一ほか編『国際法判例百選』（第3版）（有斐閣、2021年）。The following treaty collection will be referred to in each class: 『国際条約集』

(有斐閣) .

Grading: Grading will be based on term-end examination (90%) and class participation and engagement (10%). Class participation and engagement will be evaluated based on students' responses to the discussions in class. The evaluation will take into account the Course Objectives as identified above.

Others: This course corresponds to the optional subject “international law (public)” for the bar examination.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	国際法発展演習		単位	2	担当教員 黒崎 将広
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

本演習では、国際裁判所の判決を取り上げ、当該判決においてどのように国際法が解釈・適用されているのかについて詳しく検討する。国際法に関する基礎的な知識は一定程度有していることを前提とした上で、具体的な事案に即して国際法の問題及び規則を運用する能力を向上させることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

国際裁判所における具体的な事件に即して、そこでの国際法の解釈・適用のあり方に関する十分な理解を得ること。また、先例となる判決の意義と限界に関する十分な理解を前提として、関連する具体的な事案に対して説得力ある法的主張を組み立てることができるようになること。

#### <授業内容・方法と進度予定>

国際司法裁判所等の国際裁判所の判決を取り上げ、そこでの当事国の主張及びこれに対する裁判所の論理を整理・分析することを通じて、問題となった国際法上の論点についての専門的理解を深める。また、関連する具体的な仮想事例について、判決の内容からどのような議論を組み立てることができるかを検討する。

国際裁判所の判決については、1つの判決が複数の論点について重要な先例となっている場合も少なくないが、既存の教材では編集上・学習上の便宜のために論点ごとの整理がなされている場合が多い。これに対して、本演習では1つの判決を全体として取り上げることで、当事国間で問題となった紛争の全体像との関係において判決を捉えることができるようにする。

近年では国際司法裁判所をはじめとする国際裁判所に多数の事件が係属しており、重要な先例性を持つ判決が登場するペースが日本語の教科書・判例集が改訂されるペースを上回っていることから、取り上げる判決は最近の国際司法裁判所の判決とし、原文（英文）を読解する。

授業では、全14回で1～数件の判決を取り上げる。各回について報告者を指定した上で、受講者全員が各自検討してきたことを前提に、報告者による報告と質疑応答・討論を通じて各判決を読み解く。ただし、受講者が極めて少数であるなど、上記の方法によりがたい場合には、授業方法を変更する場合がある。

なお、期末のレポート試験とそれに対するフィードバックを通じて、法曹として必要とされる論述能力の涵養を図る。

#### <授業時間外学修>

事前に検討対象となる判例を詳細に検討しておくことが前提になるので、授業初回に各回の検討範囲を具体的に指示する。

#### <教科書および参考書>

国際司法裁判所のウェブサイト (<http://www.icj-cij.org/>) 等により各自入手するものとする。

#### <成績評価方法>

授業中の報告を基にした平常点（40%）、質疑応答の状況を基にした平常点（10%）及び期末のレポート試験（50%）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。判決は原文を読解することから、基礎的な英語力が必要となる。

### < Object and summary of class >

**Course Aims:** This course will take up a judgment/award of an international court/tribunal and consider in detail how international law is interpreted and applied in that judgment/award. Based on a certain level of basic knowledge of international law, the course aims to enhance students' capacities in using concepts and rules of international law with respect to specific facts and circumstances.

**Course Objectives:** The objective of this course is for participants to acquire knowledge about how international law is interpreted and applied in specific cases before international courts and tribunals. A further objective is to develop the capacity of participants in crafting persuasive legal arguments in relation to specific cases based on a deep understanding of the significance and limits of a particular judgment as a precedent.

**Course Contents:** Judgments/awards of international courts/tribunals will be selected for discussion. The arguments of the parties and the decision of the court/tribunal will be examined in detail in order to acquire a deeper understanding of a particular issue of international law. Moreover, legal arguments that could be made based on the judgment/award will be considered in relation to similar hypothetical cases.

It is often the case that a judgment/award of an international court/tribunal serves as an important precedent in several different contexts. On the other hand, casebooks and other learning materials often organize judgments and awards under topic-based headings. By taking up a judgment/award as a whole, this course will allow participants to understand a judgment/award in the context of the entire dispute between the parties.

In recent years, there are a large number of pending cases before international courts and tribunals, such as the International Court of Justice (ICJ). The pace in which international courts/tribunals create important precedents may be considered as higher than of updates to Japanese textbooks and casebooks. For this reason, a recent judgment of the ICJ will be selected for discussion, and the discussion will be based on the original text in English.

One or a few cases will be taken up for discussion in 14 classes. For each class, a participant will be assigned to report on a specific part of a judgment/award. Based on the premise that all other participants have also read the relevant part of the judgment/award in advance, the judgment/award will be considered through discussions. This plan, however, is subject to change depending on the number of participants.

**Textbooks and Materials:** Materials are to be downloaded from the websites of international courts or tribunals.

**Grading:** Grading will be based on the quality of the presentation in class (40%), participation in discussions (10%), and term-end paper (50%). The evaluation will take into account the Course Objectives as identified above.

**Others:** Participants for this course are advised to take 国際法発展 (summer semester). Basic abilities in English are required, as the original text of judgments will be used in this course.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		
授業科目	実務国際私法Ⅰ		単位	2	担当教員 井上 泰人
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

本授業は、国際的な私法上の法律関係の規律に関して、受講者が自らその分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

国際的な私法上の法律関係をめぐる具体的な事案に対し、狭義の国際私法（準拠法選択規則）を適用することで、いずれの実体法（準拠法）を指定し、いかなる規律を与えるかについて、自らの言葉で説明・議論することができることを目標とする。なお、広義の国際私法に含まれる国際民事手続法や国際取引法については、実務国際私法Ⅱで取り扱う。

### <授業内容・方法と進度予定>

実務国際私法Ⅰでは、狭義の国際私法（準拠法選択規則）の適用方法及び解釈を学ぶことで、国際的な私法上の法律関係を、世界中のいずれの実体法（日本法を含む。）により規律するのかを検討する。授業方法は、講義形式を基本としつつ、適宜受講者との質疑応答も行う。また、事前に提出された事例問題に対する解答案（レポート）及びこれを踏まえた質疑応答による問題演習（第14回）を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりの予定とする。

- 1 基礎：国際私法の全体像
- 2 総論（1）：法律関係の性質決定と連結点①
- 3 総論（2）：連結点②及び準拠法の特定①
- 4 総論（3）：準拠法の特定②及び外国法・強行規定の適用
- 5 総論（4）各論（1）：外国法・強行規定の適用②及び婚姻関係①
- 6 各論（2）：婚姻関係②
- 7 各論（3）：親子関係
- 8 各論（4）：自然人及び相続
- 9 各論（5）：法人及び法律行為①
- 10 各論（6）：法律行為②
- 11 各論（7）：法定債権
- 12 各論（8）：物権及び知的財産権
- 13 各論（9）：多数当事者間の債権関係
- 14 総合：問題演習

### <授業時間外学修>

初回授業も含めて、各授業の予習資料をあらかじめGoogle Classroomにて配付するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

### <教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第9版）』（有斐閣、2024年）
  - ・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年）
- その他の参考書については、授業の進行過程で適宜紹介する。

### <成績評価方法>

第14回で実施する問題演習の事例問題を適宜の時期に公開するので、受講生は、当該事例問題について締切りまでに解答案（レポート）を作成・提出することになるが、この解答案（30%）に加えて期末試験（70%）により成績を評価する。なお、成績評価に際しては前記

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course aims at understanding the fundamental principles and the practical application of Japanese rules on conflict of laws. The course covers mainly the interpretation of the rules as well as the analysis of cases with international elements, such as divorces and transactions over national boundaries. The students are expected to learn how to determine the applicable law and give solutions to such cases properly.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		
授業科目	実務国際私法Ⅱ		単位	2	担当教員 井上 泰人
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

本授業は、国際的な要素を含む紛争解決手続及び取引の規律に関して、受講者が自らその分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

広義の国際私法のうち国際民事手続法及び国際取引法の基本を理解し、国際的な要素を含む紛争解決手続及び取引について生じる具体的な諸問題に対していかなる解決を与えるかについて、自らの言葉で説明・議論することができることを目標とする。なお、狭義の国際私法（準拠法選択規則）の適用については、実務国際私法Ⅰで取り扱う。

### <授業内容・方法と進度予定>

実務国際私法Ⅱでは、国際的な要素があるために生じる紛争解決手続及び取引における諸問題について、いかなる規律が与えられているかを検討する。授業方法は、講義形式を基本としつつ、適宜受講者との質疑応答も行う。また、事前に提出された事例問題に対する解答案（レポート）及びこれを踏まえた質疑応答による問題演習（第14回）を通じて、法曹として必要とされる論述能力を涵養する。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりの予定とする。

- 1 基礎：国際民事手続法及び国際取引法の全体像
- 2 国際民事手続法（1）：民事訴訟の国際裁判管轄①
- 3 国際民事手続法（2）：民事訴訟の国際裁判管轄②
- 4 国際民事手続法（3）：民事訴訟の国際裁判管轄③
- 5 国際民事手続法（4）：家庭裁判所の涉外事件
- 6 国際民事手続法（5）：民事裁判権免除
- 7 国際民事手続法（6）：審理手続上の諸問題
- 8 国際民事手続法（7）：外国裁判の承認及び執行①
- 9 国際民事手続法（8）：外国裁判の承認及び執行②
- 10 国際民事手続法（9）：訴訟物と国際訴訟競合
- 11 国際民事手続法（10）：国際民事保全及び国際仲裁
- 12 国際取引法（1）：国際物品売買及び国際物品運送①
- 13 国際取引法（2）：国際物品運送②及び国際決済
- 14 総合：問題演習

### <授業時間外学修>

初回授業を含めて、授業の予習資料をあらかじめGoogle Classroomにて配付するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

### <教科書および参考書>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第9版）』（有斐閣、2024年）
- ・道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年）

国際取引法の教材を含むその他の参考書については、授業の進行過程で適宜紹介する。

### <成績評価方法>

第14回で実施する問題演習の事例問題を適宜の時期に公開するので、受講生は、当該事例問題について締切りまでに解答案（レポート）を作成・提出することになるが、この解答案（30%）に加えて期末試験（70%）により成績を評価する。なお、成績評価に際しては前記

学修の到達目標が指標の1つとなる。

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course covers (i)Japanese rules on international civil procedure and (ii)international trade law rules relevant to Japan and aims at understanding the fundamental principles and their practical application. The students are expected to learn how to give proper solutions to problems taking place in civil procedure and trade with international elements.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	金融商品取引法		単位	2	担当教員 脇田将典
配当年次	L2・3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解し、企業法務において金融商品取引法を道具として使いこなすための基礎的な力を養うことを目的とする。

### <学修の到達目標>

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解する。  
重要な制度や規制について、典型的な事例に基本条文を適用して分析できるようにする。

### <授業内容・方法と進度予定>

現代経済において、金融商品市場ないし証券市場は、企業が必要な資金を調達する場として、また国民がその余剰資産を運用する場として、欠くことのできない機能を果たしている。金融商品取引法は、金融商品市場や金融商品取引の枠組みを定め、情報開示制度や取引の公正さを確保する諸制度を通じて、効率的な資源配分および投資者の保護を達成しようとする法であり、自由で透明性が高く国際化にも対応した金融商品市場の形成が強く求められる中で、ますますその重要性を高めつつある。公開会社に対する法規制の全体像を捉えるためには、会社法だけでなく金融商品取引法にも眼を向けなければならない。今年度の講義では、会社法と密接な関係を持つ規制を重点的に学ぶ。

金融商品取引法は、条文の数が多く複雑で技術的な部分も少なくない法律であるが、この授業では、金融商品取引法の基本的な構造と考え方を学んでいく。進行予定は以下のとおり。

1. イントロダクション—金商法と会社法
2. 企業内容の開示規制 (1)
3. 企業内容の開示規制 (2)
4. 企業内容の開示規制 (3)
5. 企業内容の開示規制 (4)
6. 公開買付規制 (1)
7. 公開買付規制 (2)
8. 大量保有報告規制
9. 委任状勧誘規制
10. インサイダー取引規制 (1)
11. インサイダー取引規制 (2)
12. インサイダー取引規制 (3)
13. 相場操縦の規制
14. 金商法における有価証券

### <授業時間外学修>

予習・復習課題は、Google Classroomにアップロードする。

### <教科書および参考書>

・教科書

近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法（第6版）』（弘文堂、2025）

・参考書

神田秀樹ほか編『金融商品取引法判例百選』（有斐閣、2013）

飯田秀総『金融商品取引法』（新世社、2023）

飯田秀総ほか『上場会社法概説』（有斐閣、2025）

**<成績評価方法>**

学期末に課す筆記試験の結果（70％程度）に、学期中の質議応答による平常点（30％程度）を勘案して、評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

金融商品取引法を履修するには、会社法の理解が前提となる。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Securities Regulation and covers the fundamental and thorough principles of Securities Regulation. The detailed understanding of Securities Regulation is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		
授業科目	<b>刑事政策</b>		単位	2	担当教員 石井 隆
配当年次	L2,3	開講学期	集中	週間授業回数	集中講義
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

元検事（現弁護士）の教員が、刑事事件の捜査・公判での経験と犯罪白書等を使った統計的アプローチを使い、現在の犯罪情勢、刑事司法手続の各段階における取組と課題を解き明かします。受講した学生が刑法や刑事訴訟を立体的・動的に理解し、単なる法律学がダイナミックに生き生きとした知識となることを目的とします。

### <学修の到達目標>

- ・以下の項目の基本的事項を理解、習得すること。
- 1 捜査、裁判（公判）、矯正（刑務所）、保護（保護観察）に至る**刑事司法手続全般**
- 2 **犯罪の実態と統計**を理解し、データに基づいて犯罪と犯罪対策を分析する力の基礎
- 3 刑罰論および**犯罪者処遇（施設内・社会内）の基本的体系**
- 4 **各犯罪類型の特徴と対策、少年法、犯罪被害者施策、医療観察制度**などの個別領域の課題と、近年の法改正の概要
- 5 現代社会における犯罪学・刑事政策の課題について、**自分なりの意見を論理的に述べる能力**
- ・論述式の定期試験を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、質疑応答を通じて、論述能力を向上させる。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業は、前半でその回のテーマの講義を行い、後半で学生からの簡潔な報告とディスカッションを行う形式で進めます。各授業で報告を求める学生は、事前にTKCで指名します。

- 1 刑事政策の意義
- 2 犯罪原因論と犯罪予防、犯罪捜査の現代化
- 3 刑罰論（生命刑・自由刑・財産刑）と猶予制度
- 4 体刑・財産刑（罰金・科料）の現状、執行猶予制度の拡充
- 5 施設内処遇の実際
- 6 社会内処遇と更生保護
- 7 少年法と非行少年の処遇
- 8 犯罪被害者等への配慮と支援
- 9 再犯防止の取組
- 10 薬物犯罪とその対応
- 11 性犯罪とその対応、ストーカー犯罪とその対応
- 12 暴力犯罪・暴力団犯罪への対応、ギャンブル依存症者への対応、その他依存症を巡る問題
- 13 精神障害のある犯罪者の処遇
- 14 総括：授業のまとめ、犯罪学・刑事政策の課題と展望

### <授業時間外学修>

詳細はTKCで周知します。

### <教科書および参考書>

- ・川出敏裕・金光旭『刑事政策（第3版）』（成文堂、2023年）。
- ・犯罪白書令和7年版（法務省ホームページでダウンロード可能）
- ・※（余裕があれば）犯罪白書令和元年版「平成の刑事政策」（法務省ホームページでダウンロード可能）

**<成績評価方法>**

- ・試験（60％）
- ・授業での発表と発言、参加姿勢（40％）

**<その他>**

**< Object and summary of class >**

This course teaches Criminology and Criminal Policy and covers the fundamental and thorough principles of the subject. The detailed understanding of the subject is desirable to be a legal profession, especially in criminal field under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	企業法務演習		単位	2	担当教員 丸茂 彰
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW642J		

#### <授業の目的と概要>

M&Aを中心に、M&Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M&Aを理解するために必要なファイナンス理論やM&Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM&Aを分析する能力を身につけることもめざす。

#### <学修の到達目標>

M&Aの実務の流れを把握し、各段階で留意すべき法的問題点を把握するとともに、契約書等の作成に際しても、その目的を把握しつつ法的問題点を見出し、当事者視点での解決策を提示し、相手方と交渉することができる。

#### <授業内容・方法と進度予定>

原則として、担当教員からM&Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法(M&A)分野の取引事例を中心に取り上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM&Aを理解するために必要なM&A法務の他、ファイナンス理論、M&Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジュメを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM&Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

#### <授業時間外学修>

必要に応じ授業において指示する。

#### <教科書および参考書>

適宜、追って指定する。

#### <成績評価方法>

報告者としての報告内容(おおよそ50%)および討論への参加状況(おおよそ50%)を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Seminar on Business Planning and covers the fundamental and thorough principles of Seminar on Business Planning The detailed understanding of Seminar on Business Planning is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>民事執行・保全法</b>		単位	2	担当教員 岡本 弘道
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

### <授業の目的と概要>

民事執行手続及び民事保全手続の基本的な理解を習得することを目的とする。

### <学修の到達目標>

民事執行手続及び民事保全手続の基本的な構造を理解すること。これに加えて、民事訴訟法や民事実体法の知識と関連づけることで、民事執行・保全法が私人の権利の強制的な実現という役割を担っていることを理解することを目指す。以上の理解をふまえて、具体的事案において生じる問題について適切に論述できる能力を涵養することを目指す。

### <授業内容・方法と進度予定>

授業方法：講義形式による

#### 授業内容・進度予定

- 第1回 民事執行・保全法への招待・民事執行手続の主体
- 第2回 執行手続の開始・進行・終了
- 第3回 債務名義
- 第4回 執行文・外観主義
- 第5回 違法執行及び不当執行に対する救済
- 第6回 不動産執行①
- 第7回 不動産執行②
- 第8回 不動産執行③
- 第9回 動産執行・権利執行①
- 第10回 権利執行②・非金銭執行
- 第11回 担保権の実行①
- 第12回 担保権の実行②
- 第13回 保全命令発令手続
- 第14回 保全執行

### <授業時間外学修>

詳細は授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

授業は配布するレジュメに沿って進める。

必要に応じて、以下の教科書等を参照すること。その他の参考書については、初回授業時に紹介する。

- ・上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法〔第7版〕』（有斐閣、2024年）
- ・中西正＝中島弘雅＝八田卓也＝青木哲『民事執行・民事保全法〔第3版〕』（有斐閣、2026年）
- ・上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2020）

### <成績評価方法>

期末試験（80％）および平常点（20％）による。  
平常点は、授業内で実施する小テストにより評価する。  
成績評価に際して、<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

**< Object and summary of class >**

This course teaches Civil Enforcement and Provisional Remedies and covers the fundamental and thorough principles of Civil Enforcement and Provisional Remedies. The detailed understanding of Civil Enforcement and Provisional Remedies is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>社会保障法</b>		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW648J		

### <授業の目的と概要>

本授業では、少子高齢化の進展や働き方の変容などに伴い、制度のあり方や法解釈が重要な課題となっている社会保障法について、各法制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、実務家として必要となる社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、生活上のニーズを抱える具体的な個人を想定しながら、各法制度を横断的に捉える視点を養い、各個人にいかなる法制度が適用されるのかを、制度相互の関係にかかわる法解釈に照らして、正確に分析できる能力を備えることを目的とする。

### <学修の到達目標>

社会保障制度の仕組み及び制度のすみ分けを、根拠法令にあたりながら正確に把握し、具体的事案に適用することができる。社会保障制度をめぐる基本的な法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説を参照しながら解釈論を展開することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

1. 授業内容：本授業では、社会保障法初学者も受講者に含まれていることを前提に、まず各社会保障制度の概要を根拠法令に基づきながら講義する。そのうえで、制度に関する基本的理解を前提に、具体的個人を想定しながら、制度の適用のすみ分けにかかる規範を確認するとともに、社会保障法制を理解する上で特に重要と思われる基本的な法律問題について検討する。
2. 授業方法：制度の概要については授業においても解説するが、教科書・参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討や個別事例の分析については、事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料（主に、『社会保障判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2025年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に、受講者間、受講者・教員間での議論・質疑応答も踏まえながら授業を進める。

### 3. 予定

- 第1回 ガイダンス・社会保障法の概観、生活保護制度①（保護の要件等）
- 第2回 生活保護制度②（保護の基準、保護の実施等）
- 第3回 生活保護制度③（被保護者の権利義務、救済手段等）、生活困窮者自立支援制度
- 第4回 公的年金保険制度①（年金受給権の発生・保護・時効等）
- 第5回 公的年金保険制度②（年金水準の引下げ、離婚時の年金分割等）
- 第6回 公的年金保険制度③（遺族年金の男女差等）、企業年金制度の概要
- 第7回 公的医療保険制度①（医療保険に係る当事者の法的関係等）
- 第8回 公的医療保険制度②（外国人と国保、後期高齢者医療制度等）
- 第9回 労災保険制度①（業務災害等）
- 第10回 労災保険制度②（通勤災害等）、雇用保険制度の概要
- 第11回 介護保険制度①（「契約方式」の意義等）
- 第12回 介護保険制度②（要介護・要支援認定等）
- 第13回 障害者福祉制度の概要
- 第14回 保育所制度の概要、児童手当制度の概要

※なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

### <授業時間外学修>

次回授業の範囲について、レジュメと教科書・参考書に基づき制度の概要を理解しておくとともに、レジュメに示されている裁判例（特に百選掲載裁判例）を予習しておくこと。授業後は、再度レジュメ等を参考に授業の復習を行い、条文に基づいて制度を理解できているかを確認すると

ともに、授業で取りあげられた法的問題について判例・学説の議論を整理する。

### <教科書および参考書>

#### 1. 教科書等

・『社会保障判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2025年）

なお、受講に際しては、社会保障関連の法律が掲載されている六法又は法令を検索できるパソコン等を毎回用意すること。

#### 2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）

笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』（有斐閣、2018年） 等

### <成績評価方法>

期末試験（90％）及び平常点（学生の授業への取組み、発言等）（10％）により評価する。

平常点の評価のため、授業の途中で課題を課す予定である。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

### <その他>

質問は適宜、授業後に受け付ける。

本授業は公共政策大学院との合併により開講する。

### < Object and summary of class >

This course teaches Social Security Law and covers the fundamental and thorough principles of Social Security Law. The detailed understanding of Social Security Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	社会保障法発展演習		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW649J		

### <授業の目的と概要>

本演習では、社会保障法に関する裁判例を取り上げ、関係する社会保障制度の仕組みを確認するとともに、従来の裁判例や行政解釈等を広く調査しながら、社会保障法に関わる法規範の解釈能力を涵養し、立法論・政策論も踏まえながら、実社会における社会保障法の機能・課題について問題意識を培うことを目的とする。

### <学修の到達目標>

具体的な社会保障法に関する裁判例を素材に、関係する法令・行政規則等を理解し、過去の裁判例等にも照らしながら、法令の解釈のあり方を論じることができる。また、裁判例に沿って具体的な事案を知ること、社会保障制度に関して実際に生じる多様な法的紛争を理解するとともに、現行法の課題について、立法論も視野にいれながら、分析することができる。

### <授業内容・方法と進度予定>

本演習は、社会保障法についての裁判例を各回につき原則1つ取り上げ、報告者による報告に基づき、受講者間、受講者・教員間で質疑応答・議論を行う方法により、社会保障法令の仕組みと解釈のあり方を知り、現在の法制度の課題及び立法的解決を検討する。

第1回にて本演習に関するガイダンスを行い、第2回には法情報等の検索の方法及び近年の社会保障法制の動きについて取り上げる。第3回以降は、裁判例を素材に議論・検討を行う。

授業においては、関連裁判例や法令等を検索するため、パソコン、タブレット等を持参することが望ましい。

- 第1回 ガイダンス（担当者決定等）
- 第2回 社会保障法情報等の検索、近年の社会保障法制の動き
- 第3回 DV被害者と遺族年金
- 第4回 生活保護と医療保険の適用
- 第5回 社会保険と被扶養者
- 第6回 給付水準の引下げ①
- 第7回 給付水準の引下げ②
- 第8回 介護保険と障害者総合支援制度との調整
- 第9回 社会福祉サービス提供者の権利義務
- 第10回 保護者への要保護児童との面会制限
- 第11回 労災保険における業務起因性
- 第12回 労災保険のメリット制と事業主の原告適格
- 第13回 子どもの自立と生活保護
- 第14回 貧困ビジネスに対する救済

※第3～14回のテーマや順番は変更する場合がある。

### <授業時間外学修>

取り上げる裁判例を各自予習しておくこと。授業後は、報告者のレジュメ等を参考に授業の復習を行い、授業で取りあげられた法的問題について判例・学説の議論を整理する。詳細は、Google Classroom又は授業中に指示する。

### <教科書および参考書>

対象裁判例は、授業中に案内する。

1. 教科書等

・『社会保障判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2025年）

なお、受講に際しては、社会保障関連の法律が掲載されている六法又は法令を検索できるパソコン等を毎回用意すること。

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第8版〕』（有斐閣、2023年）

笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子『社会保障法』（有斐閣、2018年） 等

**<成績評価方法>**

第3～14回で取り上げたテーマに関するレポート（70%）及び平常点（報告、討論参加状況）（30%）により評価する。

なお、成績評価に関しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

**<その他>**

質問は適宜、授業後に受け付ける。

本演習の受講者は、「社会保障法」を履修していることが望ましいが、必須ではない。

**< Object and summary of class >**

This course teaches Social Security Law and covers the actual issues of Social Security Law. The detailed understanding of Social Security Law is desirable to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		—
授業科目	<b>多様性社会と法演習</b>		単位	2	担当教員 久保野 恵美子 今津 綾子 嵩 さやか
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW657J		

#### <授業の目的と概要>

現代社会は、抽象化一般化された個人像に基づき、個人が平等に尊重され、権利を保障される制度を達成したが、他方では、ジェンダー、年齢、心身の状況、人種等において多様性をもった人間が参加する政治や社会の現実との関係で、差別、排除、過介入等の問題を生じさせている。本演習では、以上のような状況をふまえて解決を迫られる種々の問題や関連する判例等を検討し、議論することで、法曹実務家や政策立案者として必要となる社会の多様性に対する問題意識を養い、又は法学研究における人間像の深化を図ることを目的とする。

#### <学修の到達目標>

現代社会が抱える様々な局面における多様性に関し、法学が抱える理論的課題を把握し、その包括的理解を得ることで、伝統的な法学では見えてこなかった問題群への視座を提示することができる。また、多様性に関わる現代社会の諸問題について、理論及び実務の両方の観点を有し、実践的に取り組むことのできる法律及び政策の専門職たるべき基礎的な能力を備える。

#### <授業内容・方法と進度予定>

第1回にて本演習に関するガイダンスを行った上で、第2回以降は本演習のテーマに関する理論的問題に関するトピック、具体的法制度、裁判例を取り上げる。各回では受講者の中から担当者を決めて報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行う方法により、多様性ある社会における法学の意義と課題を明らかにしていく。

第1回 ガイダンス（分担決定等）

第2回 多様性社会における実務

第3回 ジェンダーと法（1）－ 法における性別

第4回 ジェンダーと法（2）－ 法にとってジェンダーとは

第5回 多様性と労働法（1）－ 正規・非正規間の格差

第6回 多様性と労働法（2）－ 職場における性的マイノリティ

第7回 ジェンダーと法（3）－ ジェンダーと性暴力

第8回 多様性と婚姻法－ 同性婚訴訟

第9回 配偶者と法（1）－ 「配偶者」概念の多様性

第10回 配偶者と法（2）－ 夫婦の財産関係

第11回 子どもと法（1）－ 実親子法における子の利益

第12回 子どもと法（2）－ 子の監護をめぐる争い

第13回 ジェンダーと法（4）－ 男女平等と社会保障

第14回 多様性と法－ 損害賠償における逸失利益の算定

※なお、各回の内容・順番は変更する場合がある。また、外部講師が担当する回がある。

#### <授業時間外学修>

詳細は、Google Classroom上または授業中に指示する。

#### <教科書および参考書>

##### <教科書・教材>

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜授業中に案内する。

##### <参考書等>

辻村みよ子『家族と憲法』信山社（2022年）、同『〔概説〕ジェンダーと法〔第2版〕』信山社

(2016年)、菊池馨実・中川純・川島聡編著『障害法〔第2版〕』成文堂(2021年)、第一東京弁護士会『子どものための法律相談』青林書院(2022年)。

#### <成績評価方法>

第2～14回で取り上げたテーマに関わるレポート(70%)及び平常点(報告・討論参加状況)(30%)により評価する。成績評価に際して、<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

- ・受講希望者が22名を超える場合には、選抜を行う予定である。
- ・本授業は公共政策大学院・研究大学院との合併により開講する。
- ・令和2年度以前入学者及び令和3年度法学既修入学者の学生も本演習を履修することができますが、修得した単位は、旧科目名(「子どもと法演習」「ジェンダーと法演習」)のどちらかに単位読替となります。なお、令和3年度までに「子どもと法演習」「ジェンダーと法演習」の両方の単位を修得した場合には、本演習は履修できません。

#### < Object and summary of class >

This course teaches Law and Diversity, and covers the fundamental and thorough principles of Law and Diversity.

The detailed understanding of Law and Diversity is desirable to be a policy-maker of a national or local government.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科目		実務・実践的授業		
授業科目	地方自治法		単位	2	担当教員 諸岡慧人
配当年次	L2,3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週・2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			

#### <授業の目的と概要>

地方公共団体が当事者となった重要な判例（争点は地方自治法の条文解釈に限られない）の綿密な読解を通じて、地方自治行政の実務が直面しうる法的問題について見識を深めるとともに、法的思考の基礎訓練を積むことを目的とする。

#### <学修の到達目標>

現代日本の地方自治を取り巻く状況について、裁判例の分析を通じて概観を得る。

#### <授業内容・方法と進度予定>

授業は受講者の事前の予習を前提として、教員の質問に受講者が回答する双方向形式で行う。地方自治法の概観を与える講義ではないことに注意してほしい。資料の配付にはGoogle Classroomを用いる。

1. 受講者の関心・基礎知識の把握 講義予定の説明
2. 普通地方公共団体の法的性格
3. 地方公共団体の行為を統制する法規範
4. 条例と憲法・法律
5. 住民訴訟
6. 地方議会の自律と司法権
7. 議員の活動に対する地方公共団体の給付
8. 国の関与と地方公共団体の出訴権

受講者の人数・関心にに応じて、また、耳目を集める判例の登場などによって、授業内容・方法は変更される可能性がある。

#### <授業時間外学修>

講義は、基礎知識の確認も含め、教員からの質問に学生が応答する双方向形式により実施する。そのため受講者は、基礎知識の確認のために体系書・教科書の該当箇所を参照し、題材とする判例を第一審から最高裁まで読み込んで自らの理解を固めたうえで受講する必要がある。履修に際しては予習負担を考慮するよう求める。

#### <教科書および参考書>

判例教材はGoogle Classroomで配布する。  
予習の際に参考となる体系書や教科書については授業中に示す。

#### <成績評価方法>

成績評価は、次の通りの割合によって行う。

- ・出席および質疑応答(30%)
- ・レポート(70%)

成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>を指標の1つとする。

#### <その他>

- ・本科目は公共政策大学院で開講する講義であるから、時間割および授業時間についても公共政策大学院のそれに従う。履修および出席に際しては注意すること。
- ・本科目は履修人数の上限を7名とする。選抜の方法については追って掲示する。

**< Object and summary of class >**

This course teaches XXX [英語での科目名] and covers the fundamental and thorough principles of XXX. The detailed understanding of XXX is essential [必修科目の場合] / desirable [選択科目の場合] to be a legal professional under the Japanese legal system.

科目群	大学院専門科目 - 法科大学院展開・先端科		実務・実践的授業		—
授業科目	リサーチペーパー		単位	2	担当教員 指導教員
配当年次	L3	開講学期	通年	週間授業回数	隔週2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS-LAW659J		

#### <授業の目的と概要>

この授業は、第2年次までに会得した法律学に関する知識を基礎に、より学術的な視点から法的課題を分析する能力の向上を図ることを目的とする。学生は、担当教員と適宜相談しながら、研究課題を設定し、所要の調査を行った上で、それらに基づく分析を提示するリサーチペーパーを作成する。

#### <学修の到達目標>

学術的研究の遂行に必要となる、以下の基礎的な能力を備えることを目指す。①学術的に探究する相応しい課題を設定した上で、法制度の沿革、関連する過去の裁判例や先行研究等を調査する能力、②調査により収集した資料を分析してリサーチペーパーとしてまとめ上げる能力。

#### <授業内容・方法と進度予定>

担当教員による個別的な指導を通じて、課題を選択し、法制度の沿革、関連する過去の裁判例や先行研究等を調査したうえで、当該課題に関する基礎的な研究をまとめたリサーチペーパーを執筆する。

#### <授業時間外学修>

課題の選択、参考文献の収集と分析、リサーチペーパーの執筆に充てられる。

#### <教科書および参考書>

担当教員の指定による。

#### <成績評価方法>

リサーチペーパーの提出期限は、12月下旬から1月上旬とする（詳細は履修者に通知する。）。成績は、提出されたリサーチペーパーの内容を口述試験における質疑応答も踏まえて総合評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<学修の到達目標>が指標の1つとなる。

#### <その他>

東北大学大学院法学研究科研究大学院における「後継者養成コース（研究者型）」等への進学及び博士論文の執筆を考える学生は、本授業を履修することが強く推奨される。

履修にかかる手続きについては総合履修指導で案内します。

#### < Object and summary of class >

This course is designed for students who will write a research paper on legal issues.

令和8年度「リサーチペーパー」担当教員一覧

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
蘆立教授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面接を行ったうえで履修の可否を決定する。
井上(和)教授	刑事訴訟法	将来的に、研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。履修希望者は、事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心(最低2000字以上。詳細であればあるほど望ましい)を提出すること。これに基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決定する。
井上(泰)教授	国際私法	国際私法(国際民事手続法を含む。)専攻の研究者(大学教員)を志望する者を若干名受け入れる。希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。上記レポートと面接により受入れの可否を決定する。
今津教授	民事訴訟法	民事訴訟法の研究者になろうと考えている者を、1名を限度に受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてまとめたA4用紙2枚程度のレポートを提出すること。面接のうえ、受入れの可否を決定する。
大江教授	行政法	行政法専攻の研究者志望の者を若干名受け入れる。基幹行政法の成績が良好な者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。
奥村教授	憲法 (特に統治機構論)	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。なお、レポートによる選抜を行う場合がある。
樺島教授	法理学 (とくに法律学方法論、現代型訴訟)	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。
榎橋教授	民法	民法の研究者を志す者を2名まで受け入れる。受講希望者は、①リサーチペーパーの題名と目次、②問題意識を記載したレポート(2000字程度)を作成して提出すること。①、②について面接を実施し、受入れの可否を決める。
久保野教授	民法	将来、何らかの形で民法の研究を行うことを志望する者1名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。このレポートに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。
黒崎教授	国際法	国際法専攻の研究者志望者または国際組織・国際裁判所への就職志望者を若干名受け入れる。希望者は、履修を希望する理由及び具体的な研究テーマに関するレポートを提出すること(A4用紙5枚程度)。提出書類に基づき面接を行い、履修の可否を決定する。
桑村教授	労働法	受入れ人数:若干名。労働法に関する基本的知識を有し、問題意識が明確な者に限る。志望者は研究テーマについてレポートを提出すること(A4用紙3枚以内)。
伊永教授	経済法	経済法(独占禁止法)の研究者を志望する者を若干名受け入れる。受講希望者には面接等を行い、問題意識等を確認して、受け入れの可否を決定する。
嵩教授	社会保障法	2名を限度とする。社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。希望者は問題意識を記載したレポート(2000~3000字程度)を提出すること。提出されたレポートに基づいて面接を行った上で、受け入れの可否を決定する。
中林教授	憲法(特に人権)	将来、憲法の研究に従事したいと考える者を受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについての学問的関心をまとめたレポート(A4用紙5枚以内)を提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、その上で、1名を限度として受け入れる。
成瀬教授	刑法	将来研究者として、刑法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。
西土教授	憲法 (特に人権論分野)	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。なお、レポートによる選抜を行う場合がある。

森田教授	民事法（民法・会社法・商法の他、証取法や金融法も含む）、実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論（how の部分）よりも理論（why の部分）に関心を持っている者。人数制限は特にない。
吉永教授	民法	研究者志望の者を若干名受け入れる。(1) 平井宜雄『『議論』の構造と『法律論』の性質 (1) (2)』ジュリスト 919号 70頁、920号 82頁 (1988年)を読んだ感想を 500 字程度で、かつ、(2) 現在関心のあるテーマについて問題意識と研究計画を 2000 字程度で記述したレポートを提出すること。レポートおよび面接で受入れ可否を決定する。
池田准教授	民法	将来民法の研究を行うことを志望する者若干名を受け入れる。希望者は、自らの問題意識についてレポートを提出すること。面接のうえ、受入れの可否を決する。
市川准教授	民法	民法専攻の研究者を志望する者を若干名受け入れる。志望者は、2000 文字程度の研究計画書を提出すること。当該研究計画書と面接によって、受け入れの可否を決定する。
大谷准教授	刑事訴訟法	将来刑事訴訟法の研究に従事したいと考えている者を受け入れる。希望者は、自己の研究関心をまとめた A 4 用紙 2 枚程度のレポートを提出すること。面接の上、履修の可否を決定する。
岡本准教授	民事訴訟法	民事訴訟法の研究に高い関心を有する者を若干名受け入れる。研究への関心が高ければ、志望する進路は問わない。希望者は、関心のあるテーマについてレポートを提出すること (2000 字程度)。面接のうえ、受入れの可否を決定する。
玉井准教授	倒産法	倒産法の研究者になろうと考えている者を、1 名を限度に受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてまとめた A4 用紙 1～2 枚程度のレポートを提出すること。面接のうえ、受入れの可否を決定する。
藤原准教授	租税法	租税法およびそれに関連する領域で、希望する研究テーマとその理由を記して提出してください。将来の志望は問いませんが、応募者多数の場合には選抜を行います。
堀澤准教授	行政法	将来行政法の研究を志すものを受け入れる。希望者は、希望する研究テーマ及び研究計画（問題意識や既存の議論状況の整理などの記載があるとよい）を 2000 字程度で作成し提出すること。そのうえで、面接を実施して可否を決する。

法 科 大 学 院  
授 業 日 程  
時 間 割 表

# 2026年度授業日程

(法科大学院)

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月2日(木)
個別履修指導	4月3日(金)
前期授業	第1クォーター 4月8日(水)～6月5日(金) ※4月29日(水・祝)は授業を行う。
	第2クォーター 6月1日(月)～7月24日(金)
前明月曜開講授業日	5月7日(木)(月曜日の授業を行う)
前期火曜開講授業日	5月8日(金)(火曜日の授業を行う)
L3配当科目授業日	6月13日(土)(水曜日の授業を行う) 6月20日(土)(木曜日の授業を行う) 6月27日(土)(金曜日の授業を行う) 7月22日(水)(水曜日の授業を行う) 7月23日(木)(木曜日の授業を行う) 7月24日(金)(金曜日の授業を行う)
第1クォーター試験期間	6月15日(月)～6月20日(土)
試験準備期間	7月21日(火)・7月27日(月)・7月28日(火)
前期試験期間	7月29日(水)～8月5日(水)
夏季授業	8月6日(木)～8月10日(月) 8月19日(水)～9月30日(水)
夏季休業	8月11日(火)～8月18日(火)
後期授業	第3クォーター 10月1日(木)～11月18日(水) ※10月12日(月・祝)は授業を行う。
	第4クォーター 11月19日(木)～1月14日(木)
後明月曜開講授業日	11月26日(木)(月曜日の授業を行う)
後期火曜開講授業日	11月7日(土)(火曜日の授業を行う)
第3クォーター試験期間	12月7日(月)～12月12日(土)
冬季休業	12月26日(土)～1月1日(金・祝)
試験準備期間	1月15日(金)・1月19日(火)・1月20日(水)
後期試験期間	1月21日(木)～1月29日(金)

※2026年4月3日(金):東北大学入学式

2027年3月25日(木):東北大学学位記授与式

## 授 業 時 間

第1講時	8:40 ~ 10:20
第2講時	10:40 ~ 12:20
第3講時	13:10 ~ 14:50
第4講時	15:00 ~ 16:40
第5講時	16:50 ~ 18:30
(第6講時)	18:40 ~ 20:20)



2026年度 東北大学法科大学院時間割表（前期：1クォーター：2クォーター）

1Q,2Q	学年	開講	月	教室	学年	開講	火	教室	学年	開講	水	教室	学年	開講	木	教室	学年	開講	金	教室	学年	開講	土	教室
1	L2	前期	行政法（大江）	201A	L3	前期	知的財産法発展Ⅰ（蘆立）	301	L3	1Q	応用民法Ⅱ（池田）	301	L3	前期	知的財産法発展Ⅰ（蘆立）	301	L1	前期	民法Ⅱ（池田）	302				
									L2,3	前期	現代アメリカの法と社会（岩田）	302	L2,3	前期	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）（嵩）	308演	L2	通年	基幹刑法（成瀬・谷）	201A				
8:40 ~ 10:20																	L3	1Q	応用民事訴訟法Ⅱ（今津）	301				
2	L2	通年	基幹民法（榎橋・久保野・吉永）	201A	L1	通年	民法Ⅰ（久保野・吉永）	302	L2	通年	基幹刑事訴訟法（井上和）	201A	L1	前期	民法Ⅲ（榎橋）	302	L1	前期	民法Ⅱ（池田）	302	L3	1Q	応用刑事訴訟法Ⅱ（井上和）	301
	L2,3	前期	環境法Ⅰ（北村）共	302	L2	通年	基幹商法（森田）	201A	L3	1Q	応用憲法Ⅱ（中林）	301	L2	前期	基幹憲法（奥村・西土）	201A	L2	通年	基幹民事訴訟法（今津）	201A				
10:40 ~ 12:20					L3	1Q	応用商法Ⅱ（得津）	301																
3	L2,3	前期	環境法Ⅰ（北村）共	302	L2,3	前期	経済法Ⅰ（伊永）	301					L2,3	前期	民事要件事実基礎（熊谷）	201A	L2,3	前期	刑事実務基礎演習（谷）	301	L2,3	前期	リーガル・クリニック（赤石）各月	301
	L2,3	前期	刑事実務演習（谷）	301	L2,3	前期	法と経済学（森田）	302					L3	1Q	応用刑法Ⅱ（松本）	301	L2,3	前期	租税法基礎（藤原）共	302				
13:10 ~ 14:50																								
4	L1	通年	刑法（成瀬）	302	L2,3	前期	倒産法Ⅰ（玉井）	301	L2,3	前期	国際法発展（黒崎）隔・共	301	L1	通年	憲法（奥村・西土）	302	L2,3	前期	実務労働法Ⅰ（桑村）共	301	L2,3	前期	リーガル・クリニック（赤石）各月	301
					L2,3	前期	ローヤリングA（伊藤）	308演	L2,3	前期	ローヤリングB（伊藤）	308演												
15:00 ~ 16:40																								
5	L3	1Q	応用行政法Ⅱ（大江）	301					L2,3	前期	国際法発展（黒崎）隔・共	301	L2,3	通年	知的財産法Ⅰ（蘆立・上嶋）隔	301	L1	前期	リーガル・リサーチ（榎島）	302	L2,3	前期	リーガル・クリニック（赤石）各月	301
													L2,3	通年	知的財産法Ⅱ（蘆立）隔	301								
16:50 ~ 18:30													L2,3	後期	外国法文献研究Ⅰ（英米法）（榎島） 開講時間 18:00-19:40	川内								
6																								
18:40 ~ 20:20																								

  …司法試験選択科目対応科目      (共) …公共政策大学院との合同講義  
 「知的財産法発展Ⅰ」「環境法Ⅰ」は前期を通じて全14回開講する。  
 「倒産法」の単位を修得した者は「倒産法Ⅰ」を、「応用倒産法」の単位を修得した者は「倒産法Ⅱ」を履修できない。(令和6年度入学者まで)  
 「知的財産法Ⅰ」と「知的財産法Ⅱ」の開講日は重複しないため、同時履修できる。  
 「外国法文献研究Ⅰ（英米法）」の開講時間は18:00-19:40とする。

2026年度 東北大学法科大学院時間割表（後期：3クォーター：4クォーター）

3Q,4Q	学年	開講	月	教室	学年	開講	火	教室	学年	開講	水	教室	学年	開講	木	教室	学年	開講	金	教室	学年	開講	土	教室	
1 8:40 ~ 10:20	L2	後期	基幹行政法（大江）	201A	L2	後期	基幹行政法（大江）	201A	L2	通年	基幹民法（榑橋、久保野、吉永）	201A	L2,3	4Q	応用商法Ⅰ（森田）	308演	L2	通年	基幹刑法（成瀬、谷）	201A					
	L3-1	後期	刑事裁判演習（谷他）	301									L2,3	4Q	応用民法Ⅰ（池田）	302									
													L3-2	後期	刑事裁判演習（谷他）	301									
2 10:40 ~ 12:20	L1	後期	民法Ⅳ（久保野）	302	L1	後期	商法（脇田）	302	L1	通年	刑法（成瀬）	302	L1	後期	商法（脇田）	302	L2	通年	基幹民法（榑橋、久保野、吉永）	201A	L2,3	4Q	応用刑事訴訟法Ⅰ（井上和）	301	
	L2	通年	基幹商法（森田）	201A	L3	後期	知的財産法発展Ⅱ（蘆立）	308演	L2	通年	基幹刑事訴訟法（井上）	201A	L2	通年	基幹民事訴訟法（今津）	201A									
	L3-2	後期	刑事裁判演習（谷他）	301									L3-1	後期	刑事裁判演習（谷他）	301									
3 13:10 ~ 14:50	L1	後期	民法Ⅰ（久保野・吉永）	302	L2,3	後期	実務国際私法Ⅰ（井上）	301					L1	後期	民事訴訟法（今津）	302	L2,3	後期	民事法発展演習Ⅱ（畑）	308演					
	L2,3	後期	社会保障法（嵩）共	201A	L2,3	後期	実務外国法（岩田）	302					L2,3	後期	民事・行政裁判演習（熊谷）	201A	L2,3	後期	民事執行・保全法（岡本）	302					
	L2,3	4Q	応用憲法Ⅰ（中林）	301									L2,3	4Q	応用刑法Ⅰ（松本）	301	L2,3	後期	経済法Ⅱ（伊永）	301					
4 15:00 ~ 16:40	L2,3	後期	民事・行政裁判演習（赤石）隔週	201A	L2,3	後期	倒産法Ⅱ（玉井）	301	L2,3	後期	国際法発展演習（黒崎）隔週	301	L1	後期	刑事訴訟法（井上和）	302	L1	通年	憲法（西土）	302					
					L2,3	後期	金融商品取引法（脇田）	302	L2,3	後期	地方自治法（諸岡）共 隔週 開講時間14:40-16:10	303	L2,3	4Q	応用民事訴訟法Ⅰ（今津）	301	L2/ 3-1	後期	法曹倫理（赤石、熊谷、谷）	301					
5 16:50 ~ 18:30	L2,3	後期	社会保障法発展演習（嵩）	302	L2,3	後期	実務国際私法Ⅱ（井上）	301	L2,3	後期	国際法発展演習（黒崎）隔週	301	L2,3	通年	知的財産法Ⅰ（蘆立・上嶋）隔週	301	L2,3	後期	実務労働法Ⅱ（桑村）	303					
	L2,3	4Q	応用行政法Ⅰ（大江）	301					L2,3	後期	地方自治法（諸岡）共 隔週 開講時間16:20-17:50	303	L2,3	通年	知的財産法Ⅱ（蘆立）隔週	301	L2,3	後期	実務法理学（樺島）	302					
									L2,3	後期	民事法発展演習Ⅰ（伊藤）	308演	L2,3	後期	外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）（樺島）	川内	L2/ 3-2	後期	法曹倫理（赤石、熊谷、谷）	301					
6 18:40 ~ 20:20																									

…司法試験選択科目対応科目 (共)…公共政策大学院との合同講義

「倒産法」の単位を修得した者は「倒産法Ⅰ」を、「応用倒産法」の単位を修得した者は「倒産法Ⅱ」を履修できない。（令和6年度入学者まで）

「知的財産法Ⅰ」と「知的財産法Ⅱ」の開講日は重複しないため、同時履修できる。

「地方自治法」の開講は水曜日4・5限ではあるが、授業時間は「公共政策大学院」の時間割に準じる。